

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

予算特別委員会会議録
(民生費・衛生費)

令和 7 年 3 月 5 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年3月5日（水）
- 2 開会場所 第1会議室
- 3 出席者 (17人)

委員 長 太 田 雅 久	副委員長 早 川 太 郎
委 員 石 原 喬 子	委 員 大 浦 美 鈴
委 員 大 貫 はなこ	委 員 木 村 佐知子
委 員 村 上 浩一郎	委 員 松 村 智 成
委 員 中 澤 史 夫	委 員 青 鹿 公 男
委 員 望 月 元 美	委 員 寺 田 晃
委 員 中 嶋 恵	委 員 伊 藤 延 子
委 員 石 塚 猛	委 員 秋 間 洋
議 長 高 森 喜美子	
- 4 欠 席 者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者

区 長	服 部 征 夫
副 区 長	野 村 武 治
副 区 長	荒 川 聡一郎
教 育 長	佐 藤 徳 久
企画財政部長	関 井 隆 人
企画財政部参事	吉 本 由 紀
企画課長	(企画財政部参事 事務取扱)
経営改革担当課長	仲 田 賢太郎
臨時特別給付金担当課長	(経営改革担当課長 兼務)
財政課長	高 橋 由 佳
情報政策課長	小野田 登
情報システム課長	廣 瀬 幸 裕
用地・施設活用担当部長	(企画財政部長 兼務)
用地・施設活用担当課長	坂 本 一 成
総務部長	梶 靖 彦

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務課長	福 田 健 一
人事課長	浦 里 健太郎
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 渕 俊 樹
人権・多様性推進課長	河 野 友 和
国際・都市交流推進室長	酒 井 ま り
区民部長	鈴 木 慎 也
区民部参事	越 智 浩 史
区民課長	齊 藤 明 美
税務課長	落 合 亨
戸籍住民サービス課長	村 上 訓 子
子育て・若者支援課長	村 松 有 希
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)	(子ども家庭支援センター長 兼務)
区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	(区民課長 兼務)
文化産業観光部長	内 田 円
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
産業振興担当部長	上 野 守 代
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉部長	佐々木 洋 人
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	立 石 淑 子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
施設整備担当課長	伊 藤 慶
介護保険課長	松 上 研 治
障害福祉課長	井 上 健
松が谷福祉会館長	江 口 尚 宏
保護課長	久木田 太 郎
自立支援担当課長	(保護課長 兼務)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

健康部長	水 田 渉 子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	三 宅 哲 郎
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	篠 原 正 之
環境清掃部長	小 川 信 彦
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋谷 謙 三
都市づくり部参事	原 島 悟
都市計画課長	反 町 英 典
建築課長	松 崎 晴 生
住宅課長	塚 田 正 和
交通対策課長	飯 田 辰 徳
道路管理課長	清 水 良 登
土木課長	(原島都市づくり部参事 事務取扱)
公園課長	榎 本 賢
会計管理室長	遠 藤 成 之
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局次長	前 田 幹 生
教育委員会事務局学務課長	川 田 崇 彰
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
監査事務局長	山 本 光 洋
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・事務局次長)	久 我 洋 介
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・経営支援課長)	(事務局次長 事務取扱)

7 議会事務局	事務局長	伊 東 孝 之
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	松 江 勇 樹
	議会担当係長	山 下 大 輔

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

書	記	女部田	孝	史	
書	記	岡	崎	一	生
書	記	遠	藤	花	菜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（太田雅久） ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、私から申し上げます。第4号議案、令和7年度東京都台東区一般会計予算に対し、秋間委員ほか1名から、資料のとおり修正案が提出されました。

ここで、修正案の取扱いについておはかりいたします。

修正案の審議については、3月7日金曜日の資料に基づく質疑の終了後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 いいですね。ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

○委員長 ここで、改めて委員及び理事者各位にお願い申し上げます。

円滑な審議を進める上で、質問は重複を避け、簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

また、各常任・特別委員会の審議の繰り返しのならないようお願いいたします。

理事者におかれましても、答弁は質疑の趣旨を踏まえ、円滑かつ簡潔にされるようお願いいたします。

円滑な審議の進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ちょうど中日なんで、もう一度ちょっと改めて言わせていただきましたが、昨日も結構ありました。流しましたけれど、1定でやったことをまたここでやるようなことがありますんで、十分その辺は注意しながら質問をしていただきたいと思います。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 第3款民生費については、項ごとに審議いたします。

第1項社会福祉費について、ご審議願います。

望月委員。

◆望月元美 委員 早速ですが、201ページの22番、高齢者地域見守りネットワークについてお伺いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちらは75歳以上の高齢者世帯生活調査について、令和6年度から実施方法が変わったと思います。より多くの緊急連絡先を把握するために、全ての75歳以上を対象に調査票を郵送していると思いますが、その調査票の回収率とその成果について教えてください。

また、令和7年度に行います、予算書にあります調査の結果編集というところについても教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

調査票の回収率でございますが、令和7年1月末現在で68.7%となっております。

また、本調査の成果についてでございます。先ほど委員おっしゃったとおり、調査対象を全ての75歳以上の高齢者としたため、多くの方の緊急連絡先を把握することができました。令和7年度でございますが、今回把握したデータを高齢福祉システムに取り込むための予算を計上しているところでございます。これによりまして、区や地域包括支援センターでこのシステムを使って緊急連絡先を把握することが可能となります。高齢者の安否確認が必要な緊急時にはご親族などへの確認や合意が必要な場合もございますので、今後の支援に際しましてその成果は高いものであると認識してございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 やはり独り暮らしの高齢者が増加する中で、実際家族のつながりの希薄化ですとかやはり地域との孤立化などで特に孤独死につながることもありますので、やはり緊急連絡先を把握していくことがとても大変重要だとは思っておりますので、引き続きその辺はしっかりと進めていただきたいと思います。

やはり、孤独死を防ぐためにも、安心して暮らせる環境を整えることが重要だと思いますので、その点については今後区のほうも終活支援に取り組む必要があるのではないかと感じています。

既に区では地域包括支援センターでの相談受付や社会福祉協議会での終活講座などを行っていただいておりますけれども、実際区のホームページで検索しようとしますと、終活支援という見出しがないために、終活に関する情報が収集しづらい状況が実際にあります。昨年の決算特別委員会で家族介護者への情報発信として、区のホームページに家族介護者支援としての相談先や利用できるサービス、制度の情報を掲載したページをつくってほしいと要望しておりましたが、それについては早速作成していただきました。実際に見ますと情報が網羅されていて、とても分かりやすくなっておりますので、その点については評価しております。

このように終活支援についてもページを作成していただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 終活は高齢者だけではなく福祉全般に関わることでございますので、福祉課のほうでご答弁させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民の方が安心して高齢期を過ごすには、できるだけ早く終活に取り組んでいただくことが大きなことであると認識しております。そこで、今後は区ホームページで区や関係機関で実施している終活に関する取組についてまとめて情報発信できるホームページを作成し、区民への周知に努めてまいります。あわせて、福祉課をはじめとします関係する区の窓口においても、情報をまとめてお知らせできるように工夫してまいりたいと思います。以上です。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひそれはよろしくお願いします。

あと、社会福祉協議会の終活講座の参加者に今配布していると思いますエンディングノートがあると思います。これは参加者だけではなく希望者にも配布してほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 社会福祉協議会で発行しております台東区版のエンディングノート、「もしもノート」というものなんですけれども、支援者がご本人のことを知り、本人の思いであったり気持ちを理解して支援につなげるために作成したものになります。今後は、7つの地域包括支援センターや庁舎の高齢福祉課、障害福祉課でも配布をし、個別の相談対応にも積極的に活用していきたいと考えております。また、高齢者の方々と日々接している地域包括支援センターの職員にも周知啓発を行うとともに、介護事業者などが集まる事業者連絡会などでも終活の大切さなどについて啓発に努めてまいりたい、そのように考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 まずは区民の方に終活支援情報を広く発信していただきまして、やはり今後の終活の必要性については周知していただきたいと要望しておきます。以上です。

○委員長 もう一つは。

◆望月元美 委員 ないです。これで終わりです。

○委員長 ないね。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 見守りネットワークのLEDライトによって、今まで乳酸菌飲料でやっておりました見守り事業を変更していただいたということで、先ほども68.7%の回答率で、全く望月委員と同じように本当に高く評価させていただきます。

そのような中、実際件数的にはヤクルトで、乳酸菌飲料で対応していた件数と、いわゆるLEDライト取り付けている件数というのはどれくらい違うんでしょうか、教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

週2回乳酸菌飲料を配達することにより安否確認を行うすこやか訪問という事業を行ってご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ございましたが、令和5年度で事業を終了させていただいております。この中のすこやか訪問利用者につきましては、代替案ということ、見守りということで、こちらのLEDライトというものをお勧めしまして、見守りの切替えということでご案内させていただきました。設置希望者40名おられまして、33名の方に設置しているという状況でございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 乳酸菌飲料では何件くらいだったんですかね。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 乳酸菌飲料のときは80名ぐらいの方の見守りをさせていただいてございました。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 まだこれから広げていただけるのかなと思うんですけれども、そうはいつでも24時間監視しているということで、本当にご家族の方も安心してやっていただいているんだなと思うんですが、これまでのところ、何がしかLEDの反応がなくてやり取りしたことというのはあるんでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 やはり24時間でというところで、電気を消し忘れたりとか、そういったことでの異常検知ということで、令和6年4月から令和7年1月までで97回ほどございました。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 本当に24時間見守っていただいているんだなというふうに高く評価させていただきます。

なので、もっともっとお声がけして広げていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。私のほうは以上です。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 申し訳ございません。先ほどこれまで進めていた乳酸菌飲料で安否確認をする事業でございますが、昨年度、令和5年度90名の方、見守りをさせていただいてございました。申し訳ございません。

○委員長 そのままでもいいよ。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。見守りのほうの健康調査票のことです。生活調査は3年に一度行われているとのことですが、スパンをもう少し短くしていただけたらと望みます。緊急連絡先の欄には2名記載できるものの、記載相手の方が3年間の間に様々な事情から連絡が取れなくなってしまうことも少なくないと思います。検討できないでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 この調査につきましては、民生委員活動の基礎資料としても活用をしていただくということも目的としてございます。民生委員さんの改選時期に合わせまして3年に一度実施をさせていただいているところでございます。調査の頻度につきましては、そういった民生委員活動の側面や事業自体の在り方、また費用対効果の点など様々検討課題があるため、現状はなかなか対応は難しいというふうに考えてございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりましたが、やはり望月委員と同等、終活支援の役割も果たす調査票だと思うんですね。結構重要な施策だと思っています。終活支援が整うまでの間、何らかの形で緊急連絡先が把握できるというのは大切なことですので、どうか一步踏み込んでいただけたらと要望いたします。以上です。

○委員長 このまま別の審議、行きますか、流れで行きますか。いいですよ。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。ちょっと何問かございまして、ではお言葉に甘えてさせていただきます。

それでは、197ページですね、197ページの重層的支援体制整備事業の計画の策定です。重層支援事業は国の補助金を活用し、一体的な実施となる、対象者の属性を問わないのが特徴とする取組であると聞いています。したがって、支援体制は幅広くなるとは思います、区との連携、支援などはどの機関が当たるのでしょうか、教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 お答えいたします。

重層的支援体制整備事業実施計画ですけれども、こちらの中には相談支援機関や地域づくりに向けた支援事業であれば、拠点等の設置箇所数や設置形態、多機関共同事業という事業であれば、実施体制、そういったものを入れることになります。

関係する機関というところですが、市内の様々な支援をしている機関は当然のこと、あと区役所外の相談支援事業所、そういったところも関係機関になります。中でも、社会福祉協議会は世代や分野を問わない地域生活課題の対応機能を既に持っていることから、これらの事業実施においては区との連携を強化しながら中心的な役割を今後は担っていただけたらというふうに現段階では考えているところでございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。社協については前回の決算総括で取り上げさせていただきましたけれども、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、事業を進めるためにも力強い連携がかなうことと思います。実際に地域で開催している食堂にも、障害のある方や介護を受けている方たちに取り次いでいただき、介護タクシーの手配まで行っていていただきます。必要としている方と地域資源を結ぶマッチングを実践してくれていますので、事業の実

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施に向けて役割分担を図り、着実に取り組んでいただきたいと望んでおります。以上です。

次に行きます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 重層的支援の体制整備事業で関連、通告も出してあります。保健福祉委員会で報告されましたけれども、これって本当にやろうと思ったら、これは一大事業だというふうに思います。国も数年前にこの方針を打ち出して、そしてそれぞれの自治体で先行して行われている自治体もそれなりにあります。台東区もいよいよということだなというふうに思いましたが、この間の報告を聞いていると非常に散漫的で散文的で、雲をつかむような、そのような感じがしました。

まず、庁内検討会とか作業部会、これはどんなメンバーで構成されて、検討の到達点はどこまで来ているのかと、この辺についてお伺いしたい。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 庁内検討会、作業部会ですけれども、庁内検討会は複雑化・複合化した8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなどの地域生活課題に資する包摂的な支援体制の構築について検討を行うために、福祉部長を会長として設置をさせていただきました。企画財政部、総務部、区民部、福祉部、健康部、教育委員会の関係する部署が構成員となっております。また、作業部会は、先ほど申し上げました部署の関係係長で構成されております。

検討会の中では、地域生活課題を関係する部署でどのように共有していくのか、包摂的な支援体制をどのように構築していくのかなど、そういった議論を重ねてきているところでございます。

委員会でも報告をさせていただきましたが、そのような中、令和7年度においては区の対応力向上に向けた取組、令和8年度は包摂的な支援体制の整備の手段として重層的支援体制整備事業を開始する、ここまでを検討の中でまとめてきたところになります。

なお、事業が開始した後も、当検討会においては実施状況の確認や検証などを通じて、継続的な改善、充実を図るように位置づけてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 昨日大貫委員が質問されて、一人世帯の割合ですね、これが増えているということというのが、これがこの問題の背景にあるわけなんですね。つまり、孤独・孤立、これが今の福祉、あるいは児童虐待や様々な今の深刻な問題の根源に孤立・孤独があるということ踏まえて、これは国も包摂的な支援というのを打ち出しているわけで、そういう点ではこれは底が深い、奥が深いというか、ものです。

ですから、もちろん今の段階でこのような方向でというのは打ち出せないのはあるんですが、先ほど社会福祉協議会のことをおっしゃいまして、これは非常に大事な観点だなと。そしたら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

社会福祉協議会、今の予算3倍ぐらいにしなければ。やはりそのぐらいのお仕事ですよ。しかも、基本をどこに置くのかというのはすごく大事だと思うんですね。私は地域包括支援センター、あるいは子ども家庭支援センター、こういうところも非常に大事なキーを握る機関だし、これが地域にどのように配置されるかというのが大事だと思うんですけど、その辺の位置づけというのはどうなんですか。社協について重く見るというのは分かりましたけれども。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 基本をどこに置くのかというところですけども、本事業は介護、障害、子供、困窮、4つの分野について包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関共同事業、これらの事業を一体的に実施する体制を整備する事業となっております。包摂的な支援、包括的な支援体制の整備の一つの手段として位置づけられているものになります。

そのような中で、既存の相談支援の機能を生かしつつ、複合化・複雑化した課題を抱える方を制度の枠組みや分野を超えて関係者が連携し、支援をする。それだけではなく、早い段階で予防的な対応、地域づくりも含めてやっていく、そういったところを基本のところの事業の中では置いていきたいというふうに考えております。

あわせて、社会福祉協議会の役割については先ほどご答弁させていただいたとおりになりますが、地域包括支援センターについては高齢者に対する相談支援を中心とした既存の業務を行いながら、重層的支援体制整備事業の趣旨に基づきまして、世代、属性を問わない相談の受付や必要に応じ適切な支援機関へのつなぎを行う、そういった役割を担っていただきたいというふうに考えております。

また、子ども家庭支援センターですけども、子供分野における相談支援や地域の居場所づくりなど既存の業務を行いつつ、重層事業の趣旨に基づき、世代、属性を問わない相談の受付や適切な支援のつなぎ、地域住民の交流の場の整備など、そういった役割を担っていただきたい、そのように考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 自治体によっていろいろなやり方ってあるというふうに思うんですね。私、この間の子育て・若者支援特別委員会で行った明石ですけども、あれは小学校区単位にこども食堂があって、このこども食堂は子供に食事を提供するだけじゃあ駄目と。つまり、地域の困り事、高齢者や障害者、このような地域の福祉をやはりきちんと視野に入れて運営をするんだと、食事を提供するだけではないって、そういう位置づけで小学校区単位に配置しています。これは一つの重層的な事業としては明石市は位置づけていませんけれども、こういう角度というのは、この間視察して私も非常に衝撃的でした。

あと、典型的な高齢福祉を中心とすると、やはり大牟田市のあれで、地域密着型の事業を小学校区単位でやるということで、地域包括支援センターも人口に対する配置からするとはいかに上の配置の数をやっている。ですから、そうなったときに、今回、私予算で地域コミュニ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ティというのを大事にテーマとしたいと思うんですけど、まさに福祉そのものを支えていくというのは、やはり私は小学校区単位ぐらいの地域コミュニティで担い手をきちんと区がコーディネートをしていくということが大事だと思いますけれども、地域の人とのつながりで解決する力ですね、これをつけることというのを重層的支援事業の基本に据えるべきだと思うんですが、その辺はお考えいかがですか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 本事業では、委員ご指摘のとおり地域住民同士のつながりを強化し、住民同士が相互に助け合うことで地域課題の解決を図ったり適切な支援機関につながったりするような、そういった環境を整備していく必要性があると考えております。

今、小学校区を単位のコミュニティでというお話もございました。区内を幾つかのエリアに分けた圏域ごとに取組を進めていくことは、本事業の実施する上では効果的な取組だとは認識しております。ただ、しかしながら、台東区の中には様々な圏域の設定が現時点でございます。今後どのような圏域が本事業を行っていくに当たって適切なのかというところは、庁内検討会などの中で検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今課長はそうおっしゃったけれど、少なくとも今年、来年度ですか、この予算にもついていきますけれど、高齢者のまた第10期か、10期計画に向けた調査をやるじゃないですか。そのときに生活圏域を分類はもうやっているわけじゃない、台東区として。だから、じゃあそれが間違いで、もう1回再編するというんならそれでもいいんですよ。だけれども、既に生活圏域というのは実態調査の中でもその部分についての抜き出しをやっているわけじゃないですか。だから、そういう点ではね、今のちょっと答弁はおかしいなというふうに思いました。

ただ、とはいっても、地域を大事にするという点はね、今課長の答弁からよく分かりましたので、その地域力を高める、つけるという角度を、これは本当に福祉の課題は一番の問題なんで、そういう点では本当に孤独死をね、先ほどの話もありましたけれどなくしていく、そういうコミュニティを本当に地域力つける事業としてぜひ頑張って、これね、本格的に予算も大胆につけて進めていただきたいというふうに思います。

これ地域包括の問題、ちょっとまた別個にやります。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連ね。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 先ほど秋間委員からもお話がありましたが、令和5年に孤独・孤立対策推進法が施行されたという背景もありまして、昨日の住民基本台帳事務の質問で台東区において独り暮らし世帯が増加しているという現状を確認させていただきました。包摂的な支援の仕組みづくり、先日の保健福祉委員会でもご報告がありましたが、孤独・孤立対策の全体調整と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

併せ実施するとのことでしたので、孤独・孤立の問題に関して単身者や若年層のニーズを酌み取る取組などされているかお伺いできますか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 孤立・孤独状態のある方には、複合的な要因を背景に持っているというところかと思います。重層的支援体制整備事業で行う取組や分野を超えた部署横断的で多様な支援機関が関わるのが想定されておりますので、そういった中でニーズを酌み取っていったらというふうには考えております。

実際区の中では、そういった対象者、そういった状況にある方のニーズ調査については実施をしておりませんので、事業を展開していく中で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 様々な対象となる方もいらっしゃる中でどのような対策が求められているか、今後実態調査なども必要になってくると思います。詳しくは総括で質問をさせていただきます。

○委員長 じゃあ戻します。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 それでは次、200ページの7番、(7)ですね、特別養護老人ホーム竜泉について、これは要望ですのでちょっとお尋ねしたいと思います。

こちらの特養で、玄関でお出迎えしてくれていたコミュニケーションロボットLOVOTの件です。以前委員会でどんなLOVOTなのですかと質問した際、声かけしたり挨拶するとなじんでいきますと回答いただきましたが、このLOVOTあやめちゃん、実際に頭をなでたり抱き上げてみましたが、本当にかわいくて癒やされまして、想像以上の存在でした。竜泉には各階1台、1匹ですか、設置されているとのことですが、ぜひ既存の各特養にも設置していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○委員長 要望じゃないじゃない。

◆大浦美鈴 委員 ごめんなさい、質問させてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 答えさせていただきます。

特養竜泉にて導入をさせていただいたコミュニケーションロボットについてでございます。これから利用状況や効果などを検証しながら、その他の区立特別養護老人ホームにおける導入について検討してまいりたいと思っております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。いるだけで十分入館者、来訪者を癒やしてくれる存在となると思いますので、ぜひ各館への設置をよろしくお願いいたします。

(「竜泉関連。竜泉の関連。特養竜泉」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ごめんなさいね、大浦さん。申し訳ない、ちょっと問題意識がかぶる。指定管理料ですね、200ページにあります約2億ですけども、この統合された3特養の合計よりも1億3,000万円少なくなっているわけですけども、これが減る根拠について教えていただきたい。

○委員長 施設整備担当課長。

◎伊藤慶 施設整備担当課長 令和7年度の特養竜泉の指定管理料と令和6年度の三ノ輪、蔵前、千束3施設分の指定管理料との比較でお答えさせていただきます。

まず、収入につきましては、定員増に伴いまして介護報酬等の収入が増えるため、特養竜泉は3施設分の合計よりも約2億6,000万円ほど多くなると見込んでいます。また一方、支出につきましては、施設に充実する介護士の増などに伴いまして、3施設分の合計よりも約1億3,000万円多くなる見込みです。このため、特養竜泉と3施設合計の指定管理料を比較しますと、約1.3億円少なくなっているというところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 介護報酬の増と介護士の人件費の増との差額がちょうどこの金額だということですね。ということは、介護の質は保たれるという、あるいは拡充するということでもいいですね。それを聞いてまず安心をいたしました。

あと、2つ目ですけども、入所者だとか新たな事業が今あるように増える中で、人員体制なんですがね、これちょっと具体的にどんな形でスタートするのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 施設整備担当課長。

◎伊藤慶 施設整備担当課長 3特養との人員体制の比較になりますけれども、特養竜泉は176床と大規模な施設となることから、ほかの施設には今まで配置していなかった副施設長を2名まず配置いたします。また、居住定員の増加に伴いまして、配置する介護士は3特養と比較して約25名ほど多くなるというふうになります。全体としては、特養竜泉では施設長のほか副施設長、介護士、看護師など計約140名体制でスタートしているという状況です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そういう点では、逆に体制が強化されるという点では、一番上の質問と併せて、よかったなというふうに、もうスタートしたんですね、もう引っ越しも終わったという案内がありましたね、そういう点では思います。

この問題の最後は、やはり地域問題でどうしても触れざるを得ないのが、この特養竜泉に担当する薬局薬剤師の問題で、選定で薬剤師会への事後報告という形になって、チェーン調剤薬局を決めたということを事後報告になってしまったということで、これは非常に重大な問題だなというふうに見えています。そういう点では、こんな事態を招いた原因というのをどう考えているのかということですが。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 施設整備担当課長。

◎伊藤慶 施設整備担当課長 今回の件についてですが、特養竜泉が176床と大規模な特養でありまして、調剤業務の負担が増えるということから、地域の薬局で対応することが難しいのではないかと運営事業者のほうで考えまして検討を進めていたことが原因というふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 たとえそうであっても、やはり今までずっとお付き合いをしてきた薬局さん、あるいは薬剤師会、こういうところに事前に相談しないというのは問題だったんじゃないですか。そこはいかがですか。

○委員長 施設整備担当課長。

◎伊藤慶 施設整備担当課長 委員ご指摘のとおり、区もそのように考えております。また、運営事業者のほうでも区のほうに報告が入ってしまして、事業者のほうも薬剤師会のほうにもう少し丁寧に調整すべきであったということで区のほうに話をいただいているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回、私、予算でテーマにしようとしている地域との関係という点で、やはりどこか何か最近台東区大丈夫かと思うのは、そういう地域との関係を、これが全てだとは言えないし、今回ののは本当に反省しているようなのですけれども、何かしらそういう今までの長い地域コミュニティ、あるいは地域の中で果たしてきたそういう、何ですかね、地域の支え合い、人と人とのつながりみたいなものを、何かこれを飛び越して何かやってしまうみたいなことというのはね、これは戒めていただきたいし、この問題というのはここの竜泉の問題だけじゃないんですよ。そういう点では、それはまた機会のあるときにまた言いますけれども、いろいろなところで見れる。それはね、やはり職員の方たちの、なかなか人、今回は事業団ですけれども、なかなか労働が増えているとかいろいろな地域との関係でもなかなか困難があるとかいうのはあるのかもしれないけれど、そこはないがしろにははいけないということだけは申し上げて、この問題は終わります。

○委員長 伊藤委員、関連はよろしいですか、施設管理。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあ関連させていただきます。私は、特別養護老人ホーム竜泉ということだけではなく、台東区の特養の待機者数を教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

特養の名簿登載者についてでございます。令和7年1月末現在で401名となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 この401名の方ですけれども、どれぐらいに入所できる、まだ竜泉も幾つ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か空いているというふうに伺っていますし、この方たちはどれぐらいまで今回入ることができるのでしょうか。今回といいますか、入所計画ですね、今後の入所計画。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 今申し上げた401名でございますが、こちらの数字につきまして、特養竜泉の入所の実績がまだ反映されていない状況でございます。年度末にはもう少し減るというふうには見込んでおるところですが、どれぐらいになるかということについてはちょっとなかなか難しいというふうに、お答えはちょっと難しいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

それにしても竜泉、これからのところを見ましても、400人からゼロになるということはありませんし、やはり350とかそれを超える数が待機者になるのかと思うんですね。

それで、要求した資料3を見ていただきたいんですけども、介護保険における住所地特例の推移というものが皆さんに見えるようにしてあります。これを見ますと、区内の特養老人ホームはトータルで674床かと思うんですけども、その地域、台東区内の地域に出られた、また特別養護老人ホーム、また介護老人保健施設、医療院、あと特定の施設というところでは有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームというところありますけれども、これらの数を見ますと861。これ858からこの5年間の推移を見ましても、860台、50台、60台なんですね。そうしますと、台東区の特養老人ホームの数が不足だというふうには感じないでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 区内の特養につきましてでございますが、第9期の台東区高齢者福祉計画におきまして、やはりこちら要支援・要介護認定者数の増加に伴いまして特養入所をする必要性が高い方も増加するというふうに考えられますので、さらなる整備が必要というふうにさせていただいているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 整備をするというところではちょっと安心しましたけれど、その整備の目標ですね、数字目標などはあるのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 整備の数値については、高齢福祉計画では明らかにしていないところでございますが、やはり計画の達成に向けて誘致とかそういったことを取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはり台東区で住み慣れたまちで住みたいということでね、それは台東区としても標榜していることですので、ぜひともこの数値目標もしっかり立てて、一人でも多くの方が我がまちでというか、安心して最期を迎えられる、そういうことを整備していただ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きたいと思います。以上です。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 それでは、201ページの15番、かがやき長寿ひろばについてお伺いします。高齢者の方たちの社会参加を広域に展開していく、期待できる事業だと思いますが、サロンやイベントの主催はどこになりますでしょうか、教えてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 お答え申し上げます。

先日の保健福祉委員会のほうでもご答弁させていただいたんですけれども、台東区社会福祉事業団となっております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。大変申し訳ございませんでした。

こちら総括で質問させていただきますので、この項目は以上です。

○委員長 伊藤委員、関連。

◆伊藤延子 委員 かがやき長寿ひろば、入谷ですね、随分利用が増えてきているというふうに伺っております。実際に、何ですかね、利用された方たちも楽しいよとかいうことですが、どれぐらいの予約などに対してどれぐらいの方が受けることができ、どれぐらいの方は受けられないのかというのか、そこをちょっと教えてください。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 まず、かがやき長寿ひろばで実施させていただいているお教室とか事業の形態は2つございまして、1つはことぶき教室などテーマ別で連続でやっているものでございます。こちらのほうは一定期間内の募集期間を設けさせていただいて、定員を超えた場合は抽せんというふうにさせていただいております。

一方、もう一つは1回完結型のサロンというものもございしますが、こちらのほうは定員を決めて先着順にさせていただいておりますので、申し訳ないんですけれど、今のご質問の内容でございまして受けられなかった方がちょっとよく分からないので、まずは教室のほうの分かっているほうだけでお答えさせていただきます。

令和6年度の上半期においては5つのテーマで実施させていただいております、4つの教室で定員を超える申込みがありました。大体1.3倍ぐらいみたいなところで、20人定員のところ27人お申し込みで、7名ぐらいが落ちるというような形でご対応させていただいております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常にそこが、やはり皆さんたちがせっかく楽しみにしていくなけれども漏れてしまうといいますか、それがやはり必要なというのかな、きちんと受けたいときに受けさせてもらえる体制をつくってほしいというのはやはり要望として非常に強いんですね。

今後これが谷中と台東一丁目にも6単位ということは変わらないということなんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そうすると、何ですか、定員を超えてしまう率はさらに増えるんじゃないかと思うんですけど、そこに対しての対策などはいかがでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 現在は、先ほど申し上げた抽せん制について、落選された方に当落ご通知さしあげるときに、こちらの教室ですと空いていますよということでご案内はさしあげてはいるところですが。ただ、それ以上こちらから優先枠を設けたりということが、ことぶき教室などに関して申し上げますと、毎回毎回ちょっと講座の内容が変わりますものでそういったご対応はさせていただいていないのと、繰り返しになりますけれども、サロンのほうにつきましては先着順になりますので、ちょっとそういったご対応は難しいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはり人数とか、人数というかな、働くスタッフの数などもあって大変かなとも思いますけれど、この拡充はやはり今これからも増えてくるというの目に見えていますよね。ですので、ぜひともやっていただきたいということをお願いします。

もう一つなんですけれども、実はこのように教室とかそういう形ではなく、自主的にされているというのは前回もそういう報告もあったかと思うんですね。こういう方たちが使う場所ですかね、今区民館とかいろいろなところを予約してやるのに、やはり十分不足、これはこちらじゃないと、区民館になるかなと思うんですけれど、ただあと、ご自分、ご自分というかな、住宅、都営住宅の場所をお使いになったりして自主的にされているって、そういう方たちへの支援はどんなふうに考えていますか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 今ここで民生費でご回答させていただいておりますが、特別会計のほうでそういったご支援はさせていただいております、実際は通いの場の団体ということに対していろいろな消耗品の配布ですとか、立ち上げ時の支援金ですとかいうことでご対応させていただいているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 こうすることで自主的にされることは非常にいいことというんですか、そういう先ほどの地域力などもやはりこういうところに表れてくるのかと思うんですね。ですから、そういう団体などに対してもぜひとも支援の形を示して、それでやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 大丈夫ですか。まだございます。202ページです。25番、認知症検診です。いよいよ認知症の検診が始まります。65歳、70、75、80歳と検診受診の年齢が決まっておりますけれども、希望者には50歳以上であれば何歳でも受けることができるとも聞いています。希望者の方たち、どのような段階を踏んで検診までたどり着けるのか、具体的に教えてく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ださい。お願いします。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 お答えさせていただきます。

対象年齢以外の方が受診をしたいといった場合につきましては、一応こちらの介護予防担当のほうまでお電話いただければと存じます。そうしましたところ、受診券等をこちらからご配付させていただくような形にさせていただきますので、そちらで同封しております基本チェックリストの流れの中でご自身でチェックをしていただくような形で実施していただきたいというふうに考えております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。ありがとうございます。

高齢化が加速する中、認知症の検診は最も有益な事業であると思います。検診後は地域包括センターでのフォローアップが入るわけで、ぜひたくさんの方に検診してもらいたい。10月に受給券を配付し、10月の実施となるわけで、時間もあると思います。口コミで広がっていくのが一番ですので、掲示板に貼ったりたくさんの方の目に触れるよう、周知の徹底をお願いいたします。こちらは要望です。

○委員長 秋間委員、関連。

◆秋間洋 委員 ありがとうございます。ちょっと広がってしまうかもしれないんで、ちょっと関連で。

○委員長 広がらないようにお願いします。

◆秋間洋 委員 いやいや、もう一つの問題と2つ通告したのが絡んでいるもんだから、できれば単独でやりたいなと思ったんだけど、じゃあ今行かせていただきます。

資料の4になりますかね、高齢者虐待通報件数の推移を出してもらいました。虐待の件数、ご覧のとおり虐待通報の件数は増えているわけですね、相当増えています。私、このうち心当たりがあるのを見ると、大体認知症絡みなんですね。そういう点では、この中で認知症に絡む虐待の大体比率というのは、傾向というのはどうなんですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

令和5年度の状況で申し上げますと、虐待と認定した事例のうち、認知症の症状があり、虐待の要因の一つとして見受けられたケースは7割ほどございました。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ありがとうございます。

大体年間60、70という数が恐らく通報のうちの認知症絡みと。確かに家族や地域のストレスというものもある。ただ、本人にしてみればこれは必死なわけで、そういう点ではそこが理解されれば相当変わっていく地域になるのかなというふうなことは思うんですね。

レスパイトの問題でいうとやはり認知症デイサービス利用になるんですが、この利用状況と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いうのはどんなふうになっているのでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 認知デイの利用件数のほうなんですけれども、国保連に対するちょっと請求情報の件数からお答えさせていただきます。令和5年度につきましては972件でございました。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 増えている傾向なんですか、それとも横ばいとか減っているとか。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 過去3年間分を、では、お答えさせていただきます。令和3年度が1,027件、令和4年度が1,001件、先ほど申し上げた令和5年度が972件で、微減しているような状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 何で微減しているのかまでは聞きませんが、ただ、恐らく認知症デイサービス、事業団がやっているデイサービスはほとんど認知症デイに切り替わったわけで、そういう点ではレスパイト問題というのは非常に重要な虐待防止でも役割を果たすわけで、そういう点ではその辺が利用が減っているというのは何なのかなというのをできるだけちょっと掘り下げてほしいなと思います。

あと、中でも一番困難なのが、独り暮らしの高齢者の認知症です。本当にこれは何人か私も本当に心当たりある方で、何とかしてあげたいけれどもどうにもならないと、うちの中に入れて保護してあげるわけにもいかない、そういう方たちがぽつりぽつりと増えてきているわけですね。そういう点では、独り暮らしの高齢者の認知症ケースでの相談というのはどんな状況ですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

民生委員の方や大家さんなどから、地域の方から、区や地域包括支援センターにそういったお困り事、認知症に関わるお困り事のご相談があり、対応することが多い状況でございます。こういった場合、高齢者ご本人のご自分が認知症であるという病識がなく、支援に入るまで時間がかかり、苦勞が多い状況ということでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当にそうなんですよ。そういう点で、私5年前に、ちょうど5年前に予算委員会でこの問題は相当やりました。鍵はやはり地域密着型サービスの拡充しかないというふうに申し上げて、このとき服部区長も答弁で、それは非常に住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう認知症の早期発見、早期対応、そして地域密着型サービスは小規模で顔なじみの職員による介護や柔軟な対応など、認知症高齢者にとって安心して利用できる特色があるということで、服部区長もこれについては充実させたいという答えを返してくれたわけです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現在、小規模多機能、地域密着型を担う一番中核である小規模多機能型のサービスの提供事業所なんですけれども、これについての状況はどう推移しているのか、ここについて伺いたいたと。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 小規模多機能型事業所の事業所数の推移でございますが、こちらは平成23年度に1か所、まず最初の事業所が開設いたしまして、その後平成26年度に2か所目が開設し、そのままずっと2事業所が運営しておりましたが、1か所がグループホームに事業転換いたしましたので、令和5年度より1か所となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当に2か所だったのが1か所に減ってしまったんですね。そういう点では、前進、充実ではなくて後退しているのが現状であります。

うちの近所にも利用されている方、現在利用されている方いるんですけども、時々お孫さんがおばあちゃん大丈夫とって見に来てくれて、おばあちゃんのほうからしてみると、ヘルパーさんとちょっと調子悪いときにはそこの小規模多機能のところに、ショートステイ的なのをやりながらお孫さんが時々見に来ながら、安心して地域生活を送れていると。

ただ、今介護保険課長からあったように、それがグループホームになると地域から離れるわけですね。そうなったときに住み慣れた地域から、もちろん台東区内でできているというのは非常にいいことで、区内であれば小さい区ですから、行くことはそうたやすいわけですけども、やはりそういう点では、住み慣れたコミュニティの中から外れてしまうと。その方の場合には認知が余りないのでね、そういう点ではさらに切実性という点ではちょっとどうなのかなというのはあるんですけど、しかし、なぜ地域密着型サービスが提供事業所を含めて進まないのかという点での区の考えというのはあるんですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 認知症高齢者グループホーム、また小規模多機能型居宅介護の整備についてでございますが、施設の基準により、ある程度の敷地面積が必要であるため、用地確保が厳しいことが一つの要因ではないかというふうに推測しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 撤退された事業所も確かに小規模で、小規模多機能だったんだよね。何というんですかね、そこは介護保険の枠の中だけじゃあ限界になるのかなと。とりわけこの台東区は地価がこれだけ上がっていますから、福祉や介護の事業所というのはまず家賃だけで大変だという状況があります。ですから、そこは外で横出しで何かしら考えていかないと、これについては進まないんじゃないかなと思います。

認知症になっても暮らし続けられる台東区のために今台東区として何が必要と考えているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○委員長 介護予防担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田中裕子 介護予防担当課長 答えいたします。

認知症施策基本方針、基本計画におきまして、新しい認知症感というのがこのたび示されております。認知症の当事者の方が参画し、共生社会の実現を図ることが示されております。

本区におきましてもこういった考え方にに基づきまして、これまでも実施してきております認知症カフェですとか、また新たに当事者グループなどがございましたらそちらのほうに出向かせていただいて認知症当事者の方のお話を伺うなど、当事者の立場に立った認知症の施策を検討することが必要じゃないかなというふうに考えております。

またさらに、周囲の方の理解の促進をするためにも、引き続き認知症サポーター養成講座ですとかカフェですとか、相互に尊重し合える、支え合える社会の実現を目指してそういった事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員、締めてください。

◆秋間洋 委員 区内のある喫茶店ですけどもね、3人の認知症の方が毎日モーニングとか、あるいはランチだとかで来る喫茶店があります。そのママさんもよく心得ているもので、そういう点では傷つけない。そして、ただ、あまりにも来過ぎてしまうんでね、お金が持つのかしらというようなこともあったりして、だけれど地域でそういう支え合いやっているところで、そこにつまり役所の手が届いていないところでみんな助け合いやっているわけです。しかし、そこには認知症の専門的な知識をママさんも持っているわけじゃない、オレンジリングを持っているわけじゃないんですよね。だけれども経験的に知っている。

私も認知症の問題では2回ほど痛い思いをしていて、それで学んだんですね。そういう点では、オレンジリングは持っていませんよ、持っていませんけれども、いろいろな物の本とか、あと本当にその人を怒らせてしまって絶縁状態になってしまった苦い経験から、認知症の方たちの心もとなさというか、非常に不安な気持ちというのに絶対否定してはいけないし、寄り添わなければいけないというのをそういう体験的に学びましたけれど、地域にはそういう蓄積はあるんだけど、専門的な先ほどのコーディネーターとかそういうのは。だから、そういう点では、区で果たせる役割というのを地域にあるそういう情報も含めてぜひつかんでいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 大浦さん、もう終了、よろしいですね。

◆大浦美鈴 委員 あと1問です。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。

202ページの32番、高齢者緊急一時宿泊についてお尋ねいたします。大丈夫ですか。65歳以上の高齢者のうち、介護認定されていない方が対象であり、区内施設の空室を利用し、ショートステイサービスを提供するといった期待できる事業と思っておりますが、介護認定者の方は利用できないとのことで、どのような方たちを対象と見込んで事業を始めるに至ったのか教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

本事業でございますが、介護保険の認定を受けておられる方は引き続き介護保険のサービスの中のショートステイをご利用していただくということで、今回構築しましたのは区内に住所を有する65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておられない方で介護する家族のご事情により一時的に介護を受けられず、在宅での生活が継続することができなくなった、そういった方を支援する制度として構築をいたしました。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。ぎりぎり頑張っている方たち向けということですね。緊急事態の受皿となることを承知いたしました。

これもとてもいい事業ですので、広く周知され、もう少し予算も増えて、お困りの方たちの助けになることを期待しています。要望いたします。以上です。

○委員長 高齢福祉課長から訂正のお話があるようなので、お願いいたします。

高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 大変申し訳ございません。先ほど伊藤委員のご質問で、特別養護老人ホームの整備予定のことでございますが、高齢者の福祉計画のほうで920床ということで、申し訳ございません、目標を立ててございました。訂正しておわびいたします。

○委員長 よろしいですね。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 199ページの5番、聞こえの改善機器購入費助成のところなんですけれども、こちらのようで新年度は450件、予算として計上していただいております、今年度の11月から実際始まっていると思うんですけれども、現在の申請状況など、状況を教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

令和7年2月末時点の実績で申し上げます。申請件数が418件、意見書受領件数が304件、助成件数が117件でございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 そこでちょっと、どんどん購入していただいて社会参加も進めていただければなと思うんですけれども、実績の中で補聴器、平均金額というんですかね、みたいなものはつかめていらっしゃいますでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 令和7年2月6日の時点でございますが、ご請求していただいた方の購入状況でございます。平均で33万円ということになってございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 私も素人といえば素人で、補聴器って結構するんだなというふうに感じまし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た。徐々にレベルというか聞こえが厳しくなって、高額になっていくのかなとは思いますが、これまでのいきさつ、進め方というか、専門販売店でいろいろなものを試しながら購入されていると思うんですけども、それが本当に適切なのかなという、お年寄りになればなるほど判断力もやはりなかなか難しくなってくると思いますし、もちろん専門のお店が適切な補聴器を勧めていらっしゃると思うんですけども、その辺をちょっと確認というか、適切な購入になるように、なっていると思うんですけども、進めていただければなという、なかなか難しい。

ちなみに他区の状況とかは分かりますでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 他区の状況でございます。助成金額の状況で申し上げますが、令和6年度でございます。主に2万5,000円から5万円の枠で助成の上限額を決めているところが6区ございました。あと、7万円台の助成額3区、あと一番、港区さんが13万7,000円ということで助成をされているようでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 そんな中で台東区もやはり金額高いほうで、安心して購入されて、適切なものを勧められればよいなとは思っておりますので、こちらにつきましては引き続き進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 家族がついているのが一番いいですね、付添いでね、ということです。

伊藤委員。

◆寺田晃 委員 幾つかあるんですけど。

○委員長 関連で。

◆伊藤延子 委員 いいですかね。本当に補聴器の聞こえ機器の購入費助成というのは、皆さんに喜ばれているというふうに思うんです。本当に台東区も頑張ったなというんですかね、そんなふうに思います。

こういう中で、今実績はお伺いして、順調にといいますか、進んでいるのかなというふうに思っているところです。幾つか皆さんが購入するまでのところでのご質問とか、困ったというのか、こういうことがありますのでちょっと質問いたします。

これらの今回ご自分が一旦払って償還払いですよね。そして、区のほうがそこに振込をするというシステムに今なっているかと思うんですね。そうしますと、一番困るのがやはり生活保護の方なんです。今回、生活保護の方たちも受けられるというのはすごく大きな喜びだったんですね、自分たちも、何というかな、使えるんだという。ところが、いざずんずん進んでいくと、要するにお金を準備してくださいって。この段階で、ないんでといって社協のほうに、こちらで一回相談しているのかな、それはないと。社協のほうに行ったら、生活保護の方にはお貸ししません。すごく心をくじかれるというんですかね。それで、どうしたらいいのかというご相談がありました。その人は少し自分の持ち金とかでどうにか買ったということがあって

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すけれど、やはりこういう方がいて、今相談でも、それだったらやはり諦めるしかないねということを言われている方もいるんですね。ですから、これをぜひとも、台東区としてはとにかく払うんですから、償還払いではなく、何というんですかね、向こうから領収書をもらってくるというか、そしたらそれに会社というか、機器屋さんにそれらを払うというシステム、それをまずはしていただけないかということが1点目で、それはいかがでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 立替払いというところが難しいということでございますが、やはり今、区外の販売店や補聴器外来のある医療機関も含めまして、手続方法このやり方ということで償還払いということですが、立替払いですが、ということで手続方法を周知し、それを改めて煩雑な手続にご協力いただくというのは、すぐの対応はやはり難しいというふうに考えているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、例えば今期というんですかね、令和6年度は難しい。ですけれども、令和7年度に向けては、これはやろうと思えば予算はきちんと取ってあるわけですから、できることではないかと。いろいろな給付還付金でもいろいろな大変なことでも、皆さんも頑張っ

てやってくださっているんですから、これだけ喜ばれているものをさらに喜ぶというか、実際に身につけていただくって、そのためにはこればぜひとも頑張りたいということ

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 こちらの事業を構築するに当たりまして検討会を進めてございます。医師会推薦のお医者様のほうからいろいろ状況やご意見を伺っているところでございますが、文書料につきましては自由診療のところに入りますので、金額の統一は難しいというふうなご意見をいただいております。

また、区外の医療機関の受診も可能としていることもあり、またその部分もありまして、金額の統一は難しいという、困難というふうに判断しているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確かに自由診療になるんですね、この文書料は。ですから、区から言うの難しいのかなと。ですけれど、結構区としてやっていって、おおよその文書料を、おおよそ決まっているものなどもあるかと思うことと、あとはこれ区の事業だということもあって、ぜひとも医師会、医師会というのか、医療機関にはぜひとも、何ですかね、理解を求めていただき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいというか、それをまずはお願いしたいと思います。

それで、3つ目ですけれども、そうですね、今回やっぱり、前から私言っていたから、これらを広く、先ほども広く広めていただきたいということを、それはみんなの願いというか、と思うんです。こういうときに、フレイル予防とかいろいろな健康講座とか、そういうところでぜひともやってほしいんだということを私以前からお願いしておりましたけれど、それについてはいかがでしょうか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 フレイル関連ですので、私のほうからご回答させていただきます。

第4回定例会におきましても寺田区議からご質問いただいたヒアリングのフレイルにつきまして、非常に認知症につながる要因として早期発見が重要であるということについては重要だと認識しております。

このため、聴覚機能に関する周知につきましては、保健所の事業などとも協力しながら広く周知を図らせていただくとともに、現在もフレイルチェックを実施させていただいておりますけれども、そういったチェック項目の中にもヒアリングについては一つ含ませていただいているとの同時に、ヒアリングフレイルということについての重要性を受けていただいた方、区民広くお伝えさせていただくことで事業の充実を図り、この件に関しましての周知を広めていきたいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ぜひとも頑張ってくださいとか、広めていただきたいと思います。

それで、4つ目です。これ非常に大事ななと思うんですけれど、これだけのお金というんですかね、かけて、それで多くの方たちもこれらを活用してくれている状況があります。これは当初というか、やっぱり認知症の予防につながるということがはっきりして、厚生省のほうもそういう認識になった、ここから聞こえの機器のあれは大きく発展したと思うんです。そうしますと、ぜひともコミュニケーション改善と認知症の改善というんですかね、やっぱり科学的にというか医学的にというんですか、こういうことの検証は自治体だからできるというんですか、これだけきちんと皆さんに補聴器をお配りするわけですから、そうするとどなたが補聴器活用しているか分かるので、それらの検証はしやすいかと思うんですね。そういう意味での検証をぜひ台東区としてもやっていただきたいということを思います。

これは東京都が今回補聴器を半分出すということになりましたよね。この中にも求めているというかね、こういうことをぜひというふうに求めているかと思うんですね。それも含めて台東区としても計画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 補聴器を給付された後の利用者のというところの後追いの調査とか、そういったことだと思うんですけれども、こちらの利用者へのそういったアンケート等に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つきましては、まだ給付件数も少ないというところ、そういった狭い範囲での調査につきましては感覚にも個人差があるというふうにも思われますし、また費用対効果の問題もございます。それよりも、まずは区が力を入れて聞こえの改善をやっている、そういったところで認知症の予防につながるという、そういった周知のほう、周知啓発のほうに力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 一度に何でもかんでもというのは厳しいかというところもあります。ですから、即刻今からやれということではありませんけれど、これはぜひとも計画に入れていただきたいというふうに思うんです。

これが高齢福祉課だけでやるということではなく、やっぱり保健所などいろいろなところで連携をしてやっていく活動というのが大事なと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 以上です。

○委員長 いいですか。

高齢福祉課長から答弁訂正のというようにありますので、お願いします。

高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 申し訳ございません。先ほど寺田委員のほうから他区の状況についてのご質問がございました。2万5,000円から5万円の助成をされている区は16区ございまして、5万円の助成をされている区が6区ということになってございます。おわびして訂正させていただきます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 あと3点。

202ページの26番、機能強化型地域包括支援センターの運営というところなんですけれども、先ほどもお話ありましたとおり、認知症を抱えているご家族のトラブルの対応とかも含めて後方支援ですね、やっているといると思うんですけれども、直近の状況を教えてください。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

今年度特に注力した点を申し上げます。特に運営法人が変更となりましたあさくさ地域包括支援センターとたいとう地域包括支援センターにつきまして、より密に情報共有を行いながら支援や助言など寄り添った対応を進めてまいりました。

また、地域包括支援センター職員向けの研修というのを毎年行っておりまして、その研修のテーマにつきましては、その地域包括支援センター職員の役立つようということで、その時々のお困り事を考慮しながら決めておりますが、今年は緊急時の対応に役立ていただくため、安否確認時の対応の流れと注意点ということをテーマに実施をさせていただいたところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 先ほども秋間委員からもお話あったように、認知症を抱える地域というんですかね、私も何件か対応させていただいたんですけれども、やはり現場では物すごく大変な状況というんですか、認知症の方が一見普通のように見えるんですけれども、音が聞こえるとか、まりひどい場合ですとご本人が警察に連絡されちゃったり、そういうことはもちろん警察側もこの人は認知症なんだなとは言いつつも、通報いただくと動かざるを得なかったり、そういったことが地域の方も理解はあるんですけれども、逆にそれが重なると地域の方もいたたまれなくなるというか。なので、本当に強化型の事業も、本当に大変なお仕事だとは思っているんですけれども、さらに連携を密にさせていただいて対応していただければなというふうに。時間がかかるものは2年、3年と、地域が支えるといってもなかなかやっぱり限度があると思いますし、現場では必死になってやっていただいているとは思っているんですけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

またあわせて、今回みのわの包括さんが竜泉に移動されて、状況によっては支援員さんがお住まいの利用者のところに訪問していただいたり対応はしていただいているんですけれども、地域的にちょっと日本堤の方がどうなのかなという心配、懸念があります。状況を見ながら対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。ここは以上です。

（「関連です」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど認知症から続けてやろうと思って、今、寺田委員が大分言ってくれたんであれなんですけど、今回予算額が半分ぐらいになっちゃっているんですけれども、これの理由というのは何なのかというのはちょっと明確じゃなかったような気がするんで、この辺お伺いしたいと思います。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 機能強化型地域包括支援センターの運営につきまして、こちらの予算の内訳でございますが、こちらは地域包括支援センターがケース支援に対して弁護士から法律的観点のアドバイスを受ける法律相談に係る経費と、あとは今申し上げた職員に向けた研修に係る経費を計上しているところでございます。

昨年度より金額が減となった理由でございますが、6年度につきましてはくらまえ地域包括支援センターの選定に係る費用と、あとは先ほども出ましたみのわ地域包括支援センターが竜泉に移って活動することになるといったこと、そちらを周知するためのパンフレットを作成する経費を今年度は計上しておりましたので、それがなくなったことに伴いまして7年度の予算は減となっているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど2つの新しい法人が運営することになった地域包括支援センターなんですけれども、私も全部いろいろなことを知っているわけじゃないです。ただ、ずっと評判が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

悪いところがある。それは、ほとんど地域の声が聞こえなくなっているという。これについては、例えば、どちらって言わないですよ、どちらと言わないけれども、都営住宅の申込み、今までは包括支援センターに行けば、いいよといって、あんなの書くの大したことじゃないんだからやっていたんだけど、そういうことはしません、追いつ返される、そういうことですね。あるいは、今までかかりつけの薬局さん、このようなところと連携を取ったのを全く抱え込んでやらなくなるというふうなことで、地域の絆が逆に断たれるという事案もあります。そういう点ではね、機能強化型というのは、先ほど課長からもあったように、地域包括支援センターとしての地域力を高めていく方向で指導するし、困難事例はここがきちんと受け止めて支援するという役割のはずなんだけれども、それはどうなのかというのは率直に言ったらね、今日はそのテーマじゃなくてあれなんですけどね、本当に感じているところはあります。

私、今回の予算書が配られたときに、特別会計のほうと配られたときに一番最初に見たのが、包括支援センターの委託料なんですね。今年も同じ額だと。多分ね、6年連続ぐらいじゃないですか。この物価が高騰している中で、しかも仕事がどんどん、今回も認知症のほうが増える中で、ほとんど人件費ですよ。これが全く予算が上がっていないという点というのは、これはなぜこんなことになるのかというのを知りたいんですが。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 地域包括支援センターの委託料でございますが、こちらは業務委託料ということでお支払いをしてございます。地域包括支援センター運営方針に基づき、決められた業務を行うに当たり必要な経費をお支払いしているというものでございます。

委託料が変わらない理由としましては、大きな業務内容の変更がなかったことによるものというふうに認識しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 認知症の方たち、高齢者虐待は、先ほど言ったように増えているじゃないですか。地域包括の仕事が減るわけがないじゃないですか。これはね、私はゆゆしき事態だなと思います。こんな区あるのかな。地域包括支援センターの予算が6年、7年全く凍結というところというのは、私はね、先ほどあったように重層的な支援というのであれば、これは社協と地域包括ですよ、一番頼りにしなければいけないし、そこに依拠しなければいけないのはね。そこに対する、やっぱり社協もそうです、地域包括もそうですけれど、区がふさわしい予算をね、予算というのはその場所に頑張ってくれと。というのは、業務委託だからってね、あれは率直に言ったら丸めてもらうようなお金だったらね、率直に言ったらどのぐらいの仕事をやってもいいみたいなことになってしまうじゃないですか、逆にですよ。きちんと例えばルーチンワークをここまでというのであればこれは人工代でカウントできるかもしれないけれど、そういうもんじゃなくて、逆に頑張れば頑張るだけ地域に貢献できるという、そういう仕事だったら、予算が上がらなければ頑張りがたくなるじゃないですか。その辺のところを私は厳しく、今回の予算で一番最初に予算書見たときに思いました。そういう点ではね、そのところは課

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

題がこれだけ多い問題ですから強く申し上げたいと思います。以上です。

○委員長 引き続き、寺田委員。

◆寺田晃 委員 202ページ、30番のゲートボール促進のところで確認させていただきます。ゲートボール、活動される方も徐々にちょっと少なくなっていると伺っておりますけれども、最近の状況を教えてください。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、ゲートボール人口、減少傾向にございまして、平成27年度には会員数が100名を切り、その後、令和4年度62人、令和5年度57人、令和6年度は42人の会員数となっております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 私の以前より支援していただいている方もゲートボール参加される方が多かったんですけれども、年々ちょっと活動されなくなられたり、お話を伺っておりました。そのような中、逆にボッチャとか輪投げとか新しいスポーツ、これ個人競技というんですかね、活動される方も増えてきておりますので、その辺の情報収集しながら、ゲートボール、要するに社会参加というんですかね、一つの、推進していただけるように、改善も含めて情報収集していただければと思いますので、よろしくお願いします。ここは以上です。

○委員長 もう一つある。

◆寺田晃 委員 もう一つ。203ページ、2番の障害福祉サービス、こちらのほうも利用者さんが徐々に増えていると思うんですが、こちらの最近の状況や新年度の見込み、傾向など教えていただければと思います。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害福祉サービスの最近の状況についてお答えいたします。

直近3年での障害福祉サービスの利用者につきましては、それぞれ4月1日現在の数値になりますけれども、令和4年が1,089名、令和5年が1,116名、令和6年が1,156名と増加傾向にございます。

また、各年度の当初予算につきましても、令和4年が31億7,245万円、令和5年度が32億8,338万円、令和6年度が34億5,347万円、そして令和7年度は記載の金額になっておりますので、一貫して増加傾向にございます。

今後の見込みといたしましてもこの傾向は続いて、引き続き利用者、予算額につきましても増加していく見込みかなと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 利用者さんから時々、手続の確認とかご相談をいただいたりしております。周知については徹底してやっていただいているとは思いますが、できるだけ丁寧をお願いしたいと思います。私のほうは以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 関連。

(「いや」と呼ぶ者あり)

○委員長 いいですか。

(「ちょっと関連で」と呼ぶ者あり)

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 私も質問を申し込みましたけれども、今の課長の答えで全網羅されておりますんで、結構でございます。

○委員長 分かりました。

じゃあほかに。

石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

206ページの15番、福祉作業所等工賃向上支援についてお伺いいたします。区内の福祉作業所における販売機会が多く開催されていると思います。これらのイベントの周知は各作業所が個別に行っているのか、それとも区としてLINEやエックスなどを利用して広報は行っているのか教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 答えいたします。

今年度も区や民間のほう为主催いたします販売会を複数回実施させていただいております。販売会の周知についてですけれども、区主催の場合は区のホームページやLINEを含むSNS等で周知を行っているほか、各事業所に対してもチラシの配布等をお願いしております。民間主催の場合につきましては、各事業所のほうで独自にチラシやSNS等で周知を行っており、それについて区としても、例えばユニクロとのコラボの販売会におきましてはプレスリリースするなど、周知にご協力させていただいているところでございます。

周知の管理といいますか、そういったところにつきましては、特にどこが管理しているとかいうようなことはないんですけれども、お互い協力しながら、より多くの方にイベント等について知っていただくように努めている、そのようなところでございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。本当にまずは知っていただくということが大切だと思うので、今後も周知に力を入れていただきたいと思います。

販売会の開催は7年度の予算にはのっていない内容だと思いますが、この取組を含めて、今後区内の福祉作業所等への支援や工賃向上のための取組をどのようにしていきたいと考えているか教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 令和7年度におきましても、各事業所と協力しながら、様々な機会を捉えて販売会については実施していきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、新たな取組といたしまして、令和元年度からこれまで実施してきております自主生産品のデザイン監修等支援について、これまで商品のパッケージの改良やホームページのデザイン等の支援を行っていただきましたけれども、これに加えて、デザインした商品を販売する販売会の企画や運営、またポップの作成や商品のPRに至るプロモーション活動、そういったものも含めて内容を拡充して、事業者さんの販売力の向上、こういったものにつなげるような形で令和7年度はやっていきたいと考えております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

本当工賃向上は障害のある方々の自立支援などにも直結する重要な課題だと思います。他自治体の成功事例も参考にしながら、販売会の開催支援を含めてさらなる工賃向上を推進していただきたいと要望して、こちらは終わります。

続きまして……

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すみません、私は工賃向上、私もこれについてはずっと取り組んでいまして、今、石原委員が言われたようにいろいろなイベント、特に上野とかでのイベントで障害者の皆さんが作っていただいたTシャツなどを販売されたり、直近でいうとアトリエにとさんというアートレンタル、障害者の作った方のアートレンタルをするところが多分4月1日から蔵前のほうにオープンするというので、そういうのもどんどん進めていていただきたいと思っております。

その中で、今お話あったとおり、本年度につきましては販売会とかいろいろなことをやっていくと言っておりますが、アートについてはもっとちょっと加速して、いろいろなところで企業、商業施設や企業とか、あとポスター、パッケージだけじゃなくて、こういうのを台東区内だけじゃなくて要は全国、そして下手すると世界にまで販売できるような機会をつくっていただければというふうに強く要望させて終わります。

○委員長 よろしいですか。

◆青鹿公男 委員 はい。

○委員長 じゃあ戻します。

石原委員。

◆石原喬子 委員 続きまして、207ページの30番、障害福祉サービス人材確保についてお伺いいたします。

令和6年度から介護サービス人材確保事業と併せて障害福祉サービス事業者の採用活動支援が開始されましたが、現在の採用環境や事業環境について、事業者の声を聞く機会は設けていますでしょうか。また、実際に声を聞いてどのような改善や支援につながったか分かれば教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 まず、事業内容についての事業者さんからの声を聞く場ということですが、障害者の方々などが豊かに暮らすことのできる地域づくりに関して協議を行う障害者地域自立支援協議会やこれに附属する障害福祉サービス事業所等の職員による構成されている専門部会、そういったものがございます。特にこの専門部会につきましては毎月実施しておりまして、区や事業者同士で意見交換を行う場でございますので、区の事業についても様々ご意見を頂戴しているところでございます。

そういった事業者さんの声をお聞きした上で、令和7年度予算で工夫している内容ということですが、今年度から実施しております人材採用活動経費助成、こちらにつきましては1月末現在で8事業所のほうに活用していただいているところでございますけれども、これまで実施している中でご意見といたしましては、対象となる経費のうち、求人広告、求人サイトへの情報掲載料、こちらが高額になっていると。そういった傾向がございますので、こういった情報掲載がより活用しやすくできればというような声をいただいております。

そういった声も踏まえまして、今現在、1事業所の上限が160万円という形にして、先ほど申し上げた情報掲載広告費のほか、就職説明会等への出展費用、あと採用ホームページの構築・改修費用、採用パンフレットの作成費用、この4つの区分ごとに上限を今40万円という形で設定しているところなんですけれども、令和7年度からはこういった区分の上限をなくしまして、1事業所当たり160万円を上限に、各区分を自由に使えるような形でより柔軟に採用活動に取り組むようなことができるように見直してまいります。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。様々な実施状況踏まえていろいろな工夫されているということのを承いたしました。

障害福祉サービスの現場を支える人材の確保は、本当に喫緊の課題だと思います。事業者の声をこれからもしっかりと受け止めて、実効性のある支援策を講じていただくことを期待しております。以上です。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 すみません、209ページの4番、二十歳の集いについてお伺いいたします。物価高騰の影響で記念品の単価や警備などの人件費も上昇している中、二十歳の集いの予算には大きな変化がありません。現状の予算で十分に対応できているのかをお伺いいたします。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをさせていただきます。

二十歳の集いの予算でございますが、昨今の物価高騰の状況を踏まえまして、今年度、令和6年度の予算において、委員からお話のありました記念品の単価について10%の引上げをさせていただいたところでございます。今年度は事業実施の中で、今委員からお話のありました警備委託についても金額を引き上げさせていただいておりまして、こちら式典の実施で27万

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

円の増となっております。

全体の経費に変化がないというところでございますが、こちらにつきましては事業の見直しをさせていただいております、予算の概要の149ページにも掲載をさせていただいておりますが、令和4年度から行っておりました成年年齢引下げに伴って始めた新成人の啓発事業、そういったものについては周知が十分進んだという判断をいたしまして、こちらについては次年度から終了という対応をしておりますので、そちらとの相殺で金額としては変化が出ていないというところでございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。様々な改善をしていただいていること了承いたしました。

毎年、二十歳の集い実行委員会で話し合い、計画を立てていると聞いています。今後も二十歳の節目にふさわしい、思い出に残る式典となるよう工夫を重ねていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続き……

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 すみません、重ねて質問をさせていただきます。

今石原委員からも記念品の金額増加についてご質問があったんですが、芸能人についても人件費が上がっているんじゃないかなとか、ずっと変わっていないんじゃないかなという指摘があって、そこについて何か検討されていますでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 そちらのアトラクションの経費、委託の経費なんですけれども、こちらについては、その範囲の中で今のところ実行委員の方が希望する方をお呼びできているというふうに考えてございますので、経費の見直しについては今のところ考えておりません。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ちょっと実行委員とも相談していただければなと思います。

あともう1点なんですけれども、観覧についてなんです、浅草公会堂のキャパシティの問題もあって、保護者が現状観覧できない状況になっていると思います。青少年委員の方とか地域の方とかは少しいらっしゃるんですけど、議員などもそろそろ来賓で参加しているんですが、実行委員の司会やっているお子さんたちとか、お子さんというか方たちの保護者の方だけでも融通が利かせられないかなというふうに考えるんですが、もちろん実行委員との協議というふうにはなるとは思うんですけど、そういったことは検討されていますでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今委員からお話ありましたとおり、定員の関係から、入場は対象者のご本人と来賓の方に限らせていただいている状況でございます。

保護者についてですが、当日の様子を、実行委員のリハーサルの状況、そういったところから含めましてCATVのほうで番組制作をお願いしておりまして、そちらの放映を、保護者の方を含めご家族の方たちでぜひそちらをご覧になっていただきたいと考えております。実行委員の保護者につきましても、今、一般の保護者の方と扱いを変えるというところはちょっと検討はしていないんですけれども、実行委員に関しては制作した番組のデータをお渡しするという対応しておりますので、そちらご家族でご覧いただければというふうに考えているところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。

今回の二十歳の集いも観覧させていただきましたけれども、非常に実行委員の方たちが頑張っていて、意欲的なものになっているなと思いました。実行委員が主体になって計画をされているので、区としてどうこうという部分は少ないのかなというふうに思っているんですけれども、引き続き協議を重ねていただいて、区にできることは支援をしていただければと思っております。以上です。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 すみません、続きまして同じ209ページの青少年フェスティバルについてお伺いいたします。毎年私も石浜太鼓で参加させていただき、感謝しております。青少年フェスティバルは、例年暑さの残る9月に屋外で実施されておりますが、出演する児童・生徒や中高生のボランティアの皆さんへの熱中症対策が課題と考えます。

そこで、次年度の実施に向け、どのような改善を検討しているのか、また熱中症対策に関する予算は計上されているのかお伺いいたします。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

委員からお話ありましたように、中高生の方にボランティア、ステージ発表等で多くご参加いただいているイベントでございますので、熱中症対策重要というふうに認識をしております。

これまでも、ミスト機ですとか冷風機の設置、あと看護師の方に待機をしていただいたりですとか飲料、うちわを配布するなどの対策を講じてきたところでございます。

昨今の暑さの状況を踏まえまして、次年度につきましては扇風機と、あと飲料用のクーラージャグを地区とか出店する団体さん全てのブースに設置するための経費、発電機や消火器などの機材も含めた経費を予算として計上させていただいております。暑さ対策に係る経費として約60万円計上させていただいているところでございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

日程の変更は難しいと伺っております。あそこの上野の場所はステージの裏のみ涼しい部屋があって、あとは本当に猛暑で、皆さん本当に鉄板などを使っているところは本当に大人も大変だなと思って見えています。

青少年フェスティバルに携わる全ての皆さんが本当に安全に行事が運営できるように、環境整備をしっかりと進めていただきたいと強く要望して終わります。ありがとうございます。

○委員長 以上ですね。

◆石原喬子 委員 はい。

○委員長 石塚委員、関連。

◆石塚猛 委員 青少年フェスティバルって大変若者が主体でやるあれで、私も何回か体験させていただきましたけれども、今、青少年委員って三十何名選ばれているんですけども、多分町会の推薦だと思うんですよね。もちろん地域の代表として若者を選ぶシステムというのは間違っていないと思うんですけども、ちょっとお尋ねしたいんですけどね、私の体験からいくと、実はそういう、何というのかな、推薦に当たらない人たちも、地域に住んでいる若者でなかなかの青年がいるんですよね。これらをやっぱりつり上げるというか、平和祈念でも言ったように、優秀な子、あるいはリーダーシップを取る、あるいは目立つ子、あるいは何というんですかね、この子違うな、この青年ちょっと違うなって。

例えば具体的に話しをしてしまうとちょっとあれなんですけれどね……

○委員長 名前は出さないでください。

◆石塚猛 委員 北海道の鹿追というと、町の皆さんとずっと付き合ってきた、私はね。余り当時、もう20年近く前なんですけれども、青年を見かけたんですよね。それで、台東区のふるさとショップをやったら、そこへ来て台東区で結構頑張っている、そういう子なんです。それから10年たったら、この間、私に電話あって、町会議員になりましたと言うんですね。僅か5,000人の町なんですけれども、やっぱり牛を飼ったり、何というんですかね、野菜を生産する人は、大体そこで成功した人は町会議員、僅かな人数ですけどなっているんですけども、その中であってね、そういう活動的な町会というか、町なんですけれども、そんな中で目立った活動して、いろいろな活動して町会議員にもなれるという、何というんですかね、私はやっぱり付き合っていて、その子が来ると必ず浅草で一杯やるんですけどね、全然すごいですよ、目つきが違う、目つきが。

だからやっぱり、何というんですかね、青少年委員で町会から送られてくる人も立派だと思うんですけども、大体眺めてみると町会の方が選ぶというのは、時間があってうちが安定していて、子供を見る目も大丈夫だなということで町会長が推薦して挙がってくると思うんですね。だから、それは否定する必要はないんですけども、ほかに人材としてピックアップする、つり上げるようなシステムというのは、いろいろな全庁的に見て何かあるような気がするんだけれども、いかがでしょうかね。

○委員長 決定のシステムとかをいうのは分かるけれどね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

青少年委員でございますが、今委員からお話ありました町会といいますか、青少年地区委員会というものの地域にございますので、そちらの11団体と、あと小・中学校のPTAの26団体、合わせまして37団体から1名ずつということで、青少年の余暇指導ですとか育成に直接既にもう携わっていらっしゃって、かつ相当な実績のある方をご推薦いただきたいということで推薦していただいているものでございまして、青少年委員になられた後も青少年委員同士で協議会を組織されて、その中で研修をされたり情報交換されたりしながら、自主事業の実施などをしていただいているというふうな認識をして、またそれを地域に還元するべく活動していらっしゃるというふうに私認識をしておりますので、地域と行政のパイプ役として非常にお力いただいているというふうに思っておりますので、これからも活躍していただけるように事務局として支えてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 そういう仕組みに疑問を持っているわけでも何でもないんで、そういう外れた人間もいるよということなんですけれど、それはそれで今のところ。ただ、フェスティバルを見ていてね、年配者が入る余地なしね。子育てのお子さんが大体3歳から小学生までの親御さんたちがそのフェスティバルに参加しているということで、それが狙いだと思うんですけれどもね、間違いではないと思うんですが、年配者は無理だねということで、以上です。

（「関連です」と呼ぶ者あり）

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 今の石塚委員のご発言で、町会とか、あるいはPTAとか一般的な区のお世話になっている団体があると思うんですね。そこにコミットしていなくても見る目のある若者はいるというお話だったと思うんです。それについてちょっと1点だけ。

確かにお子さんがいらっしゃらないような方で、でもやる気があるんだと、地域の活動に参加したいんだという方は結構ご相談を受けたりして、一応アドバイスするのは、そうやって町会とか入って青年部とか入ったらどうですかって言うんですけれど、それだと町会入ることが前提になってしまうと思うんですね、区のために活動するということは。なので、何か先ほど吸い上げるシステムとおっしゃったので、ちょっとどういうのがいいか分からないんですけれども、何かそういう、何ですかね、町会団体に入っていないなくても区に協力いただけるような在り方を今後も考えていただきたいと要望だけさせていただきます。

○委員長 そうですね。いや、こういうことなんですよ。青少年委員というと、その青少年委員のところしか出ないような人もいるのね。ほかのほうはよく、見識がないような人が中にもいらっしゃると。そういうところがやっぱりね、難しいんですよ。そういうことなんですけれど。いいです。答弁ありますか、ないでしょう。

木村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。では、そのままお願いします。

210ページの項番1、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備について、こちら先日の子育て委員会でもご報告があったので内容については了承しているんですけども、今回の子供の屋内遊び場、結構メインの施設として期待しているんですが、ご報告もあったとおり、基本的には未就学児の方が遊べるような施設であると。石原委員からもご質問がありましたが、兄弟とかいらっしゃる場合にはちょっと在り方を検討しますというようなお話だったかと思います。

それはそれであまりにも異年齢の子供たちが同じふうと同じ部屋で遊ぶとなると問題があるということは承知しているんですけども、一方で先日、子育て委員会でも視察に行きました茨木市のおにクルとかだったら、小学生全員が使えるような施設であるわけですね。ほかに私この間、個人的に視察に行ったんですけど、江東区のグランチャ東雲とか屋内の遊戯施設があるんですけど、そこも一応小学生3年生までが使えるという施設になっています。なので、そういうのを見てしまうと、未就学児の遊べる施設というようなところって念願の施設なのでありがたいんですけども、小学生も今後、私も常々言っているとおり、猛暑とかがある気候変動の中で屋内の遊べる施設というのは本当に今後ますます必要になってくると思いますので、この施設ができたということは一つの区の成果としてあると思うんですけども、引き続きどんな施設の在り方が望ましいのか検討していただきたいと思います。何かお考えがあれば教えてください。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

遊び場に対するご要望は委員からもいただいておりますし、次世代育成支援計画策定におけるニーズ調査であるとかパブリックコメントの中でも大変多くいただいているご意見で、保護者のみならず、子供、若者自身の要望であるというふうにも認識をしております。

第3期計画においては、安心して過ごせる居場所づくりを施策の一つに位置づけまして、屋内はもとより、屋外も含めまして、子供が安全安心に遊ぶことができる環境整備、そういったものを推進してまいりたいというふうを考えてございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 お願いいたします。いろいろと今後の用地活用なども含めて、区長部局併せてご検討いただければと思っております。以上です。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 198ページ、2番の高齢者ふれあい入浴についてお聞きします。枚数も20枚から36枚に増やしていただきまして、また65歳以上ということで要件緩和していただきまして、今の申請者数の数や利用状況を教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 お答えいたします。

令和7年1月末現在で申し上げます。給付者数につきましては1万1,505名、利用枚数につ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きましては16万5,893枚ということになってございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 すごく伸びている状況だと思いますし、これから65歳迎えるまで待っていて、なった瞬間に申し込もうという方もいらっしゃると思いますので、どんどん使っていただければと思います。

あと、入浴券の申請の受け取りの場所とか申請場所というのは1回質問のほうでさせていただいたので、現状いかがでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 令和7年の4月1日より、区内の地域包括支援センターにおきまして、新規の対象の方に申請受付と券の交付を開始する予定でございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。つきましては、拡大していただいて、すごく利用しやすくなると思います。

ちなみに、地域包括支援センターって土曜日も開けているんですしたっけ、土曜日。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 土曜日開所してございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 あと、地域が分けてあると思うんです、住所でたしか。それって例えば近い場所に住んでいるんだけど、そこに行っても利用できるんでしょうか、その辺の立て分けというのは。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 給付のことにしましては、お近くの地域包括支援センターにお出かけにいただいて、それで窓口で申請していただければというふうに思います。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 65歳以上になりまして、今後はやっぱり支援センターというところに関しても行っていただけると、なじみやすいというか、そういうところがあるんだって知っていただけたということもあると思いますので、そういう面では今後皆さんにとって利用しやすいというか、身近な場所になると思いますので、それを含めてこれから活用していただければいいなと思いますので、これはそのまま進めていただきたいと思います。

2点目……

(「すみません、関連でよろしいですか」と呼ぶ者あり)

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当にふれあい入浴、喜ばれているって、今回枚数、100円はある程度、もうそれはいいとか、それでも入りたいということです。本当にいいことだと思うんです。

この中で、ここに今回805万でしたっけ、予算が減っているかと思うんですけれど、このマ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

イナスの原因は、原因というか要因は何でしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 令和6年度につきましては、令和6年度から事業変更いたしましたので、年度中に令和6年度分と令和7年度分の2回分、入浴券を作成し、発送するという必要がございましたが、令和7年度につきましては例年どおり1回の発送で済むということで、こちらの差で減額というふうになってございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 利便性を図っていただいたということでの額、分かりました。

そして、今回浴場無料開放というものが2日から3日に増えたと、これも喜ばれているかと思うんですけど、20か所ということで、要するに浴場の苦勞なども実はあったのではないかと、交渉する際にはね。その辺はいかがだったのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 浴場無料開放の1日追加というところでございますが、協議したものとしましては、どのぐらいの時期に1日増やそうかというところにつきましては少し時間をかけて協議をしたところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 聞くところによると、混み合ってしまう浴場と、あとはそうでもないというか、ところがあるということで、そういうこともぜひ皆さんに発信していただいて、皆さんが楽しめればいいのかと思います。

やっぱり非常にコミュニケーションの場ということで、本当の目的がこういうことで達成されるのはいいことかなと思います。ですので、これを引き続き安定した形でやっていただいて、それで本当にそれこそ銭湯の文化って江戸の文化じゃないですけど、そういうところもありますので、拡大の方向で考えることができるのであれば、ぜひとも次年度に向けてはお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 次、201ページの21番、高齢者デジタル活用支援ということで、スマートフォンの個別相談会を来年度も向けてやっていくと思うんですけども、1年間やっていただいて、その成果とか状況とか教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎立石淑子 高齢福祉課長 今年度新規事業で始めているものでございます。2月末まででございますが、計43回行いまして、延べ504人の方にご参加をいただいております。

高齢者からのご意見としましては、やはりお友達やお孫さんとLINEができるようになったので楽しくなってきたというようなことで、おおむね好評いただいているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 なかなか新しい機械だと触りづらいというか、分からない部分もありますし、そういう面ではこういう相談会をやりながら慣れてくればやはりコミュニケーションの回数も増えますしね、楽しみも増えていくと思うので、これはまた安心安全に進めていただきたいと思います。

また、最近やっぱし迷惑メールとか迷惑のが多いので、そこも兼ね合わせて、やはり分からないものはまず触らないというのが一番だと思いますので、更新してぴっと押したら実は触ってしまって、しまった、というのがありましたので、分からないのにはまずは何だろうと思ったときには触らないという、それが一番いいと思いますので、そういうものもいろいろ教えるというか、そういう事例も話しながら安全に努めていただければと思いますので、これはそのまま進めていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

石塚委員。いいですか。分かりました。それでは、じゃあ。

それでは、以上ですね。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩したいと思います。午後は1時から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午前 11時58分休憩

午後 0時59分再開

○委員長 ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

○委員長 それでは、午後1番、伊藤委員どうぞ。残りありませんか。まだあるんじゃない。伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 196ページの介護サービス人材確保についてです。今回宿舎の借り上げ支援についてお聞きますが、この間、非常に人材確保が厳しくなっていると。そして、昨年の4月に訪問介護料の引下げがあったということで、倒産する事業所が増えたり大幅な減収になっている事業所が非常に多いという中で、本当に人材確保どうしたらできるんだというのが各事業所の大きな悩みだということは、皆さんもご存じかなというふうに思うんですね。

こういう中で、ここに人材確保のプログラムの中にいろいろ研修や何かということは今まででもされて、支援をされてきている。その中の介護サービス事業所の採用活動、宿舎借り上げ支援ということがあって、これがなかなかうまくいかないというか、このことで人材を確保するまでには至らない状況があるということを伺っております。現状について教えてください。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 お答えいたします。

こちら宿舎借り上げにつきましては、災害時における安否確認等における覚書を締結してい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただいた事業所に対してその宿舍借り上げをするものという形で、そちらの方の締結事業所数が現時点で4事業所で、その内訳としましては、東京都のほうの対象となる事業所が2社、区単独のみが1社、区と両方対象になる事業者が1社というふうな形になっております。そのうち、こちらのほうの借り上げのほうの支援まで行った事業者は現時点ではゼロ件ですけれども、1社今相談を受けていまして、来年度ちょっとそちらを考えてみたいというふうな話をいただいているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に苦労というかされている状況が分かって、そしてこれが災害の支援ということがセットになっているということも大きな足かせという言い方はあれですかね、やっぱり介護人材がいないと今災害時にヘルパーさんたちの確保できないということでの東京都の事業かと思うんです。これらを具体的に働く人というんですかね、ぜひうちの事業所でも借りてほしいということを言ったら、事業者さんが非常にこれ大変なんだと、手続き。だからそんなにできないよということで断られるというか、いうことで実際につながっていないという状況も伺っております。

ですから、これについては各自治体も努力しているけれど、東京都にもっと改善を求めるといかな、やり方、内容について改善を求めたりするということとはできないんでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 こちらのほうにつきましては、都のほうで施設等における防災の取組を計画的に進めて、各地域における災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進するというふうな目的の下、介護事業者については宿舍借り上げ費用の助成費用を補助するというものですので、それについてはちょっと難しいかと思えます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

わざわざここに要するに人材確保という中の事業としては、非常に疑問の多い事業かなというふうに思っております。これが災害関係がなければ半分、2分の1の補助ということも伺っていますが、そちらはいかがでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 東京都のほうで令和6年度から、災害時協定を締結した事業所については2分の1の助成率で実施しているということは聞いております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあそれは台東区ではその事業は受けている人いないって、先ほどのお話ですとないということですね。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 こちらのほうについては、東京都のほうで実績とか各区ごとについて教えていただけていないので、どれぐらいの事業所が利用しているかはちょっと分かりか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ねます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

本当になかなか使いにくいものということだけは確認できたかなというふうに思います。

そして、人材確保、今、就職フェアとか採用協力セミナーとかいろいろな形での支援をやっているというところですので、ですのではというか、これらについて今年改めてここを強化するとか、そういうことで人材確保につながりそうというところはあるんでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎松上研治 介護保険課長 令和7年度予算ということによろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい、そうですね。

◎松上研治 介護保険課長 それは先ほど障害福祉課長が答弁したとおり、介護・障害福祉サービス事業所に対する採用活動経費助成の各4項目別の上限を撤廃する、最大160万円で行うというところを両方のサービスで行うことと、あと介護のほうだけですと、今まで介護事業所の従業員のみを対象としていました専門力向上研修等を希望があれば障害福祉サービス事業所のほうの職員も受けられるようにする予定でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。そういうことで、最大限こちらにも力を注いでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

じゃあ次に……

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 次に、207ページの障害者相談支援・虐待防止についてです。こちらについてはもう委員会では報告されているということですので、数字についてはいただいております。令和3年、4年、5年という中では横ばいなり、あと令和4年よりは5年は減っているという状況などがあるようです。ですけれども、そのうちの虐待認定件数などは横ばいですが、私がちょっと心配をしているのは性的な虐待について、施設においても障害者においてもは自分の身を自分で守るということはなかなかできない状況かなと思うんですね。そういう中での性的な虐待もあるということなどを報告受けているところです。これらについて、対策ですね、これらはどのように考えているのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

障害福祉課のほうでは障害者虐待防止法に基づく通報を受けておりまして、その中で虐待の通報があった中で性的な虐待という形で分類されたもので認定しているものにつきましては、令和5年に2件実績がございます。そういった通報があって認定したものにつきましては、障害福祉課の職員がヒアリングに行って内容を確認させていただいて、今後の支援だとかそういったところについてご相談させていただいて、必要であれば関係する所管等につなげるなどし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て対応しているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 各所管とということですけど、今回この件については、所管との連携はなかったということですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今回、今申し上げました障害福祉課のほうで認定しているものにつきましては、他の所管との連携はなく、障害福祉課のほうで対応しているという状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そのほかにも、性的な虐待だけではなくほかにもあるということで、結局虐待をするというほうは、やっぱり大人であるといいますか、従業員であったり家族であったりということになるのかと思うんですけども、こういう中でやっぱり大人側への支援といいますか対応ですね、この辺については何かされているのでしょうか。

○委員長 質問もう一度お願いします、質問の内容を。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 虐待をするということは、家族であったり職員であったりなのかと思うんですけど、すみません、そののところが聞いていなかったんですけど、この辺はいかがなんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害者虐待防止法の適用範囲ということでちょっとお答えいたしますけれども、障害者虐待防止法の中では、対象となる方が障害者であったり障害児であったりするんですけども、障害児の場合は障害福祉サービスの入所施設であったり通所施設であったりを活用されている方というところが被害者としては対象になります。今伊藤委員のほうからあった加害者側というのが、1つは養護者による虐待、もう一つが施設等の従事者による虐待、また企業とかそういう雇用者の使用者による虐待、そういった3つの分類に分かれております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。これ以上、では、何ですかね、本来なくしていくための対策ということで考えていく必要があるんだろうというふうに思うんです。これらについて、それこそ差別法の中でやっているということではありますけれども、何ですかね、区から、こちらのほうから何かこういうことをなくしていくという策ですかね、そういうことは改めて何か学習をしたりとかいろいろ行っているということではないのでしょうか、対応。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 こういったことをなくしていくということは啓発活動等でそういっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たことは大事ななと思うんですけども、こういった虐待ということが起こった場合についての対応になりますけれども、当然障害福祉課の所管する先ほど申し上げたような内容につきましては障害福祉課のほうで対応するという形になっておりますけれども、それ以外の関係する所管に広く関係するような対応につきましては、当然関係諸課と連携しながら被害に遭われた方の救済といたしますか、対応に心がけているところでして、そういった庁内の連携等を持ちまして対応を当たっているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、やっぱり今言いましたように虐待防止法というのはありますけれども、実際にはそういういわゆる障害者、弱者というんですかね、こういう方たちが被害に遭うわけですから、これらをなくしていく環境をどうやってみんなで、全体というか構築していくかということを引き続き検討していただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 じゃあ続きまして、いいですか。続いて行ってよろしいんですか。続いてやってよろしいですか。

○委員長 同じ項目でしょう。

◆伊藤延子 委員 はい。次は児童福祉課になります。

○委員長 まだ、違います。社会福祉費の中ではおしまいですね。

◆伊藤延子 委員 課が違ったんです。失礼しました。

○委員長 飛び越えないでください。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。これで終わりです。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 私、3点ございます。

まず1点目、197ページのところで言います。197ページの34番、（仮称）北上野二丁目福祉施設開設準備というところで話させていただきますが、これは委員会報告あっていると思うので、委員会とかぶらないでやらさせていただきます。

今定例会で施設の基本計画などの報告もあって、4年後の11年7月施設開設に向けて準備が進んでいるって思っているんですけど、この施設、5つの支援機能を集約し、切れ目のない支援を実現するとしていて、妊産婦、子供から若者まで、その家族などからのあらゆる相談に対応する。迅速かつ適切に支援機関につなぎ、問題解決を図る。つないだ後も適宜状況を確認し、切れ目のない相談支援を行うとした総合相談窓口となっているんですけど、その総合相談窓口を設立するに当たっては、鍵を握るのはやっぱり情報連携だと私は思っていて、その情報連携として（仮称）相談カルテシステムというのを運用して実施すると基本計画の中では

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

報告あったんですけど、ほとんど報告の中で触れられていなかったのでもうここで確認させていただきたいんですが、このシステムは既に児童相談システムと保健システムは連携しているので、そこをベースに活用していくのかなとは思っているんですけど、それ以外のシステムでどういうシステムと連携していくのか教えてください。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 システム連携につきましては、（仮称）北上野二丁目福祉施設基本計画でお示ししておりますとおり、児童相談支援システムと保健システム以外では、住民記録システムとの連携を検討しております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 これは報告から1年以上が経過しているので、現在までの情報連携に向けた取組どう行っているのか、また今後どう進めていくつもりなのか教えてください。

○委員長 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

◎海野和也 （仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長 新施設での一体的で切れ目のない支援の実現に向けまして、組織横断的な検討部会を設置しまして、新システムの構築に向けた検討を進めております。今年度は、各支援分野における現行の相談種別や相談情報の管理方法、相談手段等を整理し、課題を把握するとともに、他自治体の類似業務で導入実績のありますシステムのデモンストレーションを実施しました。来年度は、支援業務委託を通じまして総合相談窓口や各支援分野において実際の運用を想定しまして、各所管課にアカウントを割り当て、相談業務ごとの台帳設定や必要な機能を付加した上でデモンストレーションを行い、その効果検証を行ってまいります。また、必要な要件の整理も行なってまいります。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 分かりました。この件は総括でやらせていただきます。

続いて2点目、206ページです。206ページの（6）の計画相談支援事業所のところで話させていただきますが、この事業、昨年度から始まった事業ですけど、どの程度の実績となっているのかちょっと教えてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 お答えいたします。計画相談支援事業所への助成の実績についてでございます。

令和5年度につきましては3事業所4名、令和6年度につきましては1月末現在でございますが、新たに2事業所4名の実績がございますので、現在、合計で5事業所8名に助成している状況でございます。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 私、以前の委員会で障害福祉サービスも充実されつつあって、利用者本人が計画を作成することがかなり難しくなっていて、相談支援専門員が計画を策定することが今現在基本となっていると。障害の中でも発達障害の比率が増えてきていて、人数も増

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

加している。この相談支援専門員が受け持つ対象になると思っているんで、ただでさえ足りていない状況がさらに悪化してしまうのではないかと、なので対応を検討してほしいって言って、この事業が始まったときに助成内容を聞いて、正直大丈夫だったのかって実は危惧していたんですけど、今の話を聞くと本当に実績も上がってきているのかなと、本当によかったと思っています。

ただ、やっぱりまだまだ足りていない部分が多いので、この辺しっかり注視して見ていただきながら、今後も着実に実施していただきたいと要望して、3点目に行きます。

207ページの32番、松が谷福祉会館運営です。現在、児童発達支援についての面談記録など、どのように管理運営しているのか教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 答えいたします。

こども療育室における発達に不安のある保護者との初回の面談の記録などにつきましては、面談の中で発達検査等を取ることが多いので、その検査ごとの所定の発達検査記録用紙が紙媒体であることから、検査記録などにつきましては紙で、保護者からの聞き取りの家庭状況等の記録につきましてはエクセルで管理している状況でございます。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 では、児童発達支援で、施設への巡回をはじめ、様々な部署や施設と連携を取っていると思っているんですが、具体的にはどういうところと連携を取っているのか、教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 答えいたします。

松が谷福祉会館こども療育室で行っております障害児通所支援につきましては、保育園や幼稚園をはじめとしまして、保健サービス課、子ども家庭支援センターなどと連携して事業を実施しているところでございます。今、副委員長おっしゃったとおり、保育園や幼稚園、こどもクラブなどで発達に心配のあるお子様がいた際、その施設からの依頼を受けて職員を派遣しまして、施設の職員に子供への接し方等の助言を行う巡回訪問事業を行っております。また、保健サービス課で実施しております健診や相談で発達に関する心配事があった場合、そこから松が谷福祉会館のこども療育室への面談につながるケース等もございまして、松が谷福祉会館から反対に保健サービス課が実施しております発達相談事業へ心理士の職員派遣等も行っているところでございます。そのほか、台東区要保護児童支援ネットワークの実務者会議を通しまして、子ども家庭支援センターとの情報共有や、就学相談に関しましては学務課等と連携しまして、関係各所と連携を取っているところでございます。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 その前の質問と今の質問で、松が谷、なかなかシステム改修、まだできていなくて、今、情報システム、なかなか忙しい中で、データ管理に関しては、紙含めて、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

エクセルでやっているというのも分かりましたし、やっぱり児童発達に対しては、すごく様々な部門と連携してやっているんだなということが分かりました。ありがとうございます。

最後にもう1問、2年前の決算審議のときにも触れているんですけど、北上野二丁目福祉施設の基本計画の中でも、児童発達支援センター事業を実施することとなっています。支援センターですから、コーディネート機能を備えた中核拠点となるために、定期的に各施設間の連携強化や情報共有を図る必要があって、松が谷では事業所連絡会というのを開催していると思うんですけど、各施設、各事業者ですね、各事業者との連携強化や情報共有、どの程度進んでいるのか、教えてください。

○委員長 松が谷福祉会館長。

◎江口尚宏 松が谷福祉会館長 答えいたします。

令和4年度より、療育環境のさらなる向上を図るため、区内の障害児通所支援事業所の皆様と連携しまして、情報共有できる場として、副委員長おっしゃった情報連絡会を今現在実施しております。令和4年度、5年度につきましては、年2回、令和6年度につきましては、年3回実施しております。6年度の実施状況をご報告させていただきますと、区内の事業所につきましては、全てお声かけをさせていただきまして、1回につきましては、意見交換や情報共有を行う場として、ほかの2回につきましては、外部講師を招きまして、各事業所へ向けた研修を実施したところでございます。引き続き、（仮称）北上野二丁目福祉施設における児童発達支援センターとしての中核機能を見据えまして、区内事業所との連携を図り、地域の児童発達支援の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 今、話を聞いていると、その辺も割としっかり着実にやってきているのかなと思うんですけど、障害サービスに関しては、どちらかというと区というよりも、都の管轄になる部分が多いので、なかなか区側と、各事業者から頼ってもらうとか、そういうところがなかなか聞きにくかったりとか、その辺、常に接点を持ちながら、情報連携していくとかいうところ、難しいところだと思うんですね。ですので、この事業者連絡会とかって、本当に大事になってくるので、そこはしっかりやりながら、その辺、進めていただきたいと要望して終わります。以上です。

○委員長 それでは、以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項児童福祉費について、ご審議願います。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 213ページの16番、子育て短期支援についてお伺いいたします。

先日の子育て・若者支援委員会でもご報告があった、協力家庭ショートステイを新設するという件につきまして、改めて確認したいんですけども、こちらの協力家庭ショートステイという制度は、ファミサポ制度のちょっと似ているところがあって、協力家庭、一般のご家庭に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

協力を仰いで、ショートステイのサービスを受けられるようにしていただくというような仕組みです。これについて、今までのような施設を利用したショートステイとは違って、一般ご家庭を利用させていただくということになりますので、いろいろなトラブルが想定され得ると思います。例えばけがをしてしまうですとか、させてしまうですとか、あとは、物を壊したとか、汚したとか、あると思うんですね。そういったことが協力家庭の負担にならなければいいと思うんですけれども、それをあらかじめ想定して、保険などを掛けておくことが有用かと思われるんですが、現状の対応について教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

協力家庭のショートステイ開始に当たりまして、保険には加入する予定となっております、その分の金額として約3万円を来年度予算に計上しております。具体的な保険といたしましては、先ほど委員ご指摘のとおり、ファミリー・サポート・センター事業で加入しているものと同じ自治体向けの保険に加入する予定となっております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 内容についてなんですが、ファミサポと同じというご説明だったんですけれども、何について幾ら保険金が出るのかについて教えていただけますか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 具体的な保険内容、4つございまして、まず1つ目が預かる子供が事故でけがをした際の傷害保険、2つ目が協力家庭の方がけがをした際の傷害保険、3つ目が賠償責任が生じた際の保険金、最後に、こういったこれらの保険では補償されない部分を補うお見舞金制度、こちらに加入する予定となっております、それぞれ項目といえますか、金額のところは異なるんですが、例えばですけれども、子供に何か事故が起きてしまった場合の入院保険として1日1,000円、通院にも1日1,000円といった、そういった内容になってございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 あくまで協力者のボランティア精神を前提としたような事業になると思っております、全部を全部補填するというのが難しいということも理解はしているんですが、多分実際にそういったけがとか物損が生じた場合には、多分保険でカバーできない部分もあるのかなと思いますので、利用者の声など、今後集めていただければと思っております。以上でございます。

○委員長 ほかに。

望月委員。

◆望月元美 委員 215ページの6番、養育費受け取り支援についてお伺いいたします。

令和4年度の助成件数は4件、令和5年度は13件だと思いますが、今年度の助成件数とその内訳を教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

今年度2月末時点で12件の支援を行ってございます。内訳といたしまして、公正証書作成に係る補助が9件、家庭裁判所への調停、審判申立てに係る補助が2件、また、今年度から新たに開始をいたしましたADRの利用に係る補助が1件でございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 これらの公正証書作成費が上限3万円として補助していると思いますけれども、実際にかかっている費用は把握しているのでしょうか。

また、養育費受け取り支援についての周知はどのようにしているのか、教えてください。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

まず、実際にかかっている経費についてでございますが、公正証書作成につきましては、9件の平均が2万7,506円、最大で2万9,400円でございます。調停、審判申立てに係る経費ですが、2件の平均が2,916円、最大で3,160円でございます。最後に、ADRの支援でございますが、こちらが書類作成等の諸経費を含んだ経費になるんですけれども、まだ実績1件ですが、4万4,000円でございます。

次に、事業の周知についてですが、区のホームページや広報たいとう、あと、法律相談の窓口等に事業のチラシを設置してあるほか、離婚届の際にチラシをお渡ししたり、区内の公証役場や台東区法曹界に情報提供を行いまして、支援事業のご利用いただけるように周知を図っているところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 広く周知していただいていることが分かりました。

これについては、後で、あとは総括でさせていただきます。

○委員長 ほかに。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 212ページの11番、子供育成活動支援についてなんですけれども、地域の居場所をつくる目的とした子供育成活動支援とは別に、家庭訪問型子育て支援に取り組む方がいることについて、区はご存じでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

こちらの子供育成活動支援の事業に取り組んでいらっしゃるって、区で助成をさせていただいている団体の中で、この事業とは別に、独自の取組として、お子さんがいるご家庭に訪問されて、一緒に家事をしたり、育児をしたりする、そういった取組を行っている団体があることは承知をしております、区の窓口でもチラシの配布などを行っているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 チラシの周知ですとか、あと、食品の寄附などの協力をいただいているということで、ありがとうございます。

実際に独り親家庭や貧困家庭の支援としても必要な取組なので、料理研究家の先生からは、場所の提供などがあると助かるという相談などもいただいております。子供食堂のやり方もコロナ前とコロナ後では変化があったり、現在では、教会やお寺を借りてやっていたりもしていますが、できれば区の施設、使いやすければよいなという意見などもあります。なかなかルール上制限もあって、区としては難しいかもしれないんですけれども、丁寧に対応していただきたいとお伝えだけしておきます。

続きまして、216ページの母子生活支援施設についてなんですけれども、母子生活支援施設さくら荘についてですが、昨年と比べて800万円くらい減った理由について教えていただけますでしょうか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

来年度予算におきましては、広域入所措置の見込みの減等によりまして、扶助費の減で870万円ほど減をしているところでございます。

◆中嶋恵 委員 なるほど、分かりました。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 すみません。

先月、会派でさくら荘の視察をさせていただきました。長く勤務されておられる館長のお話を直接伺うことができて、大変勉強になりました。大規模改修が延びたという報告は企画総務委員会でも報告がありましたが、必要な修繕については、議論を重ねてやっていただきたいと思います。

様々な事情の方がいらっしゃると思いますので、引き続き頑張っていただけるよう要望で終わらせていただきます。以上です。

○委員長 ほかに。もういいですか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 2つ質問をいたします。

まず、212ページ、奨学金給付です。現在の制度になってもう大分たちますけれども、現在の区が奨学金を支給している子供、そして、その世帯の状況ですね、あと、奨学金が果たしている現段階での役割、これについての認識をお伺いしたいと思います。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをさせていただきます。

本事業は、児童扶養手当を受給している独り親世帯及び非課税世帯を対象とした事業となっておりまして、置かれた状況として、経済的な理由により児童を高校等に進学させることが困難な状況にある方を対象にしまして、事業の役割といたしましては、給付金の支給により、教

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的としていると認識をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いいんですか、私、質問して。

○委員長 はい、どうぞ。

◆秋間洋 委員 何かもうちょっと言いたいことあるんじゃないの。いいの。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは高校生対象なんですよ。高校生は、もちろん必要です、奨学金というのは学費だけじゃありませんので、生活費も含めてです。8万円です。ただ、全体の流れの中からすると、東京はもう実質的に高校の学費の無償化、あと、全国的にも今、国会でも大きな問題になって、来年度の予算ですね、相当措置がされるという、高校の学費の無償化というのは流れは進んでいるということが一方あると。ただ、大学の学費は逆に値上げなんですよ。今回も国立、私立、多くの大学が少くない学費の値上げで、本当にこれが大きな社会問題になりました。そんな流れの中で、日本学生支援機構の奨学金が、その判定基準がここ2年ぐらい厳格化されて、そして、受けられない子供たちが大体、前年度でいうと1万9,000人ぐらい出ているという報道があります。そういう点では、この学生支援機構の奨学金が厳格化されていることについての認識、あと、区民への影響について、つかんでいるのがあったら教えていただきたいと思いますが。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

日本学生支援機構による支援においては、主に家計基準と学力基準、この2つによって審査が行われていることは承知をしております。その基準が変わったということは聞いてはおりませんが、その適用の詳細がどのようなになっているかということについては、申し訳ありませんが、区では把握をしておりません。

区民の方への影響ということでございますが、独り親家庭の相談員のほうで相談をお受けする中で、区民の方から、機構の奨学金の対象外になったという報告をお受けした事例はございますが、特に審査が厳しくなったであるとか、相談の件数が多いとか、そういったふうな認識はございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、1件相談を受けたんですね。その方と一緒にどうか分からないですけども、審査基準が厳しくなったんですね。実際に、いわゆるGPAという、履修科目の評価の平均値が、これが今までに比べると4分の1を2年連続で入るというふうになると、これが奨学金の支給が停止されるというところで、その子の場合には、専門学校だったんですけども、残念ながら2年連続4分の1の分位に入ってしまったということです。これは相対評価なんですよ。その人の場合には保護者は母親でしたけれども、あんなに頑張って勉強している子なん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だけれど、うちの子、頭悪いからみたいなこと言っていたけれど、やっぱりそういう真面目な子でも相対評価で落とされると。そうすると、やはりそのうち、母子家庭ですので、なかなか経済的にはダブルワークをやっていても大変という状況であります。そういう点では、やはり奨学金は、現在、台東区は、就学援助金じゃないか、児童扶養手当か、児童扶養手当の受給世帯で、そして高校生というふうな対象になっていますけれども、やはり奨学金の対象拡大を行うべきじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 対象の拡大についてというご提案で、高等教育、大学等への進学の際の給付金のことということでご答弁させていただきます。

まず、先ほどの日本学生支援機構による支援における学力要件の在り方なんですけれども、こちらについては、国のこども未来戦略の中で、その見直しについて検討するということが記載されておりまして、現在、国のほうで検討が行われているということを承知をしているところでございます。その上で、国では、高等教育について、現在行っている就学支援新制度というものあるんですけれども、こちらについて、今年度から理工系であるとか、多子世帯の所得要件を緩和するですとか、来年度からは多子世帯について所得制限をなくすといった、そういった拡充を国の制度の中で図っているところでございます。区としましては、まずそうした国の動向を注視しながら、本事業であるとか、また、そのほか、独り親世帯に対する資金の無利子の貸付けなども行っておりますので、そうした事業を丁寧に相談に乗りながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この制度、前は台東区は、区民文教委員長が審査会の座長になって、そして、貸付けの制度だったんですね。よくその委員長さんが議員に、私などにも声かけて、大変な子はいねえかと。いたら推薦してくれというようなことで、当時のこと思い出します。隔世の感あるんですけれど、しかし、今、決してあの頃に比べても子供たちの教育の環境というのは、お金の環境というのはむしろ厳しくなっているぐらいの状況があります。そういう点では、ぜひこの給付金の対象拡大、先ほど課長がおっしゃったように、高等教育、大学、短大、専門学校、こういうところへの対象拡大と、あと、金額、今の8万というのはやはりあまりにも給付型の奨学金って少ないんじゃないかという点を指摘して、対象拡大を求めたいと。実は日本学生機構は、さらに成績要件を厳しくしようという動きが実はあるんですね。そういう報道もありますので、その辺については、注視していただきながら、検討していただきたいと思います。

次、213ページ、隣のページですけれども、ヤングケアラー支援についてです。今年度から具体的に相談活動が始まりました。たしか6月からだったかな、フリーダイヤルの専用電話、相談電話、あと、メール、これを開設したと思いますけれども、現在までのこの状況というのはどうなのかと、あと、その中で学校での気づき、通報というのがあるのか、この2つについてお伺いしたいと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

まず1点目、今年度開設いたしました専用電話、専用メールの状況からお答えいたします。今年度なんですけれども、自分自身がヤングケアラーなのではないかと思った子供自身が気軽に相談できるよう、委員ご指摘のとおり、令和6年6月から専用相談電話及び専用相談メールを開設しました。その上で、相談先カードというものを区内の小・中学校、高校を中心に配付しまして、電話とメールの周知啓発に努めてきたところではございます。しかしながら、現時点での実績は、電話、メールともにゼロ件となっております。

続きまして、2点目のご質問の学校での気づき、通報はあったのかというところでございますが、今ご答弁いたしましたとおり、電話、メールでの通報というのはなかったんですが、今年度、子ども家庭支援センターが関わった児童、家庭において、ヤングケアラーと思われる件数、全部で7件ございました。そのうち1件はスクールソーシャルワーカーから子ども家庭支援センターに連絡があったケースとなっております。そのほか、区外の学校ではありますけれども、学校が地域包括支援センターのほうに相談をしまして、子ども家庭支援センターには地域包括支援センターから相談があったといったケースもあるなど、学校現場からも間接的な関わりがあったものというふうに認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 まさに重層的なそういう相談の様々なルートからの気づきが始まったと。ただ、直接本人からのSOSはまだ入っていないというのが今の現時点での到達点なんだろうなというふうに今聞きました。

それで、台東区が前年度やった、大規模なヤングケアラー実態調査というのは、これは本当に全国に誇れるぐらいの中身だったと思います。実は、結構いろいろな、私もいろいろな共産党系のいろいろな会議行っても、台東区、すごい実態調査をやったじゃないかというのをよく言われました。そういう点では、やはり実相に迫ると。なおかつ、その中で、私、一番印象的だったのは、たしか高校生だと思うんですけど、具体的にSOSを、あれを通じて、あのアンケートで発信をして、それはたしか解決したというふうに私聞いています。そういう点では、気づきを広げる、そして、声上げていいんだよという、あなたが今苦しんでいるというか、苦しんでいるという自覚もないんだから、率直に言うと。当たり前のように介護やっているわけですね。それで、私も2件ほどの例を委員会で申し上げましたけれども、彼らは全然苦もなくやっているわけですよ。だけれど、実際には学校に行けなくなっていたり、あるいは、親からの虐待を受けていて、それでおばあちゃんの夕食を作っていたりという、そういうケースでしたが、そういうことになっているわけで、自分の自覚というのを広げるには、やはり様々な接近とか、気づきの機会というのをね。周りがそのように気づくというのがすごく大事であります。そういう点では、気づくにも、そんなに介護している子供がいるのかというのが区民の実感で、そういう点では、やはり実相に迫ることが大事で、それをこういう今、残念ながら、先

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ほどの孤立化・孤独化の中で、そういう人たちが、子供たちがいるんだということを区民にもやはり知らせていく上では、実相に迫る、こういうことが大事だと思うんですけど、それについては何か考えていることあるんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 令和4年度から本事業を進めてきました結果、子ども家庭支援センターとして、現時点におけるヤングケアラーの一番の課題は、ヤングケアラーそのものを知らずに、子供自身がヤングケアラーであることを自覚していない可能性があることであると認識をしております。そこで、子ども家庭支援センターとしましては、まず、普及啓発を対策の柱と捉えた上で、相談しやすい環境を整備し、適切な相談支援を実施していくと、そのように考えてございます。まず、普及啓発につきましては、これまで区職員を対象とした研修会を実施しておりましたが、来年度につきましては、地域包括支援センター等の事業者を対象とした研修会を開催しまして、子供本人が自覚できていなくても、関連する事業者等が気づき、適切な支援につなげていくというところを目指したいと考えております。また、これまでの啓発リーフレットの配付に加えまして、来年度は、新たに児童・生徒側から返信できるような工夫をした、そういった相談レターを小・中学校等を介して配付することで、さらなる周知を図っていきたいと考えております。次に、相談しやすい環境の整備につきましては、今ご答弁いたしました相談レターのところで子供たちがより相談しやすいような環境というところをやっていきたいと考えております。最後に、相談支援、実際に相談いただいたときの相談支援についてでございますけれども、こちらにおいては、現時点では必要に応じて通常の相談業務として介入をしておりますけれども、来年度、担当者を新たにヤングケアラーコーディネーターとして位置づけまして、子供から相談が来た際に話を聞き、内容に応じた適切な機関につなげていく役割を担っていただく予定となっております。これらの取組通しまして、相談しやすい、区が適切に支援できるよう努めてまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど午前中に議論になった重層的な支援、これの一つのやはり、それが進めば、こういうところがつかめてくると、そういう関係にもあるというふうに思います。たしか13%というのが、自分の家族等の面倒を見ていると、お世話をしているという回答が13%あったというのはショックで、全国の数値からしても高い。だけれども、数値からすると兄弟が多かったもんだから、どこまで認識されているのかという問題もたしか課題としてあったと思うんですね。そういう点では、コーディネーターね、専門的なコーディネーターの養成というのは非常に大事だと思いますし、あと、今言った学校への発信等、大事です。ただ、私が2人知っているヤングケアラーの一人は不登校でしたから、もう既に。ですから、様々な要因で不登校になっていて、祖母の夕食を毎日作りに行っているという、そういう関係のうちでしたから、そういう点では、やはり学校だけでも、でも、学校が一番、アンテナを張るのに大事なところですけど、というふうに思っております。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 213ページの19番、要保護児童支援ネットワークというところです。

こちらで、今回、台東区の要保護児童の状況ということで、相談内容の表を頂いております。この中で、虐待の相談の内容で、性的虐待が9件、トータルで全体として506件ある中で、身体的虐待179、ネグレクト81、性的虐待9、心理的虐待127ということで、非常に性的虐待が多いなというふうに感じたんです。この下で、通報経路というところありますけれども、この性的虐待について、ご本人からの、児童本人からの報告などはあるんですか、通報的に。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 性的虐待についての通報経路についてですが、すみません、具体的な数値というところは、申し訳ございません、ただいま持ち合わせてはいないんですが、これまであった経路といたしましては、本人、家族からの通報もございしますが、小学校であるとか、医療機関等からの通報というところが多い状況にはなっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確かに性的虐待というと、なかなか自分は言えませんが、あと、誰からの虐待かということもありますので、今言われた小学校、学校などということがそうかなと思います。これらについては、年代、要するにこれは幼児から18歳までが対象になるのかと思うんですね。その年齢的なものなどは分かるんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今、委員ご指摘いただいたとおり、ゼロ歳から18歳を対象にしてございます。これまで性的虐待なんですけれども、令和2年度からの数値で申し上げますと5件、相談があった件数が5件、3年度が9件、4年度が6件、5年度が9件ということになってございますが、年齢のところにつきましては、ばらばらというところがございます、高校生年齢のときもございしますし、小学生のときもあったというような状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当に性的虐待というのは許してはいけないものだというふうに思いますし、その後に対しても成長の過程でも大きな傷を残します。先ほども言いましたように、これらは、虐待を受ける側が問題ということではなく、虐待する側の問題、加害者の問題も非常に大きいわけです。これらに対してというか、それらも含めての課題などがありますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 すみません、質問の内容を確認させていただきたいんですが、性的虐待に対する課題ということでよろしかったでしょうか。

◆伊藤延子 委員 本来は虐待全体の課題があるかと思います。もしあれでしたら、その課題プラス性的虐待についての課題も確認できているようでしたら、教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターでは、虐待につきましては、身体的虐待、心理、ネグレクト、性的と、4つの主に虐待について扱っておりますが、どれか一つというのではなく、全て複合的に関わっていることが多いケースが多々ございます。そういった意味でございまして、どこか一つにというような課題のところもございませんが、性的虐待に関しまして申し上げますと、やはりこちらについては、問題が根深く、課題といいますか、我々のほうからいたしますと、専門的なアプローチが必要になってくるというところがございます。ですので、受理をしてから、子ども家庭支援センターとしては早い段階で児童相談所に対応を相談しているような状況がございます。課題というところとは若干ずれますけれども、そういったところに関しまして、性的虐待に対する職員の知識であるとか、スキルアップといったところも必要になってくるかと思っておりますので、研修、勉強会のほうは開催しているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。ありがとうございました。

やはりこういうことをしっかり明らかにというんですか、私たち自身も認識というか、確認をして、いかにこの社会的に性的虐待をなくしていくかということを検討していきたいと思えます。それはまた総括でやらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 私、ここは2つほどあります。

一つは、213ページの子ども家庭支援センターなので、座っててください。児童養護システムと保健システムがデータ連携もできるようになったのはとってもよかったと思っているんですけど、活用している中で、メリットや課題もあると思うんですが、その辺どうか、教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今年度、児童相談システムを改修しまして、要保護児童には該当しないものの、児童福祉法に基づき、保護者の養育を支援することが必要と認められる要支援児童について、子ども家庭支援センター職員と保健サービス課の母子保健担当が相互に情報を入力でき、システムで確認できるようになったほか、サポートプランを作成し、双方で確認できるようになってございます。また、子ども家庭支援センターと保健サービス課では、毎月会議を開催しまして、システムを活用して、両課で情報共有を図っており、今年度4月から1月にかけての10か月において、延べ614人の子供を会議で共有してきたところでございます。権限付与であるとか、情報管理、運用の面から、全ての場面において共有ができていたわけではございませんけれども、両課がシステムで共有できるようになり、情報連携が以前よりも進んだものと認識してございます。

○委員長 早川副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆早川太郎 副委員長 やはりデータ連携をするところの意義、やってみて、やはりあったねという話だと思うんですけど、子ども家庭支援センター、4つセンターがあると思うんですけど、センター間での連携というのはどうなっているのか、教えてください。あわせて、ごめんなさい、データ連携の予定もあるのかというところも知りたいんで、教えてください。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 現在、区内には4つの子ども家庭支援センターがあり、各センターにあそびひろばというものがございます。また、各センターには相談機能もあり、随時相談を受けておりますが、虐待等が疑われる相談対応については、日本堤の相談担当で集約して対応を行ってございます。このような状況におけるセンター間での情報連携につきましては、各ひろばから日本堤の相談担当につなぐ情報連携の場面と、あとは、相談とは切り離しますが、各ひろばの利用者情報の連携という2つがございますので、その2つの観点から答弁をさせていただきます。

まず、各ひろばから日本堤相談担当への情報連携につきましては、現状、システムでは共有できておりません。各ひろばから相談担当へ情報提供する際、逆に相談担当から各ひろばに情報提供する際、どちらにつきましても、電話の共有、あるいは、センターの相談員が参加する会議がございますので、その時間を活用して、必要に応じて共有を図っております。システムを利用すると、迅速かつ正確に情報共有図ることはできますけれども、各ひろばから日本堤の相談担当につなぐ件数が過去3年平均で17件と、現状はまだ少ない状況となっております。

次に、各ひろばの利用者情報の連携と、4センターの連携につきましては、こちらについても現状、システムでは共有しておらず、必要に応じて電話等で情報の共有を図っております。センター間での情報共有を一人の方が複数センターを利用する際に必要になるかと思いますが、4センター合わせた今年度1月末までのひろば利用者数が延べ約4万6,000人のうち、2つのセンター以上を利用している実人数170人となっております。これらの状況を踏まえまして、費用対効果の面であるとか、あるいは、寿、谷中が指定管理である面からも、すぐにシステムによる情報連携を行う予定はございませんが、センター間で迅速かつ的確に情報共有を図る必要性は認識しておりますので、引き続き検討はしていきたいと考えております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 本当に、今は、先ほども話しましたけれど、情報システム化、標準化でいっぱいいっぱいになっていると思うので、致し方ないのかなと思いますが、ただ、子ども・子育て支援に係る情報管理データの連携、これは北上野のデータ連携ってなるのかな、そのときには対応していなくてはいけないのかなとは思っているので、引き続き検討してください。

次、行きます。213ページというか、ここにはないんですけど、今年度はこの項で次世代育成計画、予算計上していただくので、今回はここでちょっと伺わせていただきたいんですけど、子ども・子育て支援計画ですね、計画事業の入替えがあったのかなとは思っているんですけど、入替え内容と、その理由、ちょっと教えてもらえますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

今年度策定いたしました第3期次世代育成支援計画に包含されます子ども・子育て支援計画では、法で定められた事業について、量の見込みを算出し、確保策を示してございます。昨年の法改正により、こども誰でも通園制度や産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業などが新たに計画事業として位置づけられたほか、利用者支援事業の拡充が図られております。こちら、変更の理由といたしましては、子ども・子育て世帯への包括的な支援を拡充する目的で計画に位置づけられたものと認識をしております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 セっかくなんで、事業の入替えがあつて、単純に比較できないのは分かるんですけど、一応押さえておきたいので、教えてほしいんですけど、7年度予算額の今言っていた子ども・子育て支援新制度に係る事業の総事業費と、その費用における一般財源額、その中のランニングコストと、そのコストにおける一般財源額、これ、いつも聞いているんですけど、そこを教えてください。また、それらの金額がこの制度が始まった27年度予算額と比べてどうだったのかも併せてお答えください。

○委員長 子育て・若者支援課長。

◎村松有希 子育て・若者支援課長 お答えをいたします。

計画に位置づけられた事業に係る経費でございますが、令和7年度予算における総事業費が168億円、うち一般財源は106億円、制度開始初年度の平成27年度と比較いたしますと、総事業費は92億円、一般財源は47億円のそれぞれ増となつてございます。また、それぞれのランニングコストの内訳ですが、全体の経費では167億円、うち一般財源は106億円で、平成27年度との比較は、全体で93億円、一般財源では48億円の増となつてございます。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 どちらかというと、もうランニングコストになっているんですね。それが例えば総事業費では167億円で、一般財源も106億円に増えちゃっていて、倍ぐらいになっちゃっている。分かりました。ありがとうございました。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項生活保護費について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 ちょっと項目が多分218ページの生活保護全般になろうかと思いますが、お伺いいたします。

前年度予算が179億円に対して、今回167億円の予算計上になっておりますが、恐らく人数

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が減少したのは、もうこれは容易に分かる話なんですけれども、この中に含まれます日本人と外国人の人数の推移とか、要は減少の理由がもし分かれば教えてください。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 お答えいたします。

日本人の方と外国籍の方、保護率で申し上げますと、令和3年度の時点、日本人の方の保護率が3.84%、そこから7年の1月末段階で3.23%と減少しております。外国籍の方の保護率につきましては、3年度末で1.46%、令和7年の1月末で0.88%となっております。要因といたしましては、雇用環境の改善等に伴いまして、それぞれ保護率等が減少しているものと認識しております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 最も望ましい、職場環境の改善というのが一番、減少する要因としては望むべきものであるというふうに私も認識しております。

ここでちょっと何点かお伺いしたいんですけれども、この生活保護について、先ほど、今ご報告いただきました外国人の方がまだ一定数いることは認識しておりますけれども、これ、例えば各国、いろいろな国が多分あると思うんですが、あえて今回は国別でお聞きしませんけれども、その大使館などに、要は貴国の国の方を保護していますよというような報告とか、連絡とかいうのはしていらっしゃるんですか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 生活保護の外国籍の方の実績について、各国大使館への連絡というのは実施しておりません。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 外国の方に対する生活保護については、生活保護法の適用対象ではないものの、人道上の観点から、国の通知、これは法律ではなく、あくまでも国からの通知のみで、いまだに、昭和29年だったかな、からの通知以降、ずっと一時的措置として続けていることは前の委員会でもお話ししたと思いますけれども、その実績については、受給されている国においても、どのようになっているのかというのはやはりお伝えしたほうがいいんじゃないかなと私は思っているんですね。これ、台東区で解決できる話じゃないので、こんなことはもう私も分かっていますけれども、例えば日本人が外国で何かあった場合には、それこそ渡航禁止の措置がされている国に行った日本人でさえも、外務省って助けようとしてくれるわけですよ。ましてや、それ以外のところになると、大体大使館が何とか邦人保護ということで、かなり尽力して助けてくれているという、この今、日本国の例を見た場合に、今、ほかの国の方がこの日本国に来て、日本国に保護されているのに、その情報すら知らないというのもまたどうなのかなという、日本人はもうどれだけ恵まれているかって話って海外では思うけれども、やはり日本国内にいる外国籍の方が日本国が保護しているのであれば、やはりそれは先方の国にはお知らせした上で、それをその国がどう判断するかというのは、向こうの判断になっちゃ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いますけれども、やはりそういったことは、台東区だけで伝えても、結局いろいろな自治体が同時にばらばら言ったところで何もなりませんから、これ、例えば都とか、国とかで集約して相手の国に伝えて、改善を求めていくということは、私、今後必要じゃないかなというふうに思うので、ここで、もちろん、今、課長に答弁を求めても答えが出てこないのは分かっているので、お聞きしませんけれども、私としては、今後、各自治体ごとではなく、やはり都や国に集約した上で相手の国に改善を求めていくというような方法をちょっと模索していきたいなと思いますので、意見だけ申し上げて、この件は終わりにしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 219ページの7番、自立促進のところですね。

事前に数字を教えてくださいましたので、就労支援事業、この事業でされた人数が直近3年で、令和4年が350人、令和5年が250人、令和6年が1月現在で232人、その中で、就労された人数が、令和4年が110人、令和5年が102人で、令和6年が1月現在で71人、就労支援に限らず、就労されて保護廃止された人数が、令和4年が86人、令和5年が95人、令和6年1月現在で72人というふうに伺っております。一人一人就労支援されて、保護廃止される、なかなか大変だとは思いますが、苦勞されている状況、また、現在の課題などありましたら教えてください。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 今回の課題と申しますか、これまでもずっと続いているところであるんですが、保護受給開始された直後の方というのは、比較的就労の意欲等がある方も多いんですが、それが長引いてくると、だんだんその状況に慣れて、就労意欲が低下する傾向などがございます。そういった方に対してどのように就労に入ってもらえるようにするのか、そういったところは課題だと考えておりますので、その課題を認識しながら努めているところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 なかなか就労意欲保持しつつ、就労につなげて、廃止って、自立の支援していただけることは本当に大変なことだと思うんですが、また、就労された時点ですぐに廃止にはならず、多少見守っていただきながら、廃止につなげていく。大変だと思うんですが、引き続きよろしく願いいたします。私は以上です。

○委員長 いいですか。

◆寺田晃 委員 はい。

○委員長 ほかに。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 東京都による水道料金の未納を理由にした、根拠にした給水停止の問題で、ちょっと質問をいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和4年、22年度以降、東京都の水道局が業務効率化ということで、大きく回収というか、収納のやり方のシステムを変えたんですね。そして、22年度は、21年度でいうと、東京都全体では10万5,000件だったものが18万件、給水停止という、倍にはなっていませんけれども、倍に近い給水停止が行われたということが、これが東京都の水道局のホームページでも見れる数字であります。私、台東区は、2022年だから、もう2012年ですか、ですから、もう12年前になりますかね、三筋にありました台東区の水道局ですね、水道事務所が、これが営業所が廃止されて、文京営業所、西方にありますけれど、ここに移転をしました。実態は、この文京区との合計の数字しか分からないんですが、21年度が2,214件だったものが、22年度が3,868件、23年度4,984件と、2年間で2.25倍と、水が止められているんですね。これは、命に直結する問題であります。この問題で、区民からの通報、相談、これがあったかと。あったとしたら、件数も含めてお答えいただきたいと。これ、保護課長に聞いていいのかどうか分からないんですけど、通告はしてありますので。

○委員長 保護課長、分かる範囲で。

◎久木田太郎 保護課長 生活保護を受給されている方に関しまして、水道の止められた件数というのはちょっと統計は取っておりません。生活扶助等を受けられている方につきましては、水道料金の基本料金と使用料が一定量までは免除されるということがございますので、水道を止められる事例というのはあまり多くはないという状況で認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 実は保護受給者で1件、止められたケースがあります。これは、いろいろな経過があって、その方が入院が1か月半ぐらい延びてしまったというケースだったんですね。ただ、けしからんのは、東京都の水道局は、台東区の保護課のケースワーカーにも知らせないで止めたんです。これは重大な問題で、これは私、課長も通じて調べてもらいました。つまり、ただ、その方は引き続き入院ということになったんで、それ、娘さんが気づいたわけですからね、家に行って、水が出ないということで。そういう点では、こういうことが、たまたま私のところは1件、そういうのが入ってきたけれども、あり得るんじゃないかというふうに思っているんですね。東京都の担当者は、ある新聞社に対して、このシステムが変わったことについて、大半の方は停止するとすぐに支払ってくれると。費用対効果は大きいということで、7億円経費を削減したというね。まさに血も涙もないそういうやり方で、それまでは徴収員が行って、そして1件1件、未納になっていたら、何かありましたかということで、時には福祉行政にもつなげるというふうな、地方自治体として当たり前の対応をしてきたのが東京都なんだけれども、今の小池百合子さんは、2年前からこのようなことを断行したということであります。そういう点では、私は、これ、もう本当に絶対に水というのは命ですから、そういう点では、許すことできないと。そういう点では、東京都に対して、やはり実態を把握せずして給水を停止するようなことはやめるように、区としてこれは要請すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 先ほどちょっと申し上げたとおり、保護を受給されている方に関しましては、福祉事務所として、その止められることについて、支障が生じているという状況ではございませんので、現時点でちょっと申入れというのは考えていないところでございます。我々、件数、少ない中で、ちょっと伺っているところでは、止められる方というのが水道局とのお話し等をされないまま、お支払いが止まってしまっている方など多いようにも感じているところでございますので、万が一、例えば保護受給者等が止められたというようなご相談が寄せられましたら、水道局の方とのご相談などをしていただくようにお話ししていきたいと考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 相談しようにも、東京都は、止めれば相談に来るだろうという姿勢なんです。認識が全然違う。そういう行政の姿勢になっているって、今東京都は。そのところを、だから、10万件から18万件ともう急速に増えているわけですよ。それまでは検針員が現場での声を聞いて、行政進めてきたんです、水道というのは命だから。だから、水道料金はあれでしょ、生活保護だけじゃなくて、住民税非課税の方たちには基本料金の減免があるわけですよ、これは権利として、命の権利として。だけれども、これは東京都はそういう姿勢じゃないんだということを、今の課長の答弁は全然納得できないですね。というのは、だって、東京都は話を聞くのは、止めりゃあ話ししに来るだろう、相談に来るだろうという姿勢なんですから。まさか台東区の収納課、そんなことやっていないと思いますよ。だから、こういうものについては、厳しくやはり人権の問題として、これは抗議すべきだということで、ここで課長とやり合ってもあれなんで、申入れをしておきます。

○委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項国民年金費について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項災害救助費について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第3款民生費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

理事者が席を交代しますので、少々お待ちください。

(理事者、席を交代)

○委員長 第4款衛生費については、項ごとに審議いたします。

第1項衛生管理費について、ご審議願います。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 225ページ、14番、自動体外式除細動器普及啓発についてお聞きします。

来年度、24時間利用可能なAEDを新たに民間施設等に設置とあるんですけども、これ、設置台数はどれぐらいか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

来年度につきましては、10台程度予定しているところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 設置場所とかは決まっているのでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 現在のところ、まだ未定となっておりますが、24時間利用可能なAED設置施設の少ない地域に配置を検討しております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 一般質問で、実はここの部分をさせていただいて、24時間利用可能などというところを言わせていただいたので、いよいよやってくれるのかなと思ったんですけども、そのときにはコンビニという話をさせていただいて、コンビニエンスストアにご協力いただきながら、そこで受け取って使えるという形がいいのではないかなと思っておりました。確かに言われるように少ないところとか、偏在しているところには設置するのは重要だと思うんですけども、できましたら、どうしても協定を結ぶということも必要だと思うんですけども、人がいるところに伺って、借りて、使うというのが、意外と人間って、何かあったときに、やはり人と関わるとすごく心安らぐと思うんですね。焦って、やっぱり必要だと思ったときに、その場所に行って、がさがさって取ってやるよりか、人に会って、貸してくださいというのが一番、コミュニケーションが取れますし、機械もそういうところにあればいたずらされることも少ないと思いますので、そこももう一度検討していただきながら、できれば進めていただきたいなと思いますので、これは要望で終わります。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 第2項保健所費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項公衆衛生費について、ご審議願います。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。公衆衛生費から2問お伺いさせていただきます。

まず、235ページの13番、がん検診の中の肺がん検診についてです。

胸部エックス線写真を外部の専門機関で二次読影することとなり、現行、ほかのがん検診に比べ、かなり低かった肺がんの検診率が上向きになると期待できるかと思いますが、見込みのほう、いかがでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 答えいたします。

現在、見込んでいる受診者数を計算しますと、受診率は、今現在7%なんですけれども、それが20%を超え、25%に近い数値になると考えられております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。日本ではがん罹患率1位となった肺がん、検診の受診率を上げることは早期発見につながり、死亡に至るリスクも下げることが期待できます。外部専門機関での二次読影がかなうということは、日頃のかかりつけ医で身近に肺がん検診ができるわけで、関係医療機関とも協力し、かかりつけのお医者さんで肺がん検診ができるようになりましたとの旨、分かりやすく周知の徹底をお願いしたいと思います。

続きます。次が……

○委員長 236ページ。

◆大浦美鈴 委員 236ページ。ありがとうございます。こちらの21番、ICTを活用した健康づくり活動支援です。

これ、健康管理アプリの導入、18歳以上の区民対象と、対象年齢が広域であり、利用のしやすさも期待できるところです。10月からの運用ということで、健康寿命の延伸や検診率の向上に向けて、特化していることを教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、健康管理アプリでございますけれども、こちら、歩数計数の機能であるとか、歩数ランキングの機能であるとか、ウォーキングコース、そういった健康づくりの活動の記録、また、そういったものに対しましてポイントの付与、また、区の事業のお知らせ、プッシュ型通知等も含んでおりまして、こちらを活用させていただいて、区民の健康増進に資する施策を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 大浦委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆大浦美鈴 委員 期待できる事業ですので、引き続き総括でやらせていただきます。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 この事業に関しましては、寺田委員も強く勧めておりましたし、私自身も一般質問、決特、予特で質問させていただきまして、早急にこのアプリを導入をということをお願いしております、今回この事業が新規に立ち上がりましたことは、大変うれしく思います。また、この事業を展開してくださること、感謝申し上げます。ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 232ページの予防費でいいんですよね。1番の（3）エイズ・感染症対策についてです。

これらの現状を教えてくださいませんか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 検査相談の実績についてお答えいたします。

令和5年のHIVの検査件数は790件、梅毒については784件でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

このエイズの性感染症は、やはり性感染させないためにとって、ご本人の自覚があって来られているかなというふうに思うんですね。検査をしにいらっしゃるのはね。これらについて、要するにおいでになったときの受けた方への対応、指導や対応というのはどのようにされているんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 性感染症を心配して検査に来られていますので、こちらのお話としては、性感染症予防のお話が主になっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当にご本人が心配で来ているということで、それでいいのかなというふうに思うところです。

これらについては、790件というのが多いのか、少ないかといったら、ちょっと少ないのかなということもあります。なかなか自ら行くのは勇気が要ったりするのかと思うんですけど、これらについて、もう少し啓発、そして、たくさん受けていただけるような方法、そういうことというのは何かされているんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 この検査は、全国どこでも無料で匿名で受けられるというところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ろがございます。また、区といたしましては、夜間に検査を、今年、拡充いたしましたのと、レディースデーということで、女性に特化した検診を昨年度から実施しているところでございます。このような取組を通して、受けやすい環境づくりに努めております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 とても重要な夜間なども含めてということでは、いいのかなというふうに思います。

あとは、学校や何かに関しての啓発的なものとか、そういうことなどはされているんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 学校におきましては、NPOと連携をしまして、エイズ予防講演会という事業を行ってございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これは、各学校全部ですか。小学校はないかもしれませんが、中高とか、どういう学校でしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 中学校、高等学校等にご案内をしまして、手挙げをしていただいたところにお伺いしております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうすると、年間何校ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 今年度、予定も含みますけれども、小学校1校、高校1校、中学校4校でございます。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。じゃあ、これはありがとうございました。

引き続き、233ページのHPVワクチン男性接種費助成ということで、これは拡大といいますか、任意ですけれども、やっているということです。これについても概要を教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 この事業は、区独自で、任意接種費を助成をしているもので、対象者は小学校6年生から高校1年生相当の男性で、3回まで無料で受けられるというものでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これが小学校6年生からやるということになりますね。それで、男子接種ということで、何で痛い注射をやらなければいけないんだという子供の抵抗みたいなもの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちょっと感じるかと思うんですけど、これらについて、これは任意ですから、申し込んでやるということですね。ですけど、保護者からのそういう意味での相談とか、ありますか、何か。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 昨年8月から事業を実施しまして、事業を実施する際には、各ご家庭に個別に通知をお送りしております。その中で、ワクチンのメリットでしたり、それから、副反応でしたり、申込みの方法などをご案内しているところでございます。現時点で、保護者からのご相談というのは受けていない状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 保護者の方も自分のお子さんに受けさせたいというからには、一定の理解があってやっていることだと思うんですね。これについてもやはり、保健福祉でもやっているの、いいですけど、啓発をして、一人でも多くの方に受けていただけるようにということで、お願いしたいと思います。

次に、次はまだ駄目かな、いいんですね。235ページの8番、女性のトータルヘルスサポートについて伺います。

これは、でも、女性のための健康相談という形でありますので、どれぐらいの相談が届いている、どういう内容の相談が届いているかを教えてください。

○委員長 回数ですね。

保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 答えいたします。

女性のための健康相談の実績でございますけれども、令和4年度から3年でよろしいでしょうか。令和4年度、実施回数は4回でございます、相談者は8名でございます。令和5年度は実施回数が11回で、相談者は18名、令和6年度1月末現在ですけれども、実施回数は7回で、相談者は15名となっております。また、主な相談内容でございますけれども、更年期や月経の異常などの婦人科の関係ですね。あと、不妊や妊活などの産科関係、また、貧血や肥満などのその他のそういった体調のご相談もございました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 女性のトータルヘルスサポートということですので、女性のそういう健康相談ということですから、今の内容は相談の内容的には分かったんですが、非常に思ったよりというんですか、もう少し活用が多いかなと思ったんですけど、これらについての周知的なことは何かされているんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらにつきましては、区のホームページ、また、区の広報でも周知しておりまして、また、コロナの時期からもオンラインでも活用しまして、そういった相談を実施しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常にこの事業自体は大切な事業だということで、やっていただきたいと思うんです。

それで、女性のトータルということと言えますと、今、性の問題で、性というか、いいますと、プレコンセプションケアですね、すみません、横文字、あまり得意じゃなくて。これらについて、台東区としては、とても大事な事業だと思うんですけど、これらについてはどのような形で啓発とかされているでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 プレコンセプションケアの周知の状況でございます。令和5年度から、若い世代を対象としました子宮頸がんの検診チケットの中にもリーフレットを同封いたしまして、そちらは1万5,000件ほど入っております。また、若者が活用しているLINEやSNS、メールマガジン等でも情報発信しております。また、2月から3月の育児相談会、健康推進委員の地区連絡会でもそういった内容を取り入れまして、講座を実施しております。また、3月の女性の健康週間で、プレコンセプションケアを中心にパネル展示、リーフレットの配付を実施しております。また、令和6年度から、こちら、二十歳の集いにてリーフレットを配付するということと、あと、3月に大塚製薬と協定の関係で共催しまして、職員向けのプレコンセプションケアを研修会を実施する予定でございます。また、今後、区民向けの講座も今検討しているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。非常にこれは、妊娠や出産ということだけではなく、もう思春期の時期からきちんと生殖可能な年齢というんですか、この年齢にまつわることで、さらには、女性だけではなくって、男性もそういう形で一緒に学んでいただくということがこれから先でも大事で、今、少子化の問題や何かある中で、やはりより健全に子供さんを置くというか、家族計画などもこういう形でやっていただく、こういう学んでやっていただくことは大事なかなというふうに思います。とにもかくにも、お互い相手を大事にしていくという、そういうことをこの中で学んでいただけたらいいのではないかとというふうに考えておりますので、これはぜひとも普及啓発、具体的な相談、これは、先ほどのあれですかね、女性のトータルヘルスサポートのところこういう内容も相談を受けるという形でよろしいんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらの事業にかかわらず、そういったご相談があれば、当課のほうで相談を受けまして、必要な支援をまいります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

本当に気軽にいつでもご相談受けれる、そのような体制をつくっていただくことをお願いし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいと思います。

（「関連で、この件で」と呼ぶ者あり）

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 すみません、今、伊藤委員からこのトータルヘルスケアサポートについて啓発を図ってくださいというご意見があったので、ちょっと重ねて、意見だけさせていただきたいんですけれども、先日も相談窓口がホームページでいろいろばらけているというご指摘をさせていただきまして、今ちょっと見ていたんですけれども、女性のための健康相談というホームページあるんですが、これ、健康課のほうが所管しているホームページということで、健康ってたどっていかないと見れないみたいでして、区民相談ですとか、あるいは、それこそはばたき21だとかにリンクがもうちょっと分かりやすくなっていると、より利用もはかどるんじゃないかと思いました。

それで、個人的には、こういった無料相談があるということはありがたいんですが、婦人科に行く人も多いんじゃないかなという気もしてしまっていて、区の事業としては独自の意味というのを事業の中で検討していただけたらと思っております。以上、要望……

○委員長 ご要望でいいですね。

◆木村佐知子 委員 はい。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 実はあと2つあるんですが、関連してということで、また番号が替わってしまうから駄目か。

○委員長 耳の相談。

◆伊藤延子 委員 耳の相談の先ですね。耳の相談。235ページの16番です。この耳の健康相談、これは、いつも私が言っているんですが、4万7,000円ということで、非常に予算が少ないんですね。これについては、講師料だということを何度も伺っているところです。今、前段というか、で言った耳の聞こえの問題なども含めると、やはり耳に対しての健康というんですか、もっと広くやっていただいたほうがよいかと思いますので、この辺については、ぜひとも予算を増やしていただくなんていうことはできないでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 区では、耳の日にちなみまして、耳の講演会を開催しております。今年度は3月7日に開催をさせていただきます。講演会の内容につきましては、保健サービス課で行っているということで、幅広く実施していきたいと考えておりまして、多くの方に参加いただければと考えております。また、そういった高齢福祉課の事業等も今後も連携しながら、その耳の健康増進に資する取組を努めてまいりたいと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 前回も結構参加者が多いんですね。あそこ、10階が割合満杯になるほどなんです。耳の聞こえの問題ですから、今から増やせと言っても増えないの分かりましたが、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それでもやはり機会をつくっていただきたいですし、今回もそういう認知症等の聞こえの問題を専門にされている先生がご講演くださるということですので、大いに期待したいと思います。

○委員長 続いて。

◆伊藤延子 委員 いいですか、次も進んで。

○委員長 どうぞ。

◆伊藤延子 委員 じゃあ、最後になりますかね。

○委員長 238ページ。

◆伊藤延子 委員 238ページの母子健康検査ですね。これは、妊婦健診、健康診査、これらが今回というんですか、要するに健康診査を14回までということで、増やして、多胎児にはさらに増やしてということで、本当に妊婦に対しての手厚い医療というか、対応ができていかなというふうに思っているところです。それで、ここで聞きしたいんですが、こういう中で、いわゆる低所得者の方たちなどが、妊娠はしたけれど、非常に産むことに困っていたりとか、ここでのいわゆる相談活動ですかね、そういうことなどはここでは実際にあるでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 まず、低所得の方の経済的負担の軽減ということで、区といたしましては、初回産科受診料の助成を行っているものでございます。また、相談等につきましても、そのゆりかご面接だったりとか、関係機関の連絡で相談対応しておりまして、そういった方に対しましては、丁寧に保健師のほうでお話を聞きながら、丁寧に支援をしております。その中で、そういった選択ですね、いろいろご選択もされるということで、伴走支援をさせていただいているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。分かりました。

こういう中で、やはりちょっとやむなく産む、要するに経済的なことも含めてというか、産む自信がないと堕胎を、中絶をせざるを得ないとか、こういう相談などもここにはあるんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 今、そういったご選択されるご相談というところですけども、そういった内容につきましても、保健師のほうで丁寧に対応しまして、伴走支援しております。また、妊娠相談ホットラインのほうからも、そういった内容の照会が来ておりまして、実績といたしましては、令和6年度は7件ほど、そういったご相談があったというところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ここから少し離れるんですけども、妊娠を要するに望まない妊娠、どこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の分野になるのかと思うんですけど、望まない妊娠をしてしまったときの、いわゆる今はピルや何か、いろいろな形での対応も含めてできるかと思うんですけど、そういう形での指導などは保健所としてはやっているんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 そちらにつきましても、随時そういったご相談の中のそういった必要な支援を行っている状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。実情としては、相談を受けているということですので、ここはこれでよろしいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど課長、低所得者妊婦の初回健診の助成ですけど、私、これは本当にうまくいくのかいなくて、当時の課長とやり合った経験あるんで、どのくらい、実績は、多分これ、2年度ぐらいですよ、やっているのね。それぞれ年度で何件ぐらいなんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 実績でございますけれども、令和5年度は助成が8件ございます。金額としては5万4,860円でございます。令和6年度は12月現在で1件の申請ございまして、2,000円の助成でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 おとし、一昨年、さきおとしですか、いわゆる国が今までのいわゆる中絶の問題で、アフターピルの問題での、いわゆる処方箋があれば薬局でもということで、今までは産婦人科等に行かなければできなかった、いわゆるアフターピルの提供というか、このような問題というのは、区内でも幾つかの薬局がやり、さらに、それを拡大した形で今年度からやられていると思う。その実態というのはつかんでいるんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらの厚生労働省のほうで一部薬局でその緊急避妊薬の調査研究を実施されていることは把握しております。区のホームページでもそういったリンク、東京都のリンクも掲載しているところでございます。また、区内で3施設の薬局で実施しているということも情報はつかんでおりますけれども、詳細な件数の報告等は、区にはない状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当にこれから困難女性対策をはばたきの21でも、これはもう一つの柱にしたわけですから、そういう点では、一番リアルな状況というのは、そこで分かると思うんですね。なんで、ぜひ可能な限り、なかなか無理なところもあると思うんだけど、可能な限りいわゆる緊急避妊薬の供給実態というのかな、こういうのもつかんでいただきたいと要望して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おきます。

○委員長 そのままどうぞ。

◆秋間洋 委員 私だけですか。

○委員長 はい、やっちゃってください。

◆秋間洋 委員 235ページです。健康増進センターです。今度、千束と上野の2つの健康増進センターが指定管理者に移行いたします。初回の予算になります。千束でいうと700万円増、上野でいうと5,600万円増の予算になっていますけれども、この根拠は何なのかということですが。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらの増額要因でございますけれども、こちら、開設時間を拡大、来年度からいたします。朝9時から夜の9時までになりますので、そういった分の人件費が大幅に増加するというものでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは相当なサービスの拡大にはなりますね。なるほど。分かりました。

指定管理者の場合に、いつもどうしてもどこまでが設備投資の境目になるんですけれど、トレーニング機器というのはどんな、購入とリース等ですね。その経費は区と指定管理者のどちらが負担するのか、これについて伺いたい。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、トレーニング機器のリース代、また、保守点検につきましては、今回、指定管理料の中に含ませていただいております。今回、トレーニング機器も古くなっておりますので、そういった入替えも考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そういう点では、恐らく相当利用する人にはサービスの向上にはなるんだろうと容易に想像できますよね。そこの面はいいんですけれど、いつも問題にせざるを得ないのは、この独自事業なんですね。指定管理者の独自事業で、これについて、新しい指定管理者は、どう考えているのかと。あと、独自事業の利用料についての打診が現段階であるのか、これについて伺いたいと。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、指定管理者のほうからの現時点の提案でございますけれども、実施事業としましては、個人だけではなくて、家族や友人同士で参加しやすく、また、楽しみながら知識を習得できる運動、健康イベントを開催予定でございます。具体的には、ランニング教室等や、お母さんとベビーのリフレッシュ体操であるとか、あと、親子触れ合い健康体操など、子育て世代の運動の機会の創出にも予定をしております。また、地域に出向いた健康サロン等も考えておりまして、そういった体験や参加型イベント等も提案の中にはございます。また、料金についてでございますけれども、現在も今後決定する予定でございまして、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちら、料金は区と協議の上で決定することとなっておりますので、利用者の利用しやすい、そういった事業内容と提案する料金設定に整合性があるように精査してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この問題は、清島温水プールの問題で、厳しく指摘したところなんですね。つまり、条例で決められている基本的な料金のいわゆるサービスというか、公的な部分というのが後退するということがないように、ここのところは独自事業が幅を利かせて、一番ベースになっている区民の健康増進のトレーニング等に支障が出るようなことのないように、これはやはり指定管理者にはきちんとくぎを刺していただきたいというふうに思いますが、その辺は大丈夫ですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、区との協議の中でもそういった視点で協議させていただきますし、今までにないような取組も実施事業の中にも含まれておりますので、そういったバランスも考えながら協議してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は、そういう点では、独自事業は4月からバコタというんじゃなくて、できるだけ少しずつ様子見ながらやっていっていただきたいなという要望をしておきたいと思います。

あと、この問題の最後で、一番ちょっと私がゆゆしきなのは、この間、SaaSの問題で質問しましたけれども、いわゆる区民の個々の健康データについての個人情報、非常に大事な個人情報ですが、この知的な所有権というのは、区と指定管理者のどちらにあるのかということではありますが、ここはどうですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、事業実施に当たりまして、利用登録の際に住所や連絡先など、また、疾患の内容等も個人情報として保有することになりますので、そういったことはこれまでも同様、個人情報の保護に関する特記事項等を遵守していただきまして、また、内部規定も定めまして、必要な措置、そういったものを講じていただく、また、区といたしましては、そういった確認を実施していくことで考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ちょっと歯切れが悪くて。そのデータの所有権は誰にあるのかって聞いているんですけど。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 指定管理者のほうで保有という形になりますので、そちらは、指定管理期間の終了に伴ってこちらに返却をしていただくことになりますので、そういったことも協定に明記をしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そのところなんですね。最後のところが大事で、私、次に聞こうと思ったのは、指定管理期間が満了、終了したとき、新しいまた法人になるかもしれない。そのときは、その個人情報というのは、指定管理者には残らないと、区にきちんと返還してもらって、データの活用については区が、その到達点に立ってできるようにするって、この辺は大丈夫ですね。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、先ほど答弁したとおり、協定にも明記しまして、個人情報については、廃棄、また、区への返還を必ず行うこととさせていただいております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それで分かりました。

○委員長 いいですね。

関連って言ってくれないと。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 千束健康増進センター並びに上野健康増進センター、もともとやっていたいる事業の中に、健康度測定というのをやっていたいていまして、私も毎回確認させていただいているんですけども、事前に教えていただいた利用人数によりますと、千束のほうは令和5年度が5件、5人、令和6年度が21人、上野のほうは令和5年が6人、令和6年が32人、一時、コロナの中ではほぼなかった状態の中で、結構回復していただいたんだというふうに感じました。医師会の方のご協力ということも伺いまして、そのような中、新年度、来年度は、千束のほうが改修工事で半年使えないという中でも、歳入のほうですかね、両方合わせて96人という大きい目標を出していただきまして、その辺の見込みというか、状況というか、取組を教えていただければと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、健康度測定につきましては、今現在、利用登録の際の健康度測定を受診した方は1年間、利用料の減額制度を設けておりまして、そういったこともございまして、利用者は増えている状況でございます。また、医師会の皆さんにご協力いただきまして、月1回から月2回の回数も増やしている状況でございます。こちらの減額制度も引き続き実施いたしますので、多くの方に今後も健康度測定を実施していただいて、ご自身の健康に確認をしていただくことと今後の運動プログラム等と一緒に作成して、健康づくりに実施をしていただきたいと思いますと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 コロナの前のこういう委員会で、たしかこれ以上なかなか増えませんか、やはり厳しいのかなと思いつつ、そうはいつても、なるべく様々工夫しながら伸ばしていただければということでお話をしていた中で、医師会のご協力いただいて、このように広げていた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だいて、本当に高く評価しているんですけれども、あわせて、先ほど話題になりました健康アプリにつきましては、こちらの事業は対象となるのでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、今後、事業者、プロポーザルで決定していくんですけれども、その中での協議となりますけれども、区民の健康づくりのそういった活動に対して、今回、そういったポイントを付与させていただきたいと考えておりますので、そういったところを今後の事業者とも協議しながら、検討して考えていきたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 千束増進センターが新しくなるときでもありますし、また、アプリを始める年度でもありますし、しっかり周知していただいて、取り組んでいただければと思います。よろしく願います。以上です。

○委員長 ほかに。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 235ページ、15番のがん患者支援について伺います。

現状の区の出組として、乳がんなどによる見た目の支援ということで、ウィッグや胸部の補整具の助成等をされていることは評価させていただきます。

その上で、生殖医療についての補助というのは現状どうなっているかについて教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらの卵巣や精巣などの機能に影響を及ぼすがんの治療に行う患者につきましては、出産の不安を抱えている方がいらっしゃると思いますので、そういった方の妊孕性の保存に関する助成事業は、現在は実施していない状況でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 東京都がやっていると思うんですけれども、そちらへの誘導とかは行っている状況でしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、東京都が実施主体となっておりますので、そういったことに関しましては、区のホームページで、がんの相談支援のページからリンク先を掲載をしているところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そのようなときに、管轄が違うというときに、東京都のページになかなか行きづらい、窓口もないですので、行きづらいかもしれませんので、丁寧に説明等を行っていただけるよう要望いたします。以上です。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 項目はないので、多分238ページ辺りだと思うんですけれども、東京都の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ほうで、子供DX推進ということで、新しくこどもDXベストプラクティス創出事業ということで、出生届と手続のワンストップ・ワンズオンリー化や電子版母子手帳を起点としたプッシュ型の情報発信など、区市町村と連携して実践しとあるんですけども、こちらの事業は、台東区は活用するんでしょうか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちら、こどもDXのベストプラクティス創出事業につきましては、東京都の新規事業ということで把握をしております。こちら、内容につきましては、区市町村への説明、今度、令和7年度初めに実施されるということになっておりますので、そういった説明会の内容も確認しながら、事業概要も確認して、情報を取り入れまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 じゃあ、引き続きよろしくお願いします。以上です。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 すみません、ここは公衆衛生費、2点ほど伺わせていただきます。

まず、232ページの患者発生防疫措置のところちょっと伺わせていただきたいと思いますと思うんですけど、一昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、この冬も結構流行していましたが、まさにコロナ禍の中では、保健所業務が逼迫し、職員をはじめ、この業務に多くの方が尽力されていまして。それらの経験から、区は感染症予防計画、健康危機対処計画（感染症編）というんですかね、の中で、保健所体制の強化を実施するための取組を記載していて、取組を進めていくとしていたのですけれども、人員体制の確保等の中で、今後の新興感染症の発生に備えて区職員の応援体制の整備や外部人材を含めた人員確保に向けた調整を平時から行うとしてありますが、人員確保でいえば、コロナ禍の中で看護師などの医療職の手配というのが本当にご苦労なさっていたと思っているんですね。そういったことへの対応って、今どうやっているのか、ちょっと教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 答えいたします。

有事の際の人員確保については、計画の40ページに具体的な数値目標を明記しているとともに、IHETという制度を活用しまして、外部人材の確保に努めているところでございます。この制度なんですけれども、地域の保健師などの外部の専門職が保健所業務を支援する仕組みでございまして、あらかじめ区のホームページで募集、登録をしておくことにより、人員を確保しております。また、そのような人材に対し、今年度は個人防護服の着脱訓練やロールプレイング形式の聞き取り調査訓練、疫学調査訓練等を実施いたしました。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 そういう意味では、ちゃんとIHET入って、登録してくれた人をちゃんと平時から、訓練とかを通して、区の保健所と接点を持っていて、今後に備えていると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということですね。すごくその辺ちゃんとやっているんだということが分かって、大変評価しています。

それ以外にも、コロナ禍の中で出てきた課題点ってたくさん把握されていて、当然ながら、その計画の中とかにも出しているんだと思うんですけど、今、必ずしも全部が課題解決できるような取組ができるものでもないものもあったはずなので、そういうところはできるところから着々と、今のようにしっかり備えておいていただきたいと要望して、次に行きます。

238ページの母子健康診査のところに引っかけてという感じなんですけれど、ここもそうだし、乳児家庭全戸訪問とか、保健サービス課が子供や保護者など、面談とかを通して、子供や子育て世帯の状況把握というのを努めていると思うんですけど、例えば子供の育成について、気になることなどあった場合に、連携を取っている部署とか施設などがあるのか、具体的にはどういうところと連携しているのか、教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 答えいたします。

子育て世帯の状況把握に関しましては、保健師が妊婦家庭や乳幼児家庭に接触する際に、児の発達、また、発育、また、養育者の負担感、養育者の体調、養育の支援状況、ご家庭のそういった主訴によらず、観察を行ったり、質問したりを実施しております。また、家庭訪問の際の生活している場の様子などを観察しまして、総合的にアセスメントを実施しております。連携につきましては、子供の育成に気になるところがございましたら、地区担当保健師のフォロー、また、保健所事業でのフォローに加えて、松が谷福祉会館、また、日本堤子ども家庭支援センター、また、ほかのセンターにつきましては育児相談の実施の際の情報連携など、そういった機関と緊密に連携をして実施しております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 その辺しっかりやっているというの、分かりました。ありがとうございます。

あわせて、ちょっともう1件伺いたいんですけど、昨日の総務費の審議の中で、うちの会派の大貫委員からの質問で、子供の数ですね、0-9、年々減少しているという答弁があったので、ちょっと知りたいんですけど、区内で生まれている子供の数もその辺ちゃんと押さえておきたいので、ここは申し訳ないですけど、質問させていただきたいんですが、妊娠届出数と出生数、これ、令和4年度からでいいので、3年分というんですかね、6年度、まだ途中ですけど、その数値ちょっと教えてもらえますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 妊娠届出数、こちら、台東区へ初めて妊娠届出をした件数について、順に申し上げます。妊娠届数ですけども、令和4年度が1,778件、令和5年度が1,927件、令和6年度は12月時点で1,483件でございます。続きまして、出生数でございます。こちら、住民記録の出生を事由に増加をした数でございます。令和4年度は1,431件、令和

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

5年度が1,509件、令和6年度が1,209件でございます。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 今の話を聞いていると、結構な数の乖離があるのかなということが分かりました。その乖離の原因、これ、なかなか難しいのかもしれないんですけど、どう分析しているのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎篠原正之 保健サービス課長 こちらの乖離の要因でございますけれども、令和5年度の数値で申し上げますと、妊娠届出数、先ほど1,927件、出生を事由に増加した件は1,509件となっております。418件の乖離がございます。妊娠届出から出生までのタイムラグもございますので、参考値となりますけれども、令和5年度に妊娠届出を行った妊婦のうち、区内での出生が確認できず、転出済みの方は約380件となっております。乖離している数字の約9割を占めております。また、それ以外の要因としましては、流産、死産が考えられますけれども、令和5年度に出産応援ギフト、流産の理由により交付した件数は約40件となっております。乖離している数値の約1割を占めているということでございまして、主にそういった2つの要因があると考えております。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 なぜ転出してしまったのかというのは、個々の理由というのも当然あると思うんですけど、さらに、近隣を含め、他自治体の実績が分からないので、今の数字が多いのかどうかということもちょうと判断はつかないんですが、今聞いていると2割以上の方の世帯が転出してしまっているということですよ。ということは、今後の区政運営を進めていく上で、本当に要因分析もちょうと必要なのかなということが分かりました。どうもありがとうございます。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 ここで休憩したいと思います。次、3時20分に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時04分休憩

午後 3時19分再開

○委員長 ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

○委員長 第4項環境衛生費について、ご審議願います。

石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。244ページの2番、動物愛護管理についてお伺いいたします。

飼い犬・飼い猫保護譲渡活動支援事業について、過去3年間の実績として、どれくらいの件

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

数があったのか、教えてください。

また、本事業では、1頭につき10万円が支払われると認識していますが、これは東京都からの助成によるもので間違いないでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

まず、実績につきましては、令和4年度が2頭、令和5年度が2頭、令和6年度は1月現在になりますが、5頭というところで計9頭の実績がございました。

2点目の東京都からの補助というところなんですけれども、令和4年から令和6年度につきましては、東京都の補助金が補助率10分の10となっておりますので、全額補助金が交付されております。都の全額補助につきましては、最大3年間となっておりますので、令和7年以降は未定となっております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

東京都からの助成が変更になるとのことですが、今後、本区はどのように対応されるのか、教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 都の補助金割合にかかわらず、これまでどおり、1頭につき上限10万円の助成を予定しております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

また、これからペットを飼おうと検討している方や既に飼っている方に対して、多頭飼いや飼育放棄など、悲惨な状況が生まれないように、さらなる啓発が必要と考えます。高齢化が進む中、様々な団体と連携しながら取り組むことも重要と考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 まず、飼い主への啓発といたしましては、飼う前によく考えていただくために、子犬のしつけ方教室を実施しておりまして、また、飼ってからは、最期まで責任を持って飼っていただけるように、犬のしつけ教室ですとか、あとは、高齢犬の介護ケア教室などで終生飼育の普及啓発を行っております。また、委員がおっしゃるように、高齢の飼い主の方につきましては、ペット飼育困難になる状況を防ぐために、ご自身の終活の一つとしてペットの行く末についても考えていただけるよう、ペットの終活ノート等を作成しております。こちらは、民生委員や包括支援センター、社会福祉協議会などの福祉関係者にも配付しておりまして、飼育困難な事例があれば、早めに保健所にご相談いただけるよう連携して対応しております。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

動物も大切な命です。困っている方の相談先や適正飼育の推進、また、支援をさらに充実させていただいて、誰もが安心してペットと暮らせる環境を整えていただけるように強く要望して終わります。ありがとうございます。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 決算特別委員会でも伺いましたので、一言だけお伝えさせていただきます。

どうぶつ愛護フェスティバルは、前回の駒澤公園で行われましたが、今年からはまた上野公園で再開できること、楽しみにしております。それから、パンダ広場の犬猫里親会も大変ご好評いただいております。様々な団体さんから問合せをいただいております。今後、団体さんにはNPO法人とか、一般社団法人などの法人格の確認が必要ということで、信頼性とか、信用性がさらに増すかと思います。また、先ほど課長にもご答弁ありましたとおり、グリーンケアの勉強会もこの間、参加させていただきまして、大変勉強になりました。また引き続きこちらの件もご尽力いただけますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○委員長 要望でよろしいですね。

◆中嶋恵 委員 はい。

○委員長 ほかに。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 私は、この項目で4点、お話をさせていただきます。

まず、1点目が245ページの一番上の（1）公害防止相談指導、ここなんですけれども、ここに書いてある特定建設作業等各種届出受理件数、この中に解体に伴う事前周知の報告書の件数というのが記載ないんで、これ、調べさせていただいたら、令和3年度が358、令和4年が409件、令和5年が444件と、解体がめちゃくちゃ増えているという実質がございます。今回、何でここで上げたかという、区内をちょっと見てみると、解体現場にかかわらず、解体の看板が掲示をしていないところが結構ございます。これ、何でかという、住民の皆さんから言うと、そこにアスベストがありなしとか、あと、期間がいつからいつまでというのが書いてあって、住民の皆さん、非常に関心が高い掲示板なんですけれど、ここについて、掲示を貼っていないと、環境課のヒラノ技能長に来ていただいて、住民の皆さんとか、あと、住民とか、あと、建築事業者のほうとかの両方にちゃんと説明していただいて、掲示板をちゃんと貼るようということで、改善を今まではしていたところがあるんですけれど、最近、本当にそこまでやっていただいても、掲示しない事業者が増えています。

そこについて、ちょっとご質問なんですが、先ほどありました受理した届出、これは区民の人たちは見ることはできるのでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 解体工事に係る事前周知報告書でございますが、区のホームページに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て受付月ごとにPDF化をし、1年分掲載しております。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 PDFで見れるというのはいいんですけども、PDFだと、検索とか、集計ができないと思うんですよ。もともとこの許可というのは、台東区でいうと、台東区はどちらかというと、基本的には提示されたら、それを受理せざるを得ないと。もともとは東京都の都市整備局というところが解体を管轄しているんですけど、台東区がそれを受理しなければいけないという状況になっていますので、何が言いたいかというと、環境課さんのほうで、もし集約ができるなら、連続してルールを守らない事業者に対しては、やはりちょっと嫌みを言うとか、少しちょっとストップをかけて、速やかに解体ができないようにしてもらいたいという要望です。

あと、もう一つ、そこには書いていないのですけども、外国人の方が解体をしていて、これはすごい別に悪いことではないんですが、そこに日本人の管理者がいなくて、何言っても分からない。分からないまま工事を終わるということで、そこにいる3人は一応、たまにマンションとかのもめるんですけど、もめたとき、大体は解体のときにもめて、マンション建てるとき、さらにもめるということなので、ここの解体については、しっかりやっていただきたいというふうに要望をさせていただきます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

松村委員。外国人関連。

◆松村智成 委員 解体関連です。今まさに青鹿委員がおっしゃったことがそのもので、私も以前、いろいろなところで質問等をさせていただいて、条例化も検討していただきたいということで、検討しますということで答弁はいただいているものの、前回、決特でお話ししたときには、検討中ということで、どうやら物すごい検討していただいているんじゃないのかなと推測しながら、そこは追及しないんですけども、実は、もうまさに今、青鹿委員がおっしゃった、日本語が通じないということで、現場行ったときに非常に苦労されるということで、最近ではなぜか外国の人が解体しているだけでわざわざ私に写真を送ってくれる方、多数いらっちゃって、そこ、私じゃなくて、それ、環境課ですよって教えてさしあげるんですが、実際、今、技能長が現場に行かれてというふうになったときに、行けば大体、話を聞いて、言うこと聞いて、動きが出る中で、一部、言うこと聞かないのがいますよということでの今、青鹿委員のお話だったと思うんですけども、ほかにも、やはり問題というのが、例えば路上で荷物を置いたまま工事進めちゃって、通行ができないとか、工事車両を置いてあるけれど、警察への届出とか、台東区への届け出をしないまま、ガードマンを置かずに工事しているといったことがやはりちょっと頻発しているようお見受けしています。

いろいろなちょっとこれから先の改善について、青鹿委員からも改善の方向とか、対応について求められましたけれど、私はちょっとこれ、総括でやらさせていただきますので、よろしく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

お願いします。以上です。

○委員長 関連か、関連か。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ちょっとご相談いただいたことですので、ご報告して、ご質問します。

騒音についてになるんですね。ここに、資料で、資料5ということで、近年のこの5年間の騒音というか、苦情の件数ですね。これをここに出していただいております。こういう中で、指定作業場、そして、一般、建設作業ということで、騒音と振動についての苦情件数が出されております。令和5年は、特に多い、コロナも終わってか、特に多いという印象があります。この中で、ちょっとご質問なんですけれども、ここで工場というのはどのようなところなのか。要する工場なのか、指定作業場というのがその下にあるわけなんですけれども、その違いなども含めて、教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 工場と指定作業場でございますが、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、略称で、環境確保条例におきまして、公害の発生源となりやすい事業所を工場、または指定作業場として定めております。条例によって、騒音や振動などについて規制基準が定められております。工場は、物品の製造や加工、または作業を行う一定の事業所でございます。指定作業場は、工場ではございませんが、公害の発生のおそれがある事業所でございます。例えば20台以上の自動車駐車場ですとか、ガソリンスタンドなどがございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

では、次に、この騒音の相談というのは、終日ではなかったりはするわけなんですけれども、夜中であったりということが、実は今回のご相談のケースは、夜中の騒音ということでの相談でした。この夜中というか、夜間に対しての規制などはあるのでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 特に大きな騒音や振動を発生させる作業につきましては、特定建設作業として、騒音規制法、振動規制法により、規制の基準と作業時間が定められています。また、それ以外の建設作業も指定建設作業として都の環境確保条例で規制基準と作業時間が定められています。作業時間帯は、原則7時から19時までとされており、夜間は除外されています。ただ、一定の要件に該当する場合には、この作業時間の制限の適用が除外される場合がございます。これは、例えば道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可が夜間指定の場合などでございます。この場合には、夜間に工事の作業が行われます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。分かりました。

こういうときには、ケースいろいろあるかと思うんですけど、規定に違反しているときに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は、一応指導などに入っていただくということでよろしいんですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 夜間、作業が可能でも、法や条例による基準は遵守をしていただくこととなります。区民の方からご相談あった場合には、事業者と連絡を取りまして、規制基準を遵守するように指導を実施しております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 個別にはなかなか難しいケースなどもあるのかと思うんですけれども、ここは遵守していただきたいなというふうに思います。

それで、ここに結構な件数が出されておりますけれども、ここで、いわゆる係争になったりとか、そういうものというものはあるんでしょうかね。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 係争といいますと、裁判になりますでしょうか。環境課では、苦情の件数は把握しておりますが、その後、裁判になった件数というのは把握はしてございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

続きまして、区民の皆さんたち、自分のところに振動器とか、騒音器、騒音計ですかね、そういうものを持ち合わせていないけれども、非常にうるさいんだというときの……

○委員長 ちょっと待って。項目、同じね。同じですね。

◆伊藤延子 委員 同じです。

○委員長 大丈夫、いいです。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そういう場合の騒音計の貸出しがここに件数としても書かれてはおりますけれども、これら、すぐにというんですか、貸出しは十分にやっただいているんでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 環境課では、騒音計の貸出しを実施しております。窓口に来ていただいて、貸出しの申請書を記入をいただくというものでございまして、貸出期間、原則1週間となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 長期にわたるところなどになりますと、結構騒音がひどくて、こういう場合の業者さんのところの問題提起とか、訴えている方への間に入っただけの調整などは、具体的に結構されているんですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 区民の方からご相談がありました場合は、現場確認ですとかを行って、施工業者に対して指導をしてございます。区民の方から要望があった法令以外の内容に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つきまして、お話を伺った上で、必要な対応を取るように事業者に伝えてございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 日常的には丁寧にやっているということなのかとは思いますが、実際に音や何かというのは、生活していると結構厳しいものがありますよね。ですから、なかなか丁寧な話を聞くことで、気持ちが和らぐとか、そういうこともあるということは聞いておりますけれど、でも、この基準を超えた場合は、事業者にきちんと規制を守っていただくということでのご指導をお願いしたいというふうに思うんです。

もう一つ……

○委員長 ちょっと同じ項目ですね。

◆伊藤延子 委員 そうです、そうです。

○委員長 大丈夫か。

◆伊藤延子 委員 続いているんですよ。

○委員長 ちょっと越えているところがあるので。

◆伊藤延子 委員 私がか。

○委員長 はい。

◆伊藤延子 委員 この1、2、3という。

○委員長 公害防止のところですね。いいですか。

◆伊藤延子 委員 次の方があるということ。

○委員長 いやいやいやいや、元に戻す。同じ項目ですね。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 最後まで言ったら終わります。

○委員長 はい。越えないようにお願いしますね。

◆伊藤延子 委員 はい。そんなにあれではないです。

ここに騒音と、あとは、振動というものがあります。そのほかに、低周波の振動というんですかね、による訴えというか、相談がこの間あるかと思うんですけれど、それはいかがでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 低周波に関する区民の方からのご相談ですが、件数としては少なく、おおむね年1件、2件程度でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そういうことで、本当にマンションや何かも非常にもうあちらでもこちらでも工事している、道路は常にやっているという状況で、私たちが夜ゆっくり眠れるかというと、なかなか眠れない状況もあるんですけれども、そういう意味での環境ですね。本当に場合によっては、公共事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業は無理だとは思いますが、夜間工事の中止などもしっかりと指示していただきたいということをお願いして終わります。

（「ちょっと関連、一言だけ」と呼ぶ者あり）

○委員長 1 番だよ、1 番。

（「今のにちょっと関連したから、ちょっとやらせて」と呼ぶ者あり）

○委員長 貸し 1。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 借りておきます。

前から言っているんですけど、騒音計も相当古くなっちゃっているんですよね、あれね。アナログなんですよ。ですから、デジタルでどうしても残しておかないと、大体ずっと 85 デシベルを上回るようなのが 1 分間続くなんていうのはめったにないわけで、率直に言うと、15 秒ぐらい続いちゃあなくなって、また 30 秒後ぐらい、20 秒ぐらいとかって、大体そういうものなんだけれども、じゃあ、かといって、じゃあ、それで工事差し止めできるかという、それはなかなか難しいところがあっても、少なくともエビデンスをデジタルで残せるような、台東区、それ、一、二台、そのぐらいはそろえておいてほしいと思うんですが、その辺は検討したことあるんですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 騒音計の貸出しにおきまして、騒音計の性能については、そこまで区民の方からご意見等はいただいておりますが、音量の測定につきまして、職員も使用をしておるものでございますので、最新の機器の情報収集などしながら、研究してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私も区民ですので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長 じゃあ、元に戻します。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 元に戻させていただきます、次は、その下の同じページの 4 番目、有害鳥獣のところ、ここは、すみません、私もずっと追っているんで、議員になってから最初がスズメバチ、その後がハクビシンで、今回は、こちらのほうでいうと、ウミネコについてご質問をいたします。ネズミはちなみに、うちの中村議員が保健所とやっていますので。

こちらのほうのウミネコにつきましては、私も一般質問させていただいたときからというか、その前からなんです、令和 4 年が 109 件、問合せがあるのが。令和 5 年が 94 件、令和 6 年が 36 件というふうに所管から伺っております。要はウミネコに対する要は苦情とか、そういう問合せが減っているんですけど、その減っている要因がもし分かれば、教えていただければ助かります。

○委員長 環境課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎勝海朋子 環境課長 問合せが減少した要因につきましては、推察になりますが、ウミネコは令和4年度以降に台東区内の飛来数が増加をしております、区民の方に認知が広がったことによって問合せ件数が減少した可能性がございます。そのほか、区の対策としまして、営巣を防ぐために、営巣が行われる前の2月から3月にかけて、過去に飛来があった地域や飛来が予想される地域の10階建て以上のマンションを訪問して、チラシや防鳥ネットのサンプル配付と防鳥柵の説明を実施しております。こちらの訪問件数は、令和6年2月から、従前は約400件であったところ、約700件に対象を拡大して実施をしております。こうした対策も要因と考えられます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すごくすばらしいことだというふうに思っております。

ただ、その中でも、先ほど出た件数、減ってはいるんですが、またかという、またこの時期だろうという住民も多分まだいると思いますので、さらに、こちらのほう、強化していただければと、こちらは要望だけさせていただきます。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 関連で、有害鳥獣で。

ウミネコの話が出ましたので、カラスの話もさせていただきたいんですけども、すみません、これ、私の知る限り、ちょっと相談件数とかの資料がなくて、まずは、カラスの苦情の件数について教えていただけますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 カラスに関する苦情、相談の件数で環境課に寄せられているものにつきましては、令和5年度は19件でございました。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 それで、一方で、巣の撤去を現状されているということで、殺したりとかはできないと思うので、卵も産む前に巣を撤去するという方針で、ウミネコと同じだと思うんですけど、巣は何件撤去されているんですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 巣の撤去実績でございますが、令和5年度は6件でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 もうちょっとカラスいると思うんですよね、6件。ただ、カラスは区をまたいでやってくると思いますので、実際にいるカラスの数に比して、やはり巣を撤去という限られた手段しか取り得ないので、件数が低いのはしょうがない部分もあると思うんですけども、実際、苦情が多いと思いますので、引き続き対策していただきたいと思います。何かこれ、抜本対策みたいなことを検討していたりするんでしょうか。なかったらいいです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 カラスにつきましては、鳥獣保護管理法でむやみに捕獲等ができないために、区では、威嚇など被害がある場合のみ、巣や卵の撤去などを許可を得ている委託事業者に依頼をしております。カラスの頭数を減らすという取組につきましては、東京都のほうで対策を実施しております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 台東区は飲食店も多いですし、カラスの被害が多い地域ですので、ぜひ強く要望していただければと思います。カラスは以上です。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 じゃあ、戻りまして、3問目の質問です。今度、246ページ、マナー指導員のところなんですけれど、今現在、これ、私のほうは、青パトとか赤パトも全部聞いたんで、あれなんですけど、今現在、マナー指導員は8班16名で対応しているというふうに伺っております。その上で伺いするんですけれど、こちらに書いてある内容以外で、いや、さらにこういうこともやっているというのがありましたら教えていただけますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 マナー指導員の業務内容でございますが、指導啓発業務として喫煙マナーの指導に加えまして、環境美化業務として路上の吸い殻等の清掃活動実施をしております。そのほかに、喫煙所管理業務としまして、公衆喫煙所の開錠、施錠、喫煙所内の点検を日常的に実施をしております。また、啓発活動の企画、実施といたしまして、定期的な駅前でのキャンペーン活動を実施し、区民や来街者の皆様へ啓発活動を行っています。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 大変よく分かりました。

ちょっと先ほどありました、要は解体とか、こういうところもマナー指導員の皆さんも台東区内ぐるぐる回していただいているんで、もしよければ点検もしていただければなという要望だけさせていただきます。

○委員長 関連。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 関連で、度々失礼します。

以前、課長ともお話しさせていただいたこともあるんですが、特定の場所で特定の会社の人と思われる人たちがたむろをして、路上喫煙をしている例が報告されています。それで、そういった場合に、現状行っている対応について教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 屋外喫煙に関する意見としまして、路地裏など、特定の場所が自然発生的な喫煙スポットとなり、喫煙者が集まってくることに対して、区民の方からも意見をいただいております。これらの喫煙スポット化している場所につきましては、マナー指導員による

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

巡回指導を実施し、指導を行うとともに、その場所に応じました注意喚起の掲示を行うなどの対策を講じております。また、特定の事業者の従業員による喫煙に関するご意見については、現地の確認を実施した上で、当該事業者に直接働きかけまして、適切な喫煙マナーの遵守を依頼するなど、個別に対応を行っております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 結構踏み込んで、私もその喫煙者を見かけたときに、ついていったりしたことあったんですけど、近くのオフィスビルの人が吸っていたりというのを実際確認していきまして、そこまで踏み込んで対応していただけると、周りの人たちも安心だと思います。また、ひいては、大体決まっているんですね、蔵前ですとか、会社が多くて人口も多いような地域で喫煙所が少ないということで、そういう根本的な課題解決に向けても取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

戻します。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 じゃあ、次、4問目、249ページの一番下の住宅宿泊事業のこちらでちょっとご質問をいたします。

コロナも明けて、観光客の増加に伴って、民泊に関する苦情、大変私にも多く今来ております。そんな中、申請前の民泊に関する相談件数、要は民泊に関する相談ですね、相談の段階での相談件数の状況を教えていただければと思っておりまして、一応調べた限りでいうと、保健所の事業概要には、令和5年は2,100件というふうに出ていますので、今年度までの、今現在分かる件数を教えていただければと思っております。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 今年度の2月末時点で2,426件となっております。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 やはりちょっとこの辺、かなり増えていまして、何を言いたいかというと、職員の皆さんも多分人数あまり変わっていないかなというのを思っていますので、この辺、先ほどもお話ししましたとおり、さらに民泊に対する苦情とか、こういうのは増えてくると思いますんで、人員も増強しながら、対応していただければと要望をさせていただきます。以上です。

○委員長 ほか。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 住宅宿泊事業事務ということで、関連させていただきます。なぜか、青鹿委員とはやけに同じところがかぶるなと思って、今、さすがだな、ありがたいことです。

実は、今この民泊の登録の部分についてですが、一応ホームページ上で確認できるというこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とで、確認をしております。そのホームページに関しては、実はこれもやはりPDFで載っかって、定期的に更新をしながら、見たい人がそのページに行って、それをダウンロードして、その中から探すということになっています。私も実際やってみたところ、実は検索して、そこに引っかかるまでが、ワードが分かっていたらそこまでたどりやすいんですが、初めて検索した人って、ちょっとそれ、分かりづらいなという印象があったんですね。出てきても、PDFなんで、検索のワードに引っかかりづらいのかなという部分があるので、ダウンロードしてみたところ、31ページで927件の登録が書かれてはありました。実際、その相談件数2,400件以上あるということで、これ、本当に数がこれから先まだまだ増える可能性もある中で、やはり区民感情としては、自分の住んでいるまちのそばでどれだけの人が宿泊で来ているのかなというのが分からないまま、不安になっているというご相談が多く来ていますね。

実はちょっとここで、何点か質問させていただきたいんですけれども、民泊に登録、相談しようとする相談の中で、マンションの管理規約とか、それぞれいろいろ建物ごとにあったりすると思うのですが、それに合わせて、確認をするとか、許可を出すというような業務はされているのかどうか、教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 集合住宅における民泊事業の申請なんですけれども、分譲のマンションとかであれば、管理規約等によって確認をしております。また、賃貸物件の場合には、オーナーさんとの賃貸契約書等で確認するようにしております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 かしこまりました。

実際それが、そこまできちんと確認をされている中で、なぜかうちのマンションが民泊になっているんじゃないかというふうなご相談が来るというのもちょっと不思議なもので、実際、台東区がむやみやたらに出しているわけではないというのは分かるのですけれども、やはり区民の方にちょっと余りにも周知が足りないのかなと思うところは、個人的に感じるものの、まず、今、ちょっとやれることとすると、先ほど申し上げました登録されている民泊の住所、あと、建物名、部屋番号等を分かりやすいような形で表示していただけるようにご検討いただきたいと思います。

そこで、ちょっともう1点だけ伺っておきたいのですけれども、今、民泊が、規約があって運用されている中で、それを利用している人たちの、もし国別でどれぐらいの人が利用しているか、たしか調査していたと思うんですけど、あったら教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 令和6年度の速報値としまして、令和6年の4月から令和7年の1月の一部という数になりますが、順位としては、1位が中国、割合としては18.7%、2位がアメリカ、割合としては12.9%、3位が日本、割合が12.2%となっております。

○委員長 松村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆松村智成 委員 やはり日本人の方が利用数が少ないんだなというちょっと印象が分かりました。

実際、夜、町なかでキャリーケースを引いているということで、それをやはり見ることによって、区民がどのように感じるのかなという議論は、ちょっとまたここですべきじゃないので、しませんけれども、ここの民泊については、先ほどご報告いただいたように、相談が多くなってきているのもあるので、この後、明日かな、住宅費のほうでも少し触れていきたいと思いますので、今回これでおしまいにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 課長ね、民泊の名簿みたいなのは作っていますよね。

生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 事業者というか、どこで民泊事業がやられているかというのは一覧にして、ホームページのほうには載せております。

○委員長 ホームページに載っているし、町会連合会でも名簿を出していますよね。お父様にぜひ見せていただいて。

松村委員。

◆松村智成 委員 それが、検索したときにちょっと分かりづらいのと。

○委員長 大体住所は書いてありますから、それ見て……

◆松村智成 委員 住所と建物と部屋番号と全部あるんですけども、部屋番号は飛び飛びだったりしてしまうときがあるんで。まあまあ、ちょっといろいろあるんで、また明日やります。

○委員長 秋間委員、関連。

◆秋間洋 委員 民泊は通告してありますので、質問します。

今、相談件数は先ほど質問で出ましたので、この間の苦情件数ですね、これについて大体、最近の件数を拾っていただけたらと思います。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 届出住宅に対する苦情件数ですが、各年度の末時点となりますが、令和2年度で23件、令和3年度で18件、令和4年度で20件、令和5年度で47件、令和6年度につきましては、2月末現在の数値ですが、64件となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、課長が言ったように、届出のというふうなところというのはなかなか微妙なところなんです。多分、住宅費でやるのは多分そのところだと思うんですね。つまり、届け出していない、いわゆる民泊もどきというか、そこが結構あるんじゃないかと思うんで、その辺というのは、さすがに保健所、実態がつかめないですかね。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 例えばなんですけれども、今申し上げた届出住宅に対するところでいきますと、苦情で来るのが、例えば行ってみると民泊じゃなくて、普通に賃貸契約をされていたとか、会社の寮で使用されていた、そういったところも民泊の担当のところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

情が来る形になっておりますので、分かりやすく数を合わせた。一応我々の部署のところに來た件数として、全部ひっくるめた数でお答えしますと、令和2年度が31件、令和3年度が22件、令和4年度が39件、令和5年度が80件、令和6年度が、先ほどと同じように2月末時点ですが、97件となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 困っている区民の数というのは、後者のほうが、後者の数なんですよ。だから、保健所は、両方分けて捉えているというのはいいことだと。ただ、それだけ増えてきているんですね、苦情がね。私のところも幾つもありますよ、率直言って。保健所にまではいいないですよ、悪いけれど。ただ、やはりここまでなってくると、ちょっと放置できないということ、そのぐらいの問題になり始めているんですね。まず、区として、環境の改善などにつながるような取組ですけれども、これはどんなことを今行っているのかということと、トラブルを減らす、そのために何か方策を今考えているのかって、この辺はいかがですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 まずは、届出相談の段階で、区の住宅宿泊事業の手引に沿って適正な運営についてきちんと事業者のほうにも説明させていただいております。また、標識交付時にも改めて適切な運営ができるように丁寧に説明をするなどの取組を行っております。また、届け出後につきましても、事業者や管理業者を対象として、講習会を年1回開催しております。また、その講習会の資料を区のホームページに掲載することで、多くの方が活用できるようにしております。また、本区におきましては、事業開始時に近隣住民の方々に書面で周知をするように定めておりまして、いつでも連絡が取れる連絡先の記載を義務づけております。これらを徹底することで、万が一トラブルが起きた際にも早急な対応が可能となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひその辺、進めていくということと、あと、やはり大本の問題として、この民泊条例できたときに、3年後の見直しというのを、これをうたっていたわけで、これはどうなったんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 委員がおっしゃるように、法律のほうにも附則として同じように施行後3年を経過した場合について、検討を行い、必要があると認められるときには必要な措置を講ずるものと記載されておりまして、それに準じて本区の条例も記載をさせていただいております。こちらは、国の規則ですとか、あとはガイドラインというものが、各自治体からの問合せとか、要望等を反映しながら、状況に合わせて随時更新されておりますので、現時点で法及び条例変更の予定はございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 やはりこれは台東区が条例をつくるかどうかというのもあのとき議論になったじゃないですか。率直に言ったら、条例までつくっていいのかというね、自由経済の中で。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だけれども、ここまで生活環境を壊すところまで来ると、条例のある区なんだから、これはあのとき台東区が条例をつくったというのは、逆に評価されたところあるんですよ、世論に。そういう点では、じゃあ、国が規則やガイドラインでやり過ぎているからと言うと。じゃあ、台東区も、じゃあ、それだから、国の横並びでいいのかといったら、せっかくつくって、別に法律にさお差すような、これは規制はできないと思うんで、だけれども、少なくとも3年後の見直しというんなら、今までの実態、あるいは、少なくとも先ほど出たような数字の乖離ですね、現実があるわけで、だから、そのこのところを踏まえた上で、やはりぜひ区独自で、国がどうであろうとも、検証して、ぜひ規制強化の方向で条例改正を行うべきだと、意見だけ申し上げておきたいと思います。

○委員長 ほかに。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 246ページの2番、地球環境保全の推進なんですけれども、(2)の我が家の省エネ・創エネアクション支援、(3)我が社の環境経営推進など、東京都と連携する事業についての質問で、先日公表された東京都の令和7年度の予算を見ますと、環境局の予算のうち、中小企業になじみのある補助金が含まれる気象変動対策費では1,794億1,100万円が計上されました。令和6年度の1,364億4,700万円と比べ、429億6,400万円の増額です。また、この環境局の予算では、再生可能エネルギーの促進の分野で予算が前年度の約4倍となりました。中でも賃貸住宅の断熱、再エネ、集中促進の事業に大きな予算が充てられ、住宅の脱炭素に向けた取組が強化される方針とのことですが、台東区にも2の我が家の省エネ・創エネアクション支援や、3の我が社の環境経営促進など、東京都の連携というか、都は都の事業、区は区の事業ではあると思うんですけれども、今述べたように、東京都の予算の増額に関連して、台東区に影響してくる新規事業、あるいは継続事業などがありますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 東京都と直接連携している事業はございませんが、令和7年度も引き続き我が家の省エネ・創エネアクション支援事業の共同住宅共用部分LED助成や高反射塗料施工助成に東京都の補助金を活用しております。また、助成希望者は、区と都の助成を併用することが可能となっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。ありがとうございます。

先日の環境安心安全委員会でもカーボンオフセット事業の推進については報告いただいておりますので、こちらでは質問はしませんが、国は2050年までにカーボンニュートラルを目指すということを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していて、区としても取り組んでおられますし、ゼロカーボンシティも区も都も述べられておりますので、より一層の脱炭素の推進に今後も期待をして終わりにします。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 同じ項目なんですけれども、かぶらないように。

今回の我が家の省エネのところで、支援メニューで一番区民の方に活用されている支援というのを教えてもらってよろしいですか。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 令和6年度の我が家の省エネ・創エネ支援事業で、件数として一番実績が上がったのは、窓・外壁等の遮熱・断熱改修助成で、38件でございました。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ありがとうございます。

来年度、7年度に多分追加される支援策はないですね。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 令和7年度は、住宅向け支援で追加されるメニューはございません。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっとひっくるめて総括させていただきたいと思います。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 すみません、項目一緒なんで、我が家の省エネ・創エネアクション支援のところなんですけれども、昨年度、区も環境基本条例を作成して、計画も1年前倒しで改定していて、ここのところ、かなり力を入れていくところだと思っていて、やはりその辺で課題になってくるとというのは、民生部門のエネルギー消費量削減率を上げていくこと、これが本当に重要な取組になってくるんだと思っているんですが、その取組の中でも、特に創エネの部分というところをしっかりと推進していかななくてはならないなと思っておりまして、その家庭における創エネの部分なんですけれども、この助成事業でいえば、それこそ再生エネルギー、太陽光の設置の助成もやっていますし、例えば今年度、取組的には、昨年に比べ、昨年8件に対して、今年は19件、実績、たしか上がっていて、なおかつ、予算上限に達したため受付、途中で終了しているという話も聞いています。さらに、蓄電のほうでいっても、これも去年11件から今年度は20件、増加していて、これも本当に早い段階で予算額上限に達し、受付を終了してしまっているということがあったんだと思うんですけれども、例年より早期に終了した要因というのを分析しているのであれば、教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 早期に終了した要因でございしますが、委員ご指摘のとおり、比較的設置費用の高い太陽光発電の助成ですとか、蓄電池システムの助成の件数が増加をしたということ、また、令和6年度より3か年限定で助成金メニューの一部の助成率、助成上限額を充実したことによる需要の増加、そのほか、昨今の電気料金の高騰や在宅勤務などに伴い住環境を快適にしたいと考える人の増加、新型コロナウイルス感染症の終息に伴います活動の再開などが考えられます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 今言ったのもそうだと思うんですけど、今、太陽光とか、蓄電とかは東京都がこの事業を進めるべく、かなり思い切った助成を行っているって思っているんですけど、国とか都、そして、区の助成を受けた場合、どのくらいの感じで太陽光や蓄電システムを設置できるのか。モデルケースみたいなものがあったら教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 国は蓄電池導入に関して、また、東京都は太陽光発電及び蓄電池導入に関する助成制度を設けてございます。平均的なモデルケースでございますが、既存住宅に7キロワットの太陽光発電システムと10キロワットの蓄電池を導入した場合、おおむね費用は税込みで約400万円かかります。これを基準とした場合に、国、都、区の助成金でございますが、おおむね国の助成で37万円、東京都の助成で204万円、区の助成で30万円、総計271万円となり、これらの助成金は併用して利用が可能でございます。導入に際して、実際の負担としては129万円程度になります。

○委員長 早川副委員長。

◆早川太郎 副委員長 今、区の助成30万って、全体の価格で考えると30万って大きい金額ではないんですけど、結果、これがないと160万ですから、その160万円と130万円では、全然お得感というんですかね、踏み切ろうかなって思う意識が変わってくるんだと思っていて、この事業を推進する上、区の30万円があるという事実というのは、かなり大きな意味を持つんではないかなって思っています。さらに、他の、例えば国とか都とかに比べると、台東区って、たしか事前の審査って、かなりしっかりやっているので、交付も東京都は結構かかるらしいんですけど、区は割とすぐ入ってくるって聞いています。本当にこの事業、環境基本計画の目標達成に寄与するだけじゃなくて、こういった取組、家庭部門の創エネの部分がしっかり進んでいくということが、結局は脱原発につながっていくという、本当に地道に着実にという話ですけど、そういう取組だと私は思っているので、来年度は、さらに申請が増えてくるかもしれないし、今の予算を超えるような事態があるのかもしれないんですけども、そういう場合でも、そういう事業ですから、しっかり予算の上乗せなりなんなり、検討していただいて、進めていただきたいと、これは強く要望します。以上です。

○委員長 戻します。

じゃあ、木村委員、残っていたね、一つ。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 最後に、ネズミのことについて、249ページです。

現状、上野地区と浅草地区の一部でネズミ対策をやられていると思うんですけども、環境安全委員会でも報告があったとは承知しているんですが、地元のことなので、改めて、その報告というか、現状の成果など、教えていただけますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

令和6年につきましては、まだ実施をしている最中ですので、なかなか成果をお伝えできない状況ではございますが、実施内容というところでご説明をさせていただきます。

令和6年度につきましては、令和6年10月から12月に浅草地域において、令和7年1月から3月に上野地区、浅草橋地区において、業者委託によって実施をしているところです。まず、町会など、地域の方へ事業内容の説明ですとか、あとは、ごみの適切な排出方法の啓発等を行っており、その後、捕獲わなや殺鼠剤を用いた防除作業と飲食店等のごみの排出状況の調査を実施しているところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。

いわゆる蓋つきのごみ箱が有効なんじゃないかとかで助成を今やっている最中だと承知しております。引き続き、ネズミ、実際にちよろちよろいますので、区民の意識も高いところかと思っておりますので、やっていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長 よろしいですか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 すみません、246ページの(5)エコフェスタについてお聞きします。

来年度は、学習センターが大規模工事に入りますので、環境ふれあい館、ひまわり館、精華公園での開催になると思うんですけれども、毎年、区所有の燃料電池自動車と給電機使って発電できますよというPRをしていただいているんですけれども、たしか去年はやられていないんですけれども、今年はやる予定でしょうか、教えてください。

○委員長 環境課長。

◎勝海朋子 環境課長 令和6年度のエコフェスタにつきましては、出展団体が増加しまして、スペースが確保できなかったために水素自動車の展示は行いませんでした。令和7年度のエコフェスタは、会場は変更となります。現在、出展団体を募集中でございまして、水素自動車の展示については未定でございますが、生涯学習センターと比較して、環境ふれあい館、精華公園は面積が狭いことから、地域の参加団体に優先的にスペースを割り当てる予定でございまして、展示が難しい可能性がございます。エコフェスタでの展示ができない場合は、環境ふれあい館まつりでの展示を検討いたします。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 もともと水素自動車があって、給電機をお願いして買っていたんですけど、それで、そういうところでPRで使うという話をして、買っていた部分があるので、大分、車も古くなって、新しい新型も出ていますけれども、できればそういうところで活用していただけて、もう何回もやっていますから、皆さん知っていると思うんですけれども、活用していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 以上ですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項清掃費について、ご質疑願います。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 2点質問いたします。

まず、253ページのプラスチック資源リサイクル、項番4についてです。これも再三、環境安全委員会でもご報告があったと思うんですけども、私も実際、町会女性部などでたくさん意見をいただいていますので、お伝えさせていただきたいと思います。

まずは、制度自体の理解というところで、なぜプラスチックをリサイクルするのか、そのほうがコストがかかるのではないか、燃やしたほうがむしろごみ削減につながるのではないかなどなど、ご意見があります。これについて教えてください。

もう1点、やはり主婦の立場で、洗って出さなければいけないとなると大変であると。水が汚れてしまうのではないかと、いろいろな意見があるんですけども、その辺りについてもご見解を教えてください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

まず、1点目、プラスチックのことですが、まず、国の動きがございます。令和4年の4月にプラスチックに係るプラスチック資源循環促進法、いわゆるプラ新法というものが施行された、こういう国の動きがございます。これを受けて、燃やすごみを削減をしていこうということでございますが、その目的としては大きく2つございます。一つは、燃やすごみの中からプラスチックが資源回収されるということになりますと、燃やすごみが減ります。このことによって、焼却されるものが減りますので、CO₂の発生を削減、抑制につながるというのが一つでございます。それから、もう一つは、焼却をしたもの、最終的に残渣が残ります。燃え残りですね。こちらについては、埋立処分場のほうで埋立てをしております。東京都では、中央防波堤などになりますが、これが23区としての最後の処分場になりますので、ごみの減量や資源化などによってできるだけ長く使えるように延命化をしていかなければいけないということの理由から、プラスチックの資源化というものを進めているところでございます。

それから、2点目でございますが、プラスチックの分別、ご指摘のように、最初のうちは大変に思われると思います。ただ、慣れてきますと、だんだんこのプラスチックの分別が進むということについては、先日の委員会のほうでも報告させていただきましたように、本区での一部実施のほうの回収量の実績が増えていたり、あるいは、他区の状況を見ましても推測できるところでございます。これからは様々な機会を捉えまして、繰り返し周知を行っていきたいと思っております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 もう実施も決まっていますし、やるしかないんだろうと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私も及ばずながら周知啓発、協力させていただきたいと思いますので、いろいろ教えてください。よろしくお願いいたします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連あるね。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 すみません、関連で。

委員会で全てご報告いただいていますので、委員会じゃないところでいきたいと思います。

委員会の中ではいろいろな周知方法が出たんですけども、学校とかへの周知というのは、例えばお子様たち、子供たちがやっぱそこを学ぶというのは大事だと思うので、その部分に対する周知はどうなっているか、教えてもらってよろしいですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 今、委員からご指摘いただきましたとおり、子供たちへの啓発というのは大変に重要なことだというふうに考えております。その取組としましては、一つは、小学生向けの環境学習用の冊子で「環境を学ぼう」というものがあるんですが、こちらの中での内容のほうを、プラスチックの部分、かなり充実を図りました。それから、あとは、自由研究用の量ってみようキャンペーンって、これ、通年でやっているんですけども、これ、ご家庭で取り組んでいただけるように用紙がダウンロードできるようにしております。あとは、各種イベント等で周知をしながら、できるだけ興味を持ってもらえる分かりやすい周知を図っていきたくて考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 子供たちに知っていただくということ、すごく大事だと思いますので、できましたら、出前授業とか、学校によってなかなか、できるであるとか、あると思うんですけども、あと、パネルの展示とかしていただければいいと思いますので、そこは要望で終わります。以上です。

○委員長 関連。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 これ、金になるかというところちょっとあれなんで、ごみ減量の中で、非常に重要なのがプラスチックだということで、関連といえば関連になります。

今、非常に区民の皆さんの意識がぐっとプラスチックごみの資源回収問題で高揚してきているんですね。どうしたらいいんだろうってね、これはチャンスなんですね。非常にチャンス。プラスチックにかかわらず、ごみの減量全体をやはり区民的に考える今すごく絶好の機会だなというふうに思っております。それを、この機を逃すことは、また何年もないだろうというふうに思います。そういう点では、見える化なんですね。ごみが減っていくの見える化、見えることで減っていくことについての快感というか、そのようなものというのをやはり区民的にちょっと体験していく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺でのお考えという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のほうでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 プラスチックを含めたごみ全体の減量のための取組ということで回答させていただきます。

今、先ほどの部分と重複する部分については省略をいたしますが、「資源とごみの分け方・出し方」という冊子があります。これ、今回、全戸配布をいたします。それから、そのほか、イベント等での周知については、先ほども申し上げたとおりですが、各機会を設けてやっていきたいと思っております。7年度については、広報たいとう、それから、庁舎でのパネル展示、それから、めぐりんの中の車内広告等もやります。あと、これまでも説明会へ行ってきましたが、そういった中で実際に見せながら説明をしてまいりましたので、そういったところで幅広く継続的に周知を行ってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回、先行してやっている地域では、このぐらい減ったというのが話題になるんですね。3分の1減ったとか、うちは半分ぐらいになっちゃったとかね。そのような、3分の1ぐらいね。プロが言っているから間違いはないんだけど。そのようなことというのは、本当に今、話題になる。さらに、じゃあ、もっと減らせないかと、プラスチックを機にですね。やはり雑紙だとか、いわゆる組成の調査をすると、ここが減れば、それは事業所と家庭とまたそれぞれ違うんですけれど、減れば相当減らせると。中央防波堤に様々な負荷をかけなくていいという、そういうところにまで意識が向くというのはすごく大事だと思うんですね。しかも、それをどのように進めていくかというところでやはり地域なんですよ。地域コミュニティなんですね。これは、集団回収が非常に象徴的です。集団回収に取り組む団体数というのは、ここ大体5年ぐらいでどんな推移をしているのかということですが、これはいかがでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず、現在、7年の1月1日現在で登録団体数がまず500団体ございます。この推移でございますが、年度末で申し上げますが、令和元年年度末が470、それから、2年度末が482、3年度末が492、4年度末が494、5年度末が501でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これはなかなか大したもんだなというふうに思うんですね。集団回収は、それこそコミュニティでごみの問題を意識しながら地域で対処していくということなんですけれど、この内訳なんですけど、例えば、私、意外だったのは、今増えているのですけれど、例えばうちの町会の女性部はやめちゃったんですね。高齢で、重い紙はもう腰が痛くて持てないという、そういうことで、それまで頑張ってやっていたんですけれどね。3年前ぐらいにやめちゃいました。そういう点では、これだけ増えているというのは、このうち、町会というのはどのくらいあるんですかね、町会関係は。

○委員長 清掃リサイクル課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 町会、女性部も含めた数ですが、145団体でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 199ですか、今ね。だから、145というのは、婦人部も、女性部も入れて、そういうことというのは、やはり台東区の町会の力ってすごいなというふうに思うんですね。このごみの減量もやはりコミュニティの力を生かしながら、ただ、あります。この間、そうすると、でも、町会が増えているわけじゃないんだよね。実態的に増えているのの主体はどこなんですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 先ほど実績、経過申し上げましたけれども、その増加しているところの主な要因は、マンション等の集合住宅でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうなると、今回、プラスチックごみの問題もマンションで大分学習会がやられているというふうに聞きます。ですから、これを機に、町会と、また、マンション、これは防災の問題もそうですけれど、やはりごみの問題も町会とマンション、防災もごみも。この2つというのは、マンション居住者にとっても関心事でありますから、そこで町会加入が増えていくとかいうふうな好循環にしていくような、そんなような私は取組が必要だなと思うんで、今後、さらに、この地域コミュニティとか、集団回収に取り組むような団体が増えていくような方策、これについては何か考えあるんですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず、集団回収については、通年で募集をしておりますので、ご相談をいただければというふうに思っておるところです。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 集団回収は様々な、私はちょっとプラスばかりじゃない問題も若干あるというのもあるんですね。ただ、やはり今このプラスチックの資源回収の機に、これ、地域でもう1回ごみを考え直すという、本当に今、非常にいいチャンスなんで、そこで有効な手を、特に見える化については、何とか進める方策がないかなということをちょっと提起して、質問は終わりたいと思います。

○委員長 戻して。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 じゃあ、最後に、254ページ、項番6、動物死体処理について、また伺いたいと思います。

こちらの有料分、無料分、それぞれの動物の内訳を教えてください。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 お答えいたします。

まず、有料分の150頭でございますが、こちらは、先日、歳入のときにお伝えしました数字

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なので、今回は割愛させていただきます。

その次の無料分の公道等の220頭の内訳でございます。こちら、すみません、実績になりますけれども、区道、都道のほか、区立公園なども含んだ合計数字となりますが、多い順に上位3番目までで、令和4年度は猫が40件、ハトが29件、ネズミが27件となっております。令和5年度は、ネズミが44件、ハトが36件、猫が33件となっています。なお、令和6年度については、1月下旬時点の暫定数値となりますが、ネズミが41件、ハトが38件、猫が22件となっています。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。猫をだんだんネズミが上回っている様子が分かりました。

その上でなんですけれども、一応要望なんですけど、台東区、都道ですとか、区道ですとか、あるいは、都立公園、区立公園、いろいろあると思うんですね。その管轄によって窓口が違うということで、場合によっては、それは都道だから都に言ってくださいとか、そういうことがあり得ると思います。なので、窓口をできれば統一化していただくですとか、あるいは、ここは都道だから都に言ってくださいとかいうふうに言わずに、区に来た通報については、都に回していただくとかいう親切な扱いをしていただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 道路上の動物死体の処理については、基本的に道路管理者が実施することとなっています。区道のほか、都道については、東京都との協定により、区の清掃事務所で実施しておりますが、国道については、管理主体である国土交通省東京国道管理事務所亀有出張所が実施しており、依頼先窓口を一本化することは現状では難しいと考えております。なお、通常、国道上の動物死体の連絡が清掃事務所にあった際は、国道事務所亀有出張所の連絡先をご案内しておりますが、連絡者の状況により、清掃事務所から亀有出張所への代理での情報連絡も行っておりますので、ご相談いただければと存じます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そのような運用を徹底していただければというふうに要望いたします。あとは大丈夫です。

○委員長 いいですね。

◆木村佐知子 委員 大丈夫です。

○委員長 ほかに。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 254ページ、5番の有料ごみ処理券事務についてお伺いいたします。

現在、台東区で家庭から出る粗大ごみを出す際は、粗大ごみ受付センターへ電話、あるいはインターネットで申込みをして、有料ごみ処理券をコンビニなどの取扱店、または、台東清掃事務所で購入する必要がありますが、例えば品川区では、インターネットで申込みをした方は、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

手数料のオンライン決済を選択できるようになっています。台東区では、粗大ごみ処理手数料のオンライン決済、ご検討されているかどうか、教えていただけますか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 お答えいたします。

インターネット受付における粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済については、23区では、令和6年4月から品川区が最初に実施しており、その他の区でも現在導入に向けた検討を進めていると聞いております。今年度、1区が導入したということもあり、どのような課題があるかも含め、他区の動向も調べながら、本区におきましても導入に向け検討を進めてまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 検討を進めていただけたということ、承知いたしました。手続きの利便性向上だけではなく、ごみ処理券の買い忘れによる収集キャンセルの抑止などにもつながると思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

○委員長 寺田委員。

(「関連で」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

◆寺田晃 委員 最近の情報なので、まだ調査は全然できていないんですけども、集合住宅、特に高層マンションの持ち去り、この有料ごみ処理券を貼り付けて、持って行っていただこうかなと思ったら、持ち去られてしまって、それが結構、伺ったところによると、かなり頻繁にということで、私のところも高層マンションが増えているので、まだ調査は全然進んでいないんですけども、そういった苦情というんですかね、連絡取っていただいて、回収に行ったらなかったとか、そのような苦情みたいな、全区的にはあるんでしょうか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 粗大ごみのことでよろしいでしょうか。

◆寺田晃 委員 はい。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 粗大ごみの排出のご依頼を受けて、そのご依頼主と状況が確認できて、持ち去りの可能性が高いと思われるケースは、月に一、二件出ていると把握しております。対策としましては、従来から清掃事務所でも案内しておりますが、粗大ごみが必ず当日の朝8時までに排出していただき、前日等から粗大ごみを出しておくことを控えておくことが持ち去りには、防ぐには重要と考えております。また、粗大ごみの回収時間は、前日の3時までに予定が組まれますので、それ以降に清掃事務所にご連絡いただければ、当日の粗大ごみの回収予定時間をご案内することも可能となっております。ぜひ活用いただければと思います。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 いわゆる、その前日3時に時間のある程度の確認ができて、その時間に合わせて置いていただければ減る確率もということですよ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちなみに、その月一、二件というのは、どれぐらい前から発生しているのでしょうか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎渋谷謙三 台東清掃事務所長 令和5年度からシステムで統計を取っておりまして、5年度からの数字なんですけれども、5年度が、確実に持ち去りだと把握できているものが6件でございまして、排出者と連絡が取れないけれども、持ち去りなのではないかというものが16件出ております。令和6年度につきましては、2月までの数字なんですけれども、持ち去りとはほぼ確定できるものが3件、持ち去りなのではないかというものが11件発生しております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 なるべく時間の確認を取りながらやっていただければと思うんですけれども、対策も一応引き続き検討していただいて、なるべくそういうのがないように、対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですね。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 青鹿委員、関連。

◆青鹿公男 委員 すみません、関連で、今言われているやつで、集団回収、先ほど秋間委員からも言われたとおり、集団回収やられている中で、段ボールを持ち出す、みんな、マンションの前とか出してやるんですけれども、それを早朝来て持っていってしまう事業者が今多いというふうに台東区内、言われていまして、それって、警察とかにも言ったんですけれども、結局、警察も持ち主がもともとあれなので、特定できないと言っていました。結局、集団回収、町会の皆さん、一生懸命集めたやつが持っていかれてしまうということで、結構な苦情が私にも来ていますので、難しいと思うんですけれども、何か対策を取ってもらえればと要望だけさせていただきます。

○委員長 ご要望で。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 253ページですね、ごめんなさい。ごみ収集作業運営等についてお聞きいたします。

まず初めに、最初にお話ししたいの、4月1日から台東区内、今お話ありましたように、全区でプラスチックの資源の回収が行われます。ごみは燃える、可燃ごみに入れるのはプラスチックごみで、プラスチックのリサイクルするのは、私は資源だというふうに、これだけ、一言だけ申し伝えたいと思いますし、また、ここまで運営、努力をしてこられた所管の皆様にご努力の大変評価させていただいていますことを一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。また、秋間委員のお話ありましたように、このプラスチック資源の回収に対して、区民の皆様が本当にこのリサイクルというものを一段と関心を示されたということだと認識しております。

ただ、このごみ削減問題で、このプラスチックの資源化も進んできたわけですが、より一層、このごみ削減ということで、去年の11月頃でしたでしょうか、マスコミで取り上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

げられたのが、可燃ごみの有料化ということが報道されまして、これ、私のほうでは17区が前のめりになっているというお話を聞いているんですが、それについて、23区ね、清掃リサイクル主管課長会等で何かそういうお話があったのか、それを教えてください。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 お答えいたします。

まず、ごみの事業系については既に有料化ができていますので、家庭ごみのほうかと思えます。お答えいたします。

家庭ごみの有料化については、ごみの先ほどの減量、削減に効果があるものというふうに考えてございます。これにつきましては、23区全体で取り組むべき課題として、これまでも検討を行ってきたところでございます。ごみの収集については、23区全体に影響を及ぼすものでありますので、今後も23区として検討を進め、ごみのさらなる減量に努めてまいります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ありがとうございます。

この問題は大変とナイーブな問題でありますので、ごみ削減に関して、また、資源化、また、この有料化に対して、総括でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

第4款衛生費について、審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いします。

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

午後 4時34分閉会